



平成27年 第2回定例会

# 会 議 録

(平成27年2月27日～3月25日)

枕 崎 市 議 会

平成 27 年  
枕崎市議会第 2 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 27 日間（2 月 27 日～3 月 25 日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容	
2 月 27 日（金）	本会議	前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第4号－第52号） 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 報告（日程第53号） 11 散 会	
2 月 28 日（土）	休 会			
3 月 1 日（日）	休 会			
3 月 2 日（月）	本会議	前 9：30	1 再 開 2 一般質問（4 名） 3 散 会	
3 月 3 日（火）	休 会	委員会	前 9：24	1 総務文教委員会
3 月 4 日（水）	休 会	委員会	前 9：21	1 産業厚生委員会
3 月 5 日（木）	休 会	委員会	前 9：25	1 予算特別委員会（補正）
3 月 6 日（金）	休 会	委員会	前 9：24	1 予算特別委員会（当初）
3 月 7 日（土）	休 会			
3 月 8 日（日）	休 会			
3 月 9 日（月）	本会議	前 9：30	1 再 開 2 議案上程（日程第 1 号） 3 提案理由の説明、質疑 4 議案委員会付託	

		委員会 委員会	前 10:19 後 5:7	5 散 会 1 予算特別委員会 (当初・追加補正) 1 議会運営委員会
3月10日(火)	休 会	委員会	前 9:24	1 予算特別委員会 (追加補正)
3月11日(水)	休 会	委員会	前 9:19	1 議会運営委員会
3月12日(木)	休 会			
3月13日(金)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 議案上程 (日程第1号-第14号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程 (日程第15号-第36号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程 (日程第37号-第42号) 9 委員長報告 10 質疑、表決 11 散 会
3月14日(土)	休 会			
3月15日(日)	休 会			
3月16日(月)	休 会			
3月17日(火)	休 会			
3月18日(水)	休 会			
3月19日(木)	休 会			
3月20日(金)	休 会			
3月21日(土)	休 会			
3月22日(日)	休 会			
3月23日(月)	休 会	委員会	前 9:23	1 議会運営委員会

3月24日(火)	休 会			
3月25日(水)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第8号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第9号) 6 表決 7 閉 会

# 本 会 議 第 1 日

(平成27年2月27日)

平成27年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第1号）

平成27年2月27日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	3	平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）	予 特
5	4	平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	〃
6	5	平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
7	6	平成26年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
8	7	平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃
9	8	平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第4号）	〃
10	9	平成27年度枕崎市一般会計予算	〃
11	10	平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
12	11	平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
13	12	平成27年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
14	13	平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	〃
15	14	平成27年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
16	15	平成27年度枕崎市水道事業会計予算	〃
17	16	枕崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
18	17	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用	〃

		等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
19	18	市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総 文
20	19	市長等の退職手当支給条例及び枕崎市職員退職手当支給条例を廃止する条例の制定について	〃
21	20	枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
22	21	枕崎市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	〃
23	22	枕崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	〃
24	23	枕崎市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について	〃
25	24	枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
26	25	枕崎市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	〃
27	26	枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃
28	27	枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
29	28	枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
30	29	枕崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	〃
31	30	枕崎市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等を定める条例の制定について	〃
32	31	枕崎市農村地域工業等導入促進条例を廃止する条例の制定について	〃
33	32	枕崎市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	〃
34	33	枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例	〃

		の制定について	
35	34	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	総文
36	35	枕崎市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	〃
37	36	枕崎市いじめ問題専門委員会条例の制定について	〃
38	37	枕崎市いじめ問題調査委員会条例の制定について	〃
39	38	枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について	〃
40	39	公の施設の指定管理者の指定について	産厚
41	40	市道の廃止について	〃
42	41		
43	42	市道の認定について	〃
50	49		
51	陳1	市道の改良整備について	〃
52	陳2	集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出を求める陳情	総文
53	報3	専決処分の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員  
3 番 豊 留 榮 子 議員  
  
7 番 禰 占 通 男 議員  
9 番 沢 口 光 広 議員  
11 番 吉 松 幸 夫 議員  
13 番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員  
4 番 今 門 求 議員  
6 番 新屋敷 幸 隆 議員  
8 番 城 森 史 明 議員  
10 番 畠 野 宏 之 議員  
12 番 沖 園 強 議員  
14 番 吉 嶺 周 作 議員  
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15 番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長  
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	南 田 敏 朗 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者	岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長	加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
三 島 洋 台 消防長	中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
森 蘭 智 之 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開会

○立石幸徳議長 平成27年第2回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、7番禰占通男議員、9番沢口光広議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの27日間にしてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成26年11月、12月及び平成27年1月執行の例月現金出納検査結果報告書、平成26年11月及び平成27年1月に実施されました定期監査の結果並びに平成27年2月に実施されました随時監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成26年第7回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第52号までの49件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 おはようございます。

平成27年3月議会の開会に当たり、市政運営の所信と基本方針について御説明し、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

昨今の我が国の社会情勢を顧みますと、新聞紙上に毎日のように地方創生の文字が躍っている状況です。この地方創生については、市民の皆さんの関心も高く、各自治体ともにその動向を注視しております。

本市においても、国が打ち出す諸施策を十分に活用するべく、本市の地域事情及び財政状況等を踏まえて、新年度中に地域総合戦略の策定に取り組むとともに、今後5カ年間で、当該総合戦略に掲げる様々な施策に取り組まなければなりません。

また、平成18年度にスタートした第5次総合振興計画の最終年度を迎えましたので、これの総括を踏まえ平成28年度を初年度とする第6次総合振興計画の策定作業に入るとともに、さらには新過疎地域自立促進計画の策定作業も同時に行うこととなります。

このように、新年度は今後の本市の将来像を定める準備の年となります。様々な行政課題、地

域課題の解決に向けて、当局、市議会、市民の皆さんの英知を結集して、これに当たりたいと考えております。

新年度当初予算は、近年にない規模で普通建設事業費を計上しました。

これは、小・中学校の屋内運動場等における非構造部材の耐震化を新年度で集中して実施するのをはじめ、公共施設の長寿命化計画に基づいた老朽化対策を進めるとともに、高度衛生管理型荷捌き所の新設に伴い、枕崎市漁業協同組合が行う魚体選別・搬送ラインなどの整備に対し助成を行うことなどによるものです。

なお、これらの事業実施に当たっては、可能な限りの補助事業を導入するとともに、過疎対策事業債の有効な活用にも努めたところです。

次に、昨年来、庁内で検討を重ねておりました地域包括ケアシステム構築に向けた組織については、福祉課内に地域包括ケア推進室を設けます。これは、介護保険制度の改正に伴う新たな介護保険事業の平成30年度完全実施に向けた取り組みであり、本市の地域包括ケアシステム構築に向けた主体的な調整を図っていくものです。

続いて、新年度の新規施策として枕崎国際芸術賞展について申し上げます。

本市がこれまで10回にわたり開催してきた風の芸術展については、第1回展から審査員をお務めいただいていた野見山暁治先生から、御高齢を理由に「区切りのよい10回展を最後に、審査員を辞退したい」との御意向があり、また、同じように林紀一郎先生からも審査員辞退の申し出がなされていたところでもあります。

そこで、庁内において今後の芸術展のあり方を検討した結果、風の芸術展は区切りのよい10回展までとし、発展的に枕崎の地名を冠した国際芸術賞展を目指す方向を確認いたしました。

この枕崎国際芸術賞展は平成28年度開催となりますが、今議会には、開催の準備経費として作品募集の広告、広報経費等を計上してありますので御承知おきください。

次に、ふるさと納税に対する返礼品の贈呈について申し上げます。

これまで本市は、ふるさと納税の本来の意義に基づきお礼状の送付にとどめておりましたが、新年度から返礼品の贈呈を行うこととしました。返礼のあり方については、今後、本市のホームページ、広報紙で皆さんにお知らせするのはもちろんのこと、民間の有料広告媒体を使い枕崎の地場産業、地場製品の広告、宣伝を行うかたちで、他の自治体と同様にカタログショッピング形式によるふるさと納税の募集を行ってまいります。詳細については、今後、早い時期に御説明できるよう努力を重ねているところです。

次に、環境保全対策としては、環境保全促進助成事業を活用し、市内の河川の環境対策に取り組んでいる市民グループと連携して小・中学生による河川の水生生物調査や水質調査を行うとともに、環境フォーラムを開催し、地域環境の保全活動や環境教育の啓発に努めます。また、畜産環境対策事業として、悪臭対策に効果が期待できるふん尿土中注入機の導入に対し補助を行うなど、環境の保全とともに畜産農家の育成にも努めます。

続いて、教育施策については、いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会部局に枕崎市いじめ問題専門委員会を、市長部局に枕崎市いじめ問題調査委員会を設置する条例案を提出しております。この機関の設置により、本市内の小・中学校においていじめの重大事態が発生した場合の備えができることとなります。また、学校現場においては、既に学校いじめ問題対策連絡協議会を設置して、いじめ問題に関して早期の対応が可能な体制を整えております。

福祉施策については、子ども・子育て支援新制度に基づく各種子ども・子育て支援事業の実施や、産婦の安心・安全なお産体制の確保を図ることを目的とした産後ケア事業に取り組むことで、子供を産み育てやすい環境の整備にも努めます。

このほか新年度予算を編成するに当たっては、各課から様々な事業提案がなされましたが、新年度で取り組む事業としては、まだ熟度の整っていないものもありましたので、引き続き庁内で

検討するよう指示をしております。計画熟度が整い次第、今後の補正予算でお願いすることもあるかと思しますので御承知おきください。

さらに、現在、国、県との協議を急いでおります地方創生関係の各事業については、今議会中に改めて補正予算案を提案する予定となっておりますので、これもあわせて御承知おきください。

最後に、すべての事業実施に当たっては、平成29年度までを計画期間として3月中に策定する第3次行財政集中改革プランも踏まえ、効率的かつ効果的な事業の実施を目指すことはもちろんのこと、引き続き本市財政規律の保持を念頭に、本市財政の健全化にも努力したいと考えております。

続いて、ただいまの説明内容との重複を避け、新年度の新規事業など施策の主なものについて、第5次枕崎市総合振興計画の基本構想の6つの柱に沿って、説明いたします。

まず、「安全で潤いのあるきれいなまちづくり」について申し上げます。

市営住宅の長寿命化計画に基づいて長寿命化工事を実施するとともに、潟山団地建てかえ事業に向けた調査測量を行います。

水道事業については、安全で良質な生活用水等を供給できるよう、老朽管の改良・更新事業を実施するほか、金山浄水場の急速ろ過池更新事業を実施します。

公共下水道事業においては、立神北町の面的整備を実施し、快適な生活環境づくりを推進するとともに、終末処理場の長寿命化計画に基づく改築更新事業を実施するほか、松之尾ポンプ場の長寿命化にも取り組みます。

水産加工場の公共下水道接続については、その施設整備に対して助成を行い、下水道接続の促進に努めます。

生活環境の改善や公用水域の水質保全を図るため、事業場の適切な排水処理の指導強化に努めるとともに、公共下水道区域外の浄化槽設置を積極的に推進します。

市内各地で大量発生したヤンバルトサカヤスデ等不快害虫対策については、より効果的な薬剤散布方法の検討を行いながら、蔓延防止と駆除対策に努めます。

また、ごみ分別を徹底し再資源化やごみの減量化に市民と一体となって取り組むとともに、住環境を悪化させないためにごみの不法投棄撲滅に取り組めます。

消防業務については、高規格救急車を更新するとともに高度救命処置資機材を整備し、救命率の更なる向上を目指します。

また、地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図り、市民の安全と安心の確保に努めます。

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁補修の詳細設計を順次行うとともに、新年度から橋梁補修工事に着手します。

田畑排水機場は、2号ポンプの設置及び機器の整備を行い、豪雨・台風等の災害に備え、市民の安心・安全の向上に努めます。

都市公園長寿命化計画に基づき、総合体育館などの老朽化した施設の改修と、塩浜公園等のトイレの建てかえを行います。

また、グラウンド・ゴルフ利用者の増加にこたえ、台場公園の駐車場の増設工事を実施します。

消費者行政においては、複雑・多様化する消費生活に関するトラブルに的確に対応するため、持続的に高度な専門知識の習得に努め、相談体制の一層の強化を図るとともに、高齢者や児童・生徒を対象とした出前講座の開催や広報啓発を通じ、被害防止策や安全確保対策の普及に努めます。

次に、「快適で便利な拠点性の高いまちづくり」について申し上げます。

南薩縦貫道は、南九州市の一部を除き、新年度で完成する運びとなりました。

国道225号峯尾峠の改良については、新年度から用地買収に着手します。

国道226号については、平成25年度に着手した大塚地区馬追川橋のかけかえ工事が完成します。

道路事業については、道野金山線が新年度に完成します。

まくらぎ保育園前の交差点改良事業については、用地建物等の調査を実施し、用地買収に着手します。

立神通線道路改築工事については、道路測量詳細設計及び建物等調査業務委託を行い、用地買収に着手し、一部道路改築工事も実施します。

次に、「人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり」について申し上げます。

円安や漁模様の低調など、地元遠洋カツオ一本釣漁船は、厳しい状況にありますので、引き続き入漁料の助成を行います。

漁港整備関係では、高度衛生管理型荷捌き所の建設を進めるとともに、水深4.5メートル岸壁の改修を行います。

また、コンテナヤード整備については、平成26年度に行ったコンテナ貨物の現況調査を踏まえ、新年度も引き続き、輸出入の将来推計値算出などの調査を進めてまいります。

沿岸漁業においては、資源管理型漁業の推進、水産多面的機能発揮対策支援事業を実施します。

水産加工業では、フランスでのかつおぶし生産の取り組みを引き続き支援するとともに、ミラノ万博における枕崎鯉節の出品への支援や、「ふしの日」として制定した24日に毎月販売促進活動を行うなど、節類の消費拡大と販路拡大に努めます。

新年度に特定第三種漁港市長協議会の総会が本市で開催されます。これを機会に本市の水産業及び水産加工業の取り組みや課題について、水産庁をはじめ関係機関に強く発信してまいります。

農業については、人・農地プランの充実を図りながら地域農業の中核的担い手を明確化するとともに、新規就農者や認定農業者の育成・確保に努め、農村地域の活性化、農地の有効利用や荒廃防止、農道、水路の保全管理の観点から、日本型直接支払制度の事業に取り組みます。

また、守るべき農地を明らかにする取り組みとして、農業振興地域の整備計画を見直すとともに、担い手への農地の集積を促進するため、農地中間管理機構への貸し付け希望者の掘り起こしに努めます。

農家経営の安定を図るため、安心・安全で高品質な農畜産物の生産を進めるとともに、果樹の被覆施設の整備とお茶の除灰機の導入を図り、災害に強い農業を推進します。

農業生産基盤の向上に向けて、南薩畑かん施設の更新や山口地区の農道改良を実施するとともに、広域農道の保全対策事業を推進します。

畜産業については、家畜防疫の強化と環境問題の改善を図るため、畜産農家への一層の指導に努めます。

農作物への鳥獣被害については、猟友会と連携し被害の軽減に努めます。

商店街活性化のため「がんばる商店街支援事業」や「商店街空き地空き店舗対策事業」等により引き続き支援を行うとともに、商工会議所や通り会連合会等と連携して魅力ある商店街づくりに努めます。

また、市内の各団体とで進める「コンカツ（昆鯉・婚活）プロジェクト」については、友好都市である稚内市とともに引き続き昆鯉（婚活）をテーマに様々な取り組みを展開し、地場産業の振興と地域の活性化に努めます。

また、雇用対策として、地域人づくり事業を引き続き活用し、雇用拡大及び処遇改善に努めるとともに、ハローワーク等関係機関と連携し、迅速な情報提供に努めます。

観光振興については、県の魅力ある観光地づくり事業を活用し、3年かけて整備を行ってきた駅舎前広場も完成し、3月22日には完成記念事業が実施されます。今後は枕崎駅舎と一体となって、「本土最南端始発終着・枕崎駅」を本市の観光交流の拠点と位置づけ、より多くの観光客を呼び込むため、様々な実効ある観光振興策を手がけていきます。

新年度は、火之神公園においても「コンカツ（昆鯉・婚活）プロジェクト」や枕崎に伝わる

「海幸・山幸伝説」を活用した施設整備を行い、駅から火之神公園までストーリー性に満ちた周遊性の高い観光ルートの開発に力を注ぎます。

あわせて、枕崎市観光協会との協力・連携を強化する中で、情報発信やPR活動等を実施するとともに、南薩地域の関係団体との連携による鉄道を生かした広域観光ルートの策定にも努め、交流人口の増加を目指します。

次に、「健康で心がふれあうやさしいまちづくり」について申し上げます。

すべての市民が、ともに支え合い、健やかで心豊かに生活できる社会の実現に向けて、新たな健康課題や社会背景等を踏まえた「健康まくらざき21」の策定に取り組みます。

国民健康保険事業では、平成25年度から取り組んだ健診受診料の無料化や個別健診期間の延長を引き続き行い、市民が受診しやすい環境を整えます。また、新年度から受診率が高い自治公民館の表彰制度を開始します。さらに、受診結果をもとに特定保健指導を強化し、生活習慣病の予防・改善の向上を目指します。

国民健康保険の財政状況は、依然として厳しい状況が続いていますが、平成30年度には国民健康保険の運営主体が県へ移管されることから、これを見据えた国民健康保険財政健全化行動計画の見直しを行い、新たな計画を着実に実行します。

市立病院については、子育て支援策としての病児保育施設の運営、医療機器等の整備、電子カルテ導入の検討を行い、より充実した医療サービスの提供に努めます。

児童福祉においては、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て新制度の確実な実施を進めます。新たに新年度から「子育て短期支援事業」と「実費徴収に係る補足給付を行う事業」に取り組みます。また、保育園の保育料の改定も行い、子育て世帯の経済的負担の軽減にも取り組みます。

高齢者福祉においては、「第6期老人福祉計画・介護保険事業計画」に沿って事業を実施します。在宅で生活できる体制を整えるため、介護サービス事業所の整備については、新年度は地域密着型小規模多機能型居宅介護施設の整備を2つの校区に計画しています。また、新たに団体が行う互助活動を支援する「高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業」にも取り組むほか、地域の見守り体制の強化のため、在宅福祉アドバイザー活動を支援します。

障害者福祉においては、障害者計画及び障害福祉計画に沿って事業を実施し、障害者が安心して地域で暮らせるよう努めます。

次に、「豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちたまちづくり」について申し上げます。

学校施設については、非構造部材の耐震化工事のほか、施設・設備の補修等を計画的に実施します。

義務教育においては、小・中一貫教育や地元高校と連携した活動を継続して実施するとともに、諸施策の推進に当たっては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育振興基本計画に基づき、ふるさと教育の充実に努めます。また、土曜授業については、5月から実施する予定です。

生涯学習の推進については、積極的に学習活動に取り組める環境づくりに努めるとともに、郷土に誇りを持ち、心豊かでたくましい青少年を育てるため、家庭・地域・学校等が一体となって体験活動の機会の提供や家庭教育の充実に努めます。

スポーツの振興については、社会体育施設の維持・修繕に努めるとともに、各種イベントを円滑に運営する中で、生涯スポーツの振興、健康増進、体力向上を図り、スポーツを通じた明るく豊かな生活の構築に努めます。

文化の振興については、この秋、県下で開催される「第30回国民文化祭」においては、本市では「かつおと焼酎」食と文化の祭典を開催し、本市の特産品であるかつおと焼酎にまつわる食文化を中心に、本市の芸術文化・郷土芸能等を紹介します。

次に、「新しい時代を拓く、連携と協働のまちづくり」について申し上げます。

市民協働によるまちづくりについては、既に策定している指針の確実な推進を図ります。

情報化の推進については、社会保障・税番号制度の創設に伴い、既存の住民情報システムを再構築し、市民の個人情報安全確保と利便性の向上に取り組みます。

以上、新年度の施政に対する基本的な方針を述べましたが、これらの施策の実現については、住民福祉の向上を最優先とし、私以下全職員が一丸となり、研鑽努力を重ね、計画的かつ効率的な執行を旨とし、真に公正で市民に奉仕する姿勢をもって対処いたします。

何とぞ、議会をはじめ市民の皆様、より一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係13件、条例22件、枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について1件、公の施設の指定管理者の指定について1件、市道の廃止及び認定について10件、報告事項1件の計48件であります。このうち、報告事項を除く47件について、説明を申し上げます。

まず、議案第3号平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,610万円を追加し、予算総額を104億8,880万円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は、市営住宅長寿命化事業を追加し、平成27年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、退職手当債、過疎対策事業、過疎地域自立促進特別事業及び辺地対策事業ほか5事業に係る変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、国民健康保険特別会計繰出金、市立病院負担金、公共下水道事業特別会計繰出金などをお願いしてあります。

その他主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略をさせていただきます。

次に、議案第4号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億4,221万4,000円を減額し、予算総額を42億5,810万6,000円にしようとするものです。

補正の主な内容は、療養諸費及び高額療養費の減額と、徴税费、共同事業拠出金、保健事業費、償還金及び還付加算金並びに繰出金の増額であります。

以上の財源として、療養給付費等交付金及び繰入金の増並びに国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金及び諸収入の減で措置いたしました。

次に、議案第5号平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ446万5,000円を減額し、予算総額を3億1,780万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

以上の財源として、繰入金の増及び後期高齢者医療保険料の減で措置いたしました。

次に、議案第6号平成26年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ313万5,000円を追加し、予算総額を24億6,501万1,000円にしようとするものです。

補正の内容は、介護報酬改定等に伴うシステム改修であります。

以上の財源として、国庫支出金及び繰入金の増で措置いたしました。

次に、議案第7号平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申

し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,129万円を減額し、予算総額を7億7,749万9,000円にしようとするものです。

繰越明許費は、社会資本整備総合交付金事業の一部を平成27年度に繰り越して使用するものです。

債務負担行為の補正は、枕崎終末処理場施設工事の協定締結に伴うものです。

地方債の補正は、事業債の変更に伴うものです。

補正の主な内容は、処理施設管理費の電気料及び委託料並びに下水道整備費の委託料及び工事請負費の減であります。

以上の財源として、繰越金及び事業債の増並びに国庫支出金及び繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第8号平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、入院収益及び一般会計負担金の増に伴い医業収益を4,385万1,000円、医業外収益を557万7,000円追加するほか、一般会計補助金等の増に伴い附帯事業収益を521万2,000円追加し、収益的支出において、給与費及び経費の減に伴い医業費用を1,728万2,000円減額し、委託料等の増に伴い附帯事業費用を53万3,000円追加しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、国民健康保険調整交付金の交付決定に伴う繰入金及び一般会計負担金の増に伴い、収入を3,611万7,000円追加し、病児病後児保育施設新築事業費の減に伴い、支出を23万5,000円減額し、収入額が支出額に対し不足する2,264万円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものです。

次に、議案第9号平成27年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

新年度の予算編成に当たっては、「人とまちの安心・健康」を目標に掲げ、「入るを量りて出づるを制す」を基本姿勢として、最大限の歳入確保に努め、事業の優先度を見極めて限られた財源を効果的・効率的に配分し、重点的に推進する施策に取り組んでいくこととしました。

その結果、新年度の予算総額は108億9,000万円となり、普通建設事業費の増などで、前年度当初予算額に対し11.2%の伸びとなっています。

歳出予算を性質別に申し上げますと、義務的経費は、公債費は減となったものの、退職手当関係費の増などで人件費が、また障害者福祉費の増などで扶助費が増となったことから、対前年度比1.1%増の62億4,493万2,000円となっています。

投資的経費は、普通建設事業費において、補助事業費が小・中学校の屋内運動場等の非構造部材耐震化事業や公共施設の長寿命化計画に基づいた老朽化対策などで増となったのをはじめ、枕崎市漁業協同組合に対する種子島周辺漁業対策事業補助などで単独事業費も増となったほか、広域漁港整備事業負担金の増などで県営事業負担金についても増となったことから、対前年度比131.9%増の13億6,981万円となっています。

その他の経費は、対前年度比8.2%増の32億7,525万8,000円となっていますが、その内訳は、補助費等が汚泥再生処理施設整備に係る南薩地区衛生管理組合負担金の影響などで増となったのをはじめ、繰出金や積立金などについても増となっています。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げますと、まず、市税は、最近における景気動向などを踏まえ、対前年度比0.4%減の21億0,542万円を計上しています。

地方消費税交付金は、地方財政計画における地方消費税の伸び率などを踏まえ、対前年度比47.9%増の3億8,510万円を計上しています。

地方交付税は、国の地方財政対策などを踏まえ、対前年度比2.0%減の34億7,000万円を計上

しています。

国庫支出金は、普通建設事業費の増などにより、対前年度比14.5%増の15億4,202万6,000円を計上しています。

県支出金についても、普通建設事業費の増などにより、対前年度比35.8%増の8億8,313万7,000円を計上しています。

繰入金は、財政調整基金や地域振興基金からの繰り入れなどで、対前年度比21.2%減の2億3,700万1,000円を計上しています。

市債は、普通建設事業費の増などにより、対前年度比87.2%増の15億3,430万円を計上しています。

その他の歳入につきましても、それぞれ見込み得る額を計上しています。

なお、当初予算の主な施策の内容等につきましては、「当初予算のあらまし」に掲載してありますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第10号平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は44億2,863万7,000円で、前年度当初予算に対し5.2%の増となります。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金、介護給付費・地域支援事業支援納付金、共同事業拠出金などがあります。

以上の財源として、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金、繰入金、諸収入などで措置いたしました。

次に、議案第11号平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は3億2,047万8,000円で、前年度当初予算に対し0.2%の増となります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などがあります。

以上の財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第12号平成27年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は22億7,972万5,000円で、前年度当初予算に対し3.2%の減となります。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費及び地域支援事業費などがあります。

以上の財源として、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第13号平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は7億9,501万9,000円で、前年度当初予算に対し0.5%の減となります。

主な事業としては、立神北町地区の補助支線等污水管路施設工事による面的整備、終末処理場改築更新事業や松之尾ポンプ場の長寿命化計画策定などを予定しています。

以上の財源として、事業収入、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、事業債などで措置いたしました。

次に、議案第14号平成27年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、病床数55床、年間患者数を入院で1万9,398人、外来で1万6,698人、1日平均患者数を入院で53人、外来で66人と決めました。

収益的収入及び支出では、収入額を5億6,552万5,000円、支出額を6億7,274万3,000円とし、差し引き1億0,721万8,000円の当年度純損失を予定しています。

資本的収入及び支出では、支出額を3,411万6,000円とし、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものです。

次に、議案第15号平成27年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、給水戸数を1万0,740戸、年間総給水量を291万2,000立方メートル、1日平均給水量を7,978立方メートルと決めました。

主な事業として、老朽管更新事業及び金山浄水場急速ろ過池更新事業等を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を4億6,957万1,000円、支出額を4億3,337万8,000円とし、税抜き後で2,124万7,000円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を1億0,220万9,000円、支出額を3億1,308万1,000円とし、差し引き2億1,087万2,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第16号枕崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、鹿児島県消防学校に消防職員を教官として派遣するため、消防職員の定数を1名増員し、市長の事務部局の職員の定数を1名減員しようとするものです。

次の議案第17号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額を引き下げ等を行うほか、本市の厳しい財政状況を考慮し、引き続き職務の級が6級以上である職員の平成27年度における給料月額を減額しようとするものです。

次の議案第18号市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給料の額の特例に係る規定を改めるほか、これに伴う所要の条文の整備をしようとするものです。

次の議案第19号市長等の退職手当支給条例及び枕崎市職員退職手当支給条例を廃止する条例の制定につきましては、平成27年4月1日から鹿児島県市町村総合事務組合が共同処理する常勤の職員の退職手当の支給に関する事務に係る組合市町村に加入することに伴い、職員の退職手当の支給について定める条例を廃止するほか、これに伴う関係条例の所要の改正をしようとするものです。

次の議案第20号枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、電気取扱業務手当を廃止しようとするものです。

次の議案第21号枕崎市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、旅費の種類に赴任に伴う移転料、着後手当及び扶養親族移転料を加えるほか、条文の整備をしようとするものです。

次の議案第22号枕崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続法の一部改正に伴い、これに準じ、法律又は条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める手続や法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求める手続等について規定するほか、条文の整理をしようとするものです。

次の議案第23号枕崎市議会の議決すべき事件を定める条例の制定につきましては、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定等に関することを議会の議決すべき事件として定めるため、条例を制定しようとするものです。

次の議案第24号枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、条文の整理をしようとするものです。

次の議案第25号枕崎市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施については同法及び子ども・子育て支援法の定めるところによることとされるとともに、保育の実施の基準について条例で定める必要がなくなることから、条例を廃止するものです。

次の議案第26号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成27年度から平成29年度までの保険料率を定めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業等の実施に関する経過措置を定めるものです。

次の議案第27号枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第28号枕崎市介護

保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、各基準省令の一部改正に伴い、これらに準じ、それぞれ所要の改正を行うものです。

次の議案第29号枕崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について及び議案第30号枕崎市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等を定める条例の制定につきましては、地域主権改革に係る第三次一括法による介護保険法の一部改正に伴い、同法の規定により国が定める基準に準じ、それぞれ指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等並びに地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等を定めるものです。

次の議案第31号枕崎市農村地域工業等導入促進条例を廃止する条例の制定につきましては、農村地域工業等導入促進法に基づく地方税の課税免除等に対する減収補てん措置の適用期間が満了したことに伴い、工業等導入地区における固定資産税の課税免除等の措置を廃止しようとするものです。

次の議案第32号枕崎市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、鹿児島県産業開発等促進条例が廃止されること等に伴い、条文の整備をしようとするものです。

次の議案第33号枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定につきましては、租税特別措置法施行令の一部改正等に伴い、条文の整備をしようとするものです。

次の議案第34号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育委員長制度が廃止され、従来の教育委員長と教育長を一本化した特別職としての新たな教育長を置くこととされたこと等に伴い、関係条例の整備をしようとするものです。

次の議案第35号枕崎市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴い、教育長の勤務時間、休暇等について定めるとともに、同法の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について定めようとするものです。

次の議案第36号枕崎市いじめ問題専門委員会条例の制定について及び議案第37号枕崎市いじめ問題調査委員会条例の制定につきましては、いじめ防止対策推進法第14条第3項及び第30条第2項の規定に基づき、枕崎市いじめ問題専門委員会及び枕崎市いじめ問題調査委員会を設置しようとするものです。

次に、議案第38号枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。

これは、枕崎市過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第39号公の施設の指定管理者の指定につきましては、枕崎駅前観光案内所の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第40号から第49号までの市道の廃止・認定につきましては、既存の2路線を一たん廃止し、改めて8路線を市道に認定することについて、それぞれ道路法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提

案理由の説明を終わります。

○立石幸徳議長　ここで10分間休憩いたします。

午前10時27分　休憩

午前10時36分　再開

○立石幸徳議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○8番城森史明議員　私は、議案第17号の枕崎市職員の給与に関する一部を改正する条例の制定について、まず質問いたします。12月議会で、平成27年度は地域の民間給与水準を踏まえ平均2%の引き下げになるとのことでありました。どのような内容になっているのか質問いたします。

次に、議案第18号に関して質問いたします。市長の給料は、平成26年度に比べ平成27年度は上がるとのことだが、平成26年度給与に対し上がる額、上がる率はどうなっているのか、また、どのような根拠で上がるのか。

それと、12月の予算委員会で、私は、市長の給料も市職員と同様に2%下がるのかと聞きました。そうしたら、副市長か総務課長ですけど、同様に下がりますということ返事をもらいました。これは全くうそであるが、これに問題はないのか。

それと、議案第8号ないし第14号に対して質問いたします。市立病院の医業収益と医療費用の収支は、過去、24年、25年、過去2年間赤字となっています。平成26年度、平成27年度見込みはどうなっているのか。この件に対して質問いたします。

○永留秀一総務課長　まず1点目の職員の給与の見直し内容についてであります。平成26年の国の人事院勧告の内容につきましては、平成26年度に給与とそれから勤勉手当を引き上げるという26年度実施の内容、それから27年度4月からの給与の総合見直しの内容となっております。今回の3月議会には総合見直しの内容を提案しております。その一番大きな内容が給料表の平均2%の引き下げを4月1日から実施をするという、そういった主な内容であります。そのほかにつきましては、給与制度の総合見直しの関係で、単身赴任手当、それから管理職員特別勤務手当の見直しというのも行っている内容となっております。

それから2番目の市長等の給与条例の見直しについての見直しの率、それから額についての質問であります。これにつきましては、現在、市長等の給料につきましては、本則の給料を適用するのではなく、特例的に附則で減額措置をしております。平成26年度におきましては、市長が10%、副市長、教育長が8%の減額となっておりますが、これを平成27年度から市長の任期期間に限り市長を5%減額、それから副市長と教育長を4%減額に見直そうとするものであります。影響額につきましては、10%から5%に見直すことによりまして、市長におきましては年間71万4,012円、それから副市長におきましては8%から4%に見直すことで年間44万8,754円、教育長におきましては42万4,415円の影響額となっております。

それから、なぜ見直すのかという御質問であります。毎年、特別職の給与につきましては、特別職報酬審議会に諮問をして意見を聞いております。以前からも特別職報酬審議会の審議の中では、市長それから三役については、本則の額をもらうべきであるという論議がされておりました。特例で政治的判断で減額をするというのはよくないのではないかと、見直すべきであるという、そういう意見が出されておりました。平成26年度の報酬審議会においてもそういった意見が出されておりました。このまま特例で減額措置を続けているとするならば、報酬審議会にかけ意味もないんじゃないかと、報酬審議会というのは市長の給与をどのようにあるべきだという判断を任されているわけなので、きちんと報酬審議会が答申をしている本則額でもらってほしいという意見が出されたことによりまして、見直しをしようということになったところであります。

それからもう一つ、12月議会で特別職の給料について2%引き下げを行うと、私のほうからそういう答弁があったということですが、内容につきましては私が答弁したんですけど、内容については、国家公務員の人事院勧告を受けて一般職が2%の給料の引き下げを行うと、それを国のほうが特別職についても2%の引き下げを行うという決定をしたものですから、市町村についてもそういった検討をしないといけなくなるのではないかとということで答弁をしております。で、報酬審議会のほうに、国の人事院勧告並びに国の特別職の動向についても説明をして諮問をしていくというふうに答えたところであります。

で、その報酬審議会のほうの論議内容としては、国のほうのそういう動きは理解はできるが、本市においては、県内でも本則額の給料が一番低い位置であると、これ以上、下げるのはいかかなものかということで、据え置くのが適当であるという、そういう答申となっているところであります。以上です。

**○園田勝美市立病院副管理者** 議案第8号の収支の関係でございますけれども、4号補正を今回お願いをしました段階で、収支につきましては7,856万8,000円程度の純損失が見込まれるというかたちで編成をしております。ただ決算の段階でいきますと、この部分につきましては、半分程度まではまだ圧縮ができるであろうというふうに思っております。

議案第14号につきましては、収支といたしましては1億0,721万8,000円の純損失見込みということでしておりますけれども、病院会計の場合につきましては、平成15年の9月議会以降、予算については常に赤字予算で編成せざるを得ないということで、結果的に黒字になっている年が6年間続いておりますけれども、現在は赤字で推移をしているという状況でございます。

14号につきましては、前年度と比較をしますと、前年度が当初予算が1億4,900万程度の赤字でございましたので、約4,000万程度は圧縮したかたちでの当初予算をお願いをしてあるということでございます。

**○8番城森史明議員** 今の返答を聞いてますと、議案第18号ですね、特別職報酬等審議会がさも決定権があるような答えですよ。しかしながら、去年の12月議会を見てもですね、市長の期末手当が増加した際は、特別職報酬等審議会の答申書はなくですよ、どう書いてあったかということ、職員の給与改定を考慮して上げるとの説明があったわけですよ。そして、すなわちこれはどういうことかということ、人事院勧告に準じて市長の期末手当も上げたという意味なんですよ。どちらが正しいんですか。

それともう一つ、市長の給料というのはですね、要はやはり市民の税金で払っているわけですから、特に市民の民意を幅広く聞いた判断をすべきではないかと思うんですよ。それを特別審議会の結論で今回そういう処置をすると、そういうことですよ。その辺は、そういう意味ではそれをみずから市長が判断して自分の給与を決めるということだと思っておりますけれども、その2点についてはどうなんですか。

それと議案第8号ですけど、赤字が続いているのはですね、私の個人的な意見として、病院改修、医師宿舎、病児保育施設をですね、短期的な投資が、短期的には多大な投資が影響しているのではないかと思うんですけど、その辺についてはどう考えているのか。

それと看護師も現在、不足している状況ですよ。そういうことから看護師をふやしていったらますます経費が増大していくわけですよ。そういうことになると思うんですけども、さらに28年度以降については、その辺をどう解消してですね、黒字化していくのか、その辺を伺いたいと思います。

**○永留秀一総務課長** 特別職報酬審議会の条例の中の権限としては、三役及び市議会議員の給料の額を変更するときには、特別職報酬審議会の意見を聞かないといけないということになっておりまして、従来からも特別職報酬審議会で、手当についてもその報酬審議会の意見が及ぶべきではないかという論議もあったんですけど、手当については、そこまでの権限が及ぶものではないと。

意見は聞いて参考にはするけれども、あくまでも給料について、月額給料をですね、給料について報酬審議会の意見を聞いて市長が提案をするものであるという基本となっております。

それから、市長の給料というのは、三役の給料というのは、本則額が当たり前の給料でありまして、今、附則において市長が減額をしているのは、市長の政治的判断で減額をしているということですので、あくまでも何が基本となるかといえば、本則額の給料が基本となるということですので、報酬審議会としては本則額についての答申を行っている。それについて、市長のほうでそれを尊重して本則額についての条例提案を行っていくということですので、特例減額というのは、あくまでも政治的判断で行っているものだということを御理解をいただきたいと思えます。

**○園田勝美市立病院副管理者** 病院の赤字の関係について短期的な投資がというお話がございましたけれども、病院会計そのものは企業としての運営をやっておりますので、必要な時期に必要な投資をしていかなければならないというのは、これはもう企業の原則でございます。

それと人件費の増大ということでございますけれども、病院の場合につきましても、看護基準というのがございますので、看護基準で看護師が下回った場合については、診療報酬が下げられるということもございますので、診療報酬を維持していくためには看護師の不足分については常に補充をしていかなければならないということでございます。

黒字化のことにつきましては、今後のことでございますので、毎年度、黒字を目指しながらの経営をしていますけれども、現状として赤字がここ2年、3年続いているというのが現状でございます。

**○8番城森史明議員** 最後に議案18号の質問をしますけれども、要は、まず非常に枕崎市の民間の景気がよくない状況ですよね、これはもうアベノミクスが地方まで行き届いていない、そういう本市の財政状況が、特に経常収支比率、基金残高がですね、県下19市で最も悪い中でですね、なぜこの市長の給料は本則が基本だと言いますけれども、市長の給料は、なぜ昨年よりふえるのかをまず1点。

それとですね、議会においてもですね、昨年は本市の財政状況が県下19市で最も悪い状況を考慮し、みずから身を切らなければいけないという結論に至り定数削除を行ったわけですよ。それで一般職員も先ほど言ったように2%下がるんですよ。その中で、なぜ、市長は本市のリーダーですよ、なぜそのリーダーが上げるのか。

それと先ほど19市の比較が出ました。ただしですね、これは19市でも低いほうだといいますが、これは人口割、面積割で考えなきゃいけないんですよ。そうしたときに、その人口が低い、面積も狭かったら、当然市長の給料というのは……、それと歳入額とかですね、その辺で判断したときはですね、当然そういうのが要素が入ってきたときには、枕崎市は、19市の中では給料は安いのが当たり前という表現でいいのか、その辺を考慮したら低くなるべきなんですよ。

その3点について、どのように考えているんですか。

**○永留秀一総務課長** 繰り返しの答弁になりますが、報酬審議会の論議の中では、本則額も本市は……、面積が一番小さいわけですが、人口的には、まだ本市より人口の少ない市が複数ある中で本市が一番本則額は低いと。これについても何とか見直して三役の職責の重さを考慮すると、引き上げることはできないかというような論議もありましたが、しかし、財政状況を考慮すれば現状維持への本則額としたほうがよいと、そういった論議もされてきたところです。

先ほどからも言いますが、報酬審議会としては、本則額をもらうべきであるという強い意見がありましたので、市長としましては、全廃というか10%を全くカットしないというわけにもいかないだろうと、総合的に財政事情あるいは職員の給与の引き下げの状況、そういったのを考慮をして、職員が2%引き下げることですので、5%のカットはせざるを得ないんじゃないかと、副市長、教育長も4%のカットをすべきであるという結論になったところでありま

す。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○7番禰占通男議員 同じく議案第18号です。この附則をつけた当時の状況、この財政的な面、またその当時の審議会の対応の経過というか、審議会はどのようにこの附則に関していたのか、その辺をお伺いしたいんですけど。

○永留秀一総務課長 先ほどから御説明しておりますように、報酬審議会は、本則額についてどう額があるべきであるかっていう検討を加えて結論を出しておりますで、で、その当時の特例減額で10%にしようというそういうときも、やはり本則額は、こうあるべきだという答申を出してきております。

そういう答申を出した中で、市長のほうで政治的判断として、市長は10%カットをすべきであろうというような判断をしてきたというところであります。（「7番、当時の財政状況というのは、どうだったんですか。」と言う者あり）

○立石幸徳議長 禰占議員、起立して発言していただきたいと思います。

○7番禰占通男議員 最初、1回目にするときに財政的な面、そこもお願いしたいんですけど。

○本田親行財政課長 本市の財政状況につきましては、25年度の決算におきましても、厳しい財政状況であるところでございます。

その何年度かと特定はできないんですけども……。 （「何年度とかじゃなくて、この附則を設けた、つけたときの」と言う者あり）

○立石幸徳議長 暫時休憩します。

午前11時0分 休憩

午前11時0分 再開

○立石幸徳議長 再開します。

禰占議員、もちろん、もうちょっと質問の趣旨を明確にして再度質問をお願いします。

○7番禰占通男議員 この附則をつけた当時の状況ということで、その財政的な面、それとあと、そのときの審議会の対応、その当時のこの審議会はどのような審議内容を提出しているのかというのをわかればですけどね。

○神園征市長 その当時というのがいつを指すのかわかりませんが、私は、平成16年にまず10%カットをいたしました。選挙公約が行財政改革ということでありましたから、いろいろと第三セクターをはじめとして、大変な状況でありましたので、10%カットをすると同時にですね、そして経営改善等に努めました。

空港なんかは職員が6人派遣されておった、それも大きな空港の赤字の原因になっていました。それを全部本庁に帰す、そしてまた、枕崎空港を定置場とする飛行機の機数をふやしたりして、航空機固定資産税が入るようにしてきた、その結果、空港の赤字は一時的になくなったわけであります。

そういう改革をやってきて、正直言って一生懸命やって改革してきて、給料はどんどんどんどん減らされる。今、計算するとおわかりでしょうけど、1時間当たりで計算したら議員は圧倒的に高い。（「いいですか、8番」と言う者あり）

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○10番島野宏之議員 いろいろこの市長等の特別職の報酬については、政治判断という言葉が先ほどから使われていますね。10%に下げたときの政治判断、そして今回5%に返すときの政治判断ということですよ。

結局、諮問しても、変えるときに諮問するわけですけど、変えないときはそのままいくわけですよ。確かにその方々は、本則どおりと言うのは、これは当たり前のことですよ。

今、いろいろ聞いてて論点になっているのは、私は、市長の政治判断がどうだったのかという

ことだろうと思うんですよ。10%にしたときの政治判断、そして今度5%にするときの政治判断、どう違ったんですかね。（「副市長」と言う者あり）いや、市長に聞いています。

○**神園征市長** 10%カットするときは、職員の給料もカットしなければならないという状況でしたので、それをかんがみて、職員組合のほうからもそうした具体的な数字等も言ってきましたので、私はそれに応じて10%をカットしたということでもあります。（「今回は、どうなんですか、答弁をまだしてませんよ」と言う者あり）

○**立石幸徳議長** 暫時休憩します。

午前11時4分 休憩

午前11時4分 再開

○**立石幸徳議長** 再開いたします。

○**神園征市長** 私は、現在いただいている給料を恬として恥じておりません。そのくらいいただいてもいいだろうとこう思って、5%でもいいだろうと判断したわけです。

○**10番畠野宏之議員** ちょっと答弁になっていないんですよ。先ほど来、当局の方々は政治判断によって、こうなってきたって答弁されましたね、政治判断。だから、政治判断というのが10%のときと今回とどう違うのかっていうことですよ、政治判断が。ただ、仕事をしているからそひこもらってよかえと、それだけではいけないと思うんですよ、トップですから。

結局、その10%の時代と5%の時代と財政の状況が著しく好転したのかどうかということなんですよ。市民の方々も景気はどんどん悪なつとらえと、大変じゃつという中で、市長が言われることがどうやって市民に伝わるんでしょうかね。私は、なかなか難しいと思いますよ、そういう答弁では。いや、一生懸命頑張っているというのは、それはそれぞれが認めていることですよ、だれしものが。今も先ほど議員との報酬の比較をしましたよね、それはその制度の中で決められていることですから。議会は上げるとは言っていませんよ。そこですよ。

だから、今回の5%の市長の政治判断というのは、どういうところなのかということなんですよ。それだけもらっても当然だと言われるなら言われるだけの根拠があるわけですよ、10%から5%とすれば。それぐらいトップの動向というのは、市民が気にかけているわけですよ。それなりの政治的判断するだけの理由がないと私はいけないと思うんですよ。

いや、おいは仕事しているからそひこもらえよかえという説明で、市民は納得しないと思うんですよ。その辺のところの今回の政治判断だけ答弁をお願いします。

○**神園征市長** 議員報酬のことはさっき申し上げました。議員報酬との比較等から、その程度はいただいてもいいだろうということで5%ということを判断したわけです。

[傍聴席より「答弁になっていない」と言う者あり]

○**立石幸徳議長** 傍聴席は静粛をお願いします。

ほかにありませんか。

禰占議員、もう一回だけ、じゃあ。

○**7番禰占通男議員** この今、第18号についてなんですが、我々が、新人議員がここに議場に顔出すようになってから、その前から行革ということで、私もずっとどこら辺で落ちどころになるのかと、行政改革が、ずっと思っていて、今回の附則の外して本則に従ってということですけど、そういった行革に対して影響は考えられないんですか。

○**永留秀一総務課長** 行革への影響と、どういったことを想定されているのかわかりませんが、市長の職務というのは非常に重責でありまして、その重さに応じてやはり職員との給与の差というものもあるべきであると思っております。そこら辺は、職員も重々理解しているものと思っております。

○**立石幸徳議長** ちょっと行革への影響を聞かれていますので、その辺について言及していただきたいと思っております。わかりませんではちょっとですね、答弁になりにくいと思うので。質問者は

行革の影響をどう思うかっていうことですので、その辺について言及をお願いします。

○永留秀一総務課長 行革に取り組む職員の意識ということで、ただいま今答弁したところであります。

○12番沖園強議員 私は、施政方針について2点ほどお尋ねしておきますが、施政方針の3ページ。

今回、環境保全対策として農業関係で畜産環境対策事業として、ふん尿土中注入機の導入というようなことでありますが、今現在、堆肥センターの改修等を行っているわけですよ。そうすると今、畜産農家が非常に現在処理に困っているのがふん尿の問題だろうと。そして、堆肥センターの改修が終わった暁には、その畜産農家の許容能力といいますか、その堆肥センターあるいはもろもろのいろんな施設があるかと思うんですけど、近隣の、そういった畜産農家が排出するふん尿とそういった許容能力といいますか、その部分はどのように考えておられるのかですね。それと稼働時期がどういったふうになっているのか、お聞かせいただきたい。

もう1点、9ページのほうで児童福祉において一番末尾の部分なんですけど、実費徴収に係る補足給付を行う事業というふうになっているんですが、これは現物給付ととらえていいんですかね。以上2点お聞きします。

○真茅学農政課長 まず、施政方針にありました畜産環境対策事業でございますけれども、酪農におきまして、ふんと尿を混合した液、ふん尿液肥といいますか、それを今、畑に地上に散布しております。それが飼料畑と住居が混在しているということで、悪臭問題がたびたび発生しているということで、土中にふん尿混合を打ち込んで散布する機械がございます。それを酪農家に補助していこうというのが、この事業でございます。

それと堆肥センターにつきましては、本年、機械の更新をやっているところでございまして、間もなく更新が終わるという中で、当然、二次発酵槽の中にロータリー式攪拌機が入っておりますので、その機械も更新しております。その部分を更新する作業の間は、畜産農家の畜ふんの受け入れを中止したということでございますけれども、その間につきましては、JAほかにも堆肥センターを持っていますので、そちらのほうへ搬入していったということで、ちょっとこの席ではいつまでっていうのははっきりわかりませんが、9月ぐらいから11月か12月ぐらいまでストップしたんじゃないかというふうに考えております。それ以降は、またふだんどおり受け入れて出ているという状況でございます。そして、市内全体のふんの処理状況につきましては、堆肥センター自体が以前としますと、だいぶ受け入れ量自体も少なくなっております。

そういうことで、一部肉用牛農家等で増頭しているところもありますけれども、おおむね需給バランスと申しますか、それはとれているんじゃないかと考えているところでございます。

○立石幸徳議長 ここで暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時15分 再開

○立石幸徳議長 再開します。

○佐藤祐二福祉課長 今、お尋ねの実費の負担なんですけど、現物給付かどうかということでございますが、生活保護受給世帯に対しての現物給付ということでございます。月額2,500円が基準となっております。その基準額と実際の実費徴収額とを比較して低いほうの額ということになります。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○立石幸徳議長 これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、先例により各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異

議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで予算特別委員選出のため、暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時20分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、城森史明議員、吉松幸夫議員、今門求議員、吉嶺周作議員、新屋敷幸隆議員、依積田義信議員、禰占通男議員、中原重信議員、豊留榮子議員、沢口光広議員、茅野勲議員、沖園強議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第53号について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 報告事項について、報告いたします。

報告事項第3号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時22分 散会

# 本 会 議 第 2 日

(平成27年3月2日)

平成27年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第2号）

平成27年3月2日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	禰 占 通 男 議員（27ページ～35ページ）
		豊 留 榮 子 議員（35ページ～45ページ）
		城 森 史 明 議員（45ページ～55ページ）
		新屋敷 幸 隆 議員（55ページ～62ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員  
3 番 豊 留 榮 子 議員  
  
7 番 禰 占 通 男 議員  
9 番 沢 口 光 広 議員  
11 番 吉 松 幸 夫 議員  
13 番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員  
4 番 今 門 求 議員  
6 番 新屋敷 幸 隆 議員  
8 番 城 森 史 明 議員  
10 番 畠 野 宏 之 議員  
12 番 沖 園 強 議員  
14 番 吉 嶺 周 作 議員  
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15 番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長  
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	南 田 敏 朗 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者	岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長	加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
三 島 洋 台 消防長	中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
森 蘭 智 之 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おきます。

これから一般質問を行います。

質問は、1番禰占通男議員、2番豊留榮子議員、3番城森史明議員、4番新屋敷幸隆議員の順に行います。

禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○7番禰占通男議員 皆さん、おはようございます。

施政方針で示されました、まち・ひと・しごと創生総合戦略案は26年12月に決定して、国は今後5カ年の総合戦略を策定し、地方自治体は遅くとも15年度中に地方版創生総合戦略の策定を求められております。

つきまして、本市の進捗状況の概略を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 地方版総合戦略策定については、国の平成26年度補正予算で交付される、いわゆる地方創生関係交付金の中にその策定経費が措置されており、この予算を平成27年度に繰り越して新年度中に策定に当たることとされています。

全国の各自治体でも、地方版総合戦略策定に係る予算は、この3月議会で審議されているところであり、各自治体とも新年度で策定作業に入ることとなります。

本市においても、全国の各自治体と同様に、4月以降に策定作業に入ることとなります。

策定作業の大まかなスケジュールについては、担当課長に答弁させます。

○神園信二企画調整課長 地方版総合戦略の策定に関しましては、内閣審議官から全自治体に向けて、平成26年12月27日付で、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてという表題の通知が発せられております。

この通知の中で、遅くとも平成27年度中には、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定していただきたいというふうに要請をされております。

また、同通知中には、総人口や年齢3区分等の人口推移、出生、死亡及び転入・転出の推移等に関する動向分析に基づく2020年、2040年を目途とする人口ビジョンの策定が要請されておりますとともに、地方版総合戦略については、この人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に沿った地域性のある今後5カ年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた総合戦略、これを住民代表、産業界、行政機関、高等教育機関、金融機関、労働団体等で構成する組織で審議するなど、広く関係者の意見を反映して策定するというふうに通知をしております。

このことから、大まかなスケジュール感としましては、草案がまとまる時期、これを年内を目途としたいと。成案につきましては、平成27年度末までには議会にお示ししたいというふうに考えているところでございます。

○7番禰占通男議員 今、課長からも今年度中の年内に大体ビジョンを取りまとめて、12月末までにとということでありましたけど、最終的には、これいつまでっていうのは示されているんですかね。

結局、予算編成もありますから、一応2016年3月までということ、新聞報道ではなされていますけど、今、課長が言われたように、12月の末までに成案を取りまとめるということなんですけど、おくれた場合は、最終的なおくれた場合の期日というのは示されているんですか。

○神園信二企画調整課長 先ほどの答弁で申し上げましたとおり、草案ですね、成案ではございませんで、草案は12月末、年内を目途におきたいと。成案、でき上がりました案につきましては、3月末を目途に議会のほうにお示しできるのではないかとというふうに考えているところです。

○7番 禰占通男議員 そうすると、12月末に提出して、政府の精査やら認定を受けるということですね。その査定を受けないと、受けるようにということになってると思うんですけど。

○神園信二企画調整課長 地方総合戦略のでき上がったものにつきましては、県・国のほうに提出をしますが、その案を査定を受けるというふうな日程というのは、指示はされて……、どこにも出てきておりません。

事業計画等々につきましては、こういう計画を持っておりますというふうなことで、国・県への提出というのはあるかと思えますけれども、査定を受けるようなことはございません。

○7番 禰占通男議員 私は、自治体が策定した計画、それを政府が認定にいくまでに、この精査、それによって担当大臣なんかも言ってますように、努力したところには、それなりのということもずっと昨年も言われてきておりますよね。

それで何でかっていうと、前もそういった努力したところには、それなりのという交付金なんかも設けられた経緯もありますけど、やはり地方の大まかな項目というのは政府……、後にも質問しますが、そういった中で示されていますけど、簡単に言えば、何というか項目を大体こういうものとはということを示されていますけど、それに沿っていくと、日本全国地方自治体ほとんど同じような案になってくるのではなかろうかと思っているんですけど、そういった面は本市としては、どのように考えているんですか。

○神園信二企画調整課長 ちょっと、質問の御趣旨をつかみかねているところですけども、今、お尋ねの総合戦略というのは、5カ年間の間にどのようなことをするんだということでございまして、その戦略に基づいて各年度実施する事業につきましては、当然、予算措置というものがでてまいりますので、それぞれ地方創生の総合戦略等々に基づいて、どのような事業をしたのかというところは、その後の何と申しますか、財政措置というところがされるものであるというふうにございます。

事業にかかる前ですね、各年度で事業にかかる前につきましては、国がさまざまな新しい交付金制度というところも考えていらっしゃるようですけども、この辺がまだ見えておりませんので、どのような交付金制度を創設されるのか、そこをうまく利用しながら、各年度の予算の中で反映をしていくというふうなかたちかなというイメージでございます。

○7番 禰占通男議員 今、課長が言われたように、きょうの新聞にも創生関係が載っていたんですけど、簡単に言えば取りかかるのはいいけど、その後の政府の考えがわからないと。そうしたらその出した分を、今度は交付措置されるのかどうかというのを共同通信の解説の方もきょうの新聞に書いてましたけど、本当に何ていうか地方としてはありがたいのか、政府に途中でトカゲのしっぽが切られるみたいに、予算を切られるというのも考えられるという、そういう内容のことが書いてありましたので、本当にやりにくいのはわかっております。できれば本当に枕崎のためになるような方針を示してもらいたいと思います。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。

地方自治体が地域活性化や人口減少対策で柔軟に使える新たな交付金について、総合戦略を早いところは、年末にも出してくと担当相は述べている。県内の取り組みはどのようなになっているのでしょうか。

○神園信二企画調整課長 御質問の趣旨の中に2つのお尋ねがあると考えておまして、まずは、交付金、初めに県内各市の交付金を原資とした事業の取り組み状況について、お答えをいたしたいと思います。

国の平成26年度補正予算で、全国の自治体に配分される交付金を原資とする各自治体の事業実施計画、こちらにつきましては、国との協議が必要でございまして、この協議期間が3月5日までとなっております。

また、交付金の国の交付決定、この手続につきましては、この協議が終了した3月5日以降と

なりますので、交付決定の近辺あたりまでは、各市の担当者も交付金を原資として行う事業を確定してお伝えすることは難しいという現在の状況でございます。

さらに、実施事業に係る予算措置につきましては、各市ともこの3月議会中に交付金で実施する事業に係る補正予算の提出、これを予定しておりますことから、補正予算提出前の現時点で各市がどのような事業を行うのか、私どもも情報収集をしておりますけれども、漏れ伝わってはまいっておりません。

このように、各市とも事業の実実施計画の公表につきましては、慎重な姿勢でございますけれども、今週あたりから交付金関係の補正予算の提出が各市で相次ぐと思っておりますので、その時点で各市がどのような事業を行うのか、これは順次判明するものと思っております。

なお、県は国との協議、交付決定等の日程を待たずに、通常の3月補正予算に絡めて地方創生関係の事業を打ち出しておりますが、これは、国の交付金を原資とする事業に加えまして、そのほか一般財源を原資とした多くの事業実施を予定しまして、地方創生関連事業とする手法をとったため早期の新聞発表ができたものでございます。

続いて、もう1点の県内各市の総合戦略策定の取り組み状況について申し上げます。

総合戦略策定のスケジュール等につきましては、最初のお尋ねに、市長、それから私からお答えしましたとおりの状況で、鹿児島県におきましても、いまだ総合戦略の策定には着手しておりません。県下各市におきましても、本市と同様のスケジュールになるものというふうを考えております。

なお、石破担当大臣の年末の談話に、早いところは年内、26年度内にも出してくるというお話がありましたが、全国でトップを切って素案を作成したのが京都府の京丹後市というところでもございました。これが年明けの1月19日でございます。なお、これを伝えました報道には、この1月19日以降、市民の皆さんの、京丹後市の市民の皆さんの意見聴取、それから経済関係の京丹後市内の会議等で素案の検討を1月19日以降進めるんだというふうなことでございまして、年度内をめどに最終案を策定したいというふうな報道がされておりましたが、現時点で最終案ができ上がったというふうな報道は、いまだされていないところでございます。

**○7番 禰占通男議員** 大体、課長の答弁のほうはいいんですけど、この2月4日に、私もたまたまテレビを見ていたときに、この地方創生の県内に40億円程度かかっていうその報道があったんですよね。そうした場合、今、県内の動向っていう明確なものはわからないと課長さんが言いましたが、市町村への配分ですが、この本市の分というのも全然まだ確定していないということですよ。

**○神園信二企画調整課長** 国の26年度補正で交付されました金額としましては、私どものほうにも交付限度額というものが示されてございます。

こちらにつきましては、具体的な交付金の名称としましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金という名称でございまして、地域消費喚起、それから生活支援型分ということで5,244万1,000円、それから地方創生先行分ということで4,119万2,000円が交付限度額ということで示されているところでございます。

**○7番 禰占通男議員** この地方版総合戦略策定やこの施策推進の担い手についてですが、この地方創生人材支援制度への本市の取り組みはどのようになっているんですか。

**○久木田敏副市長** 地方創生人材支援制度につきましては、概略申し上げますと、地方版総合戦略の策定や、これに基づく施策の推進を図ることを目的に、国家公務員、大学研究者、民間シンクタンクの人材を人口5万人以下の市町村の副市長、幹部職員の常勤職員として、または顧問、参与の非常勤特別職として原則2年間派遣する制度でありまして、かかる人件費は派遣を受ける市町村の負担とされ、派遣規模は全国で100市町村程度とされております。

県内では、いちき串木野市など3市3町が派遣の申請を行っておりまして、現在まで871人の

コンシェルジュが決定されましたが、派遣者の決定等は、まだ発表されておられません。

地方総合戦略の策定や施策の推進等に当たっては、さきの担当課長が答弁ありましたように、内閣審議官からの通知で、地域の実情に沿った地域性のある今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた戦略となるようにとの要請がされており、まずこのことにより、本市の民間の皆さんの御意見を十分に聴取し、事業成果の随時のチェックも行わなければならないことから、本市の実情に十分詳しい人物が総合戦略の策定や施策の推進に当たるべきであるというふうを考えております。

**○7番 禰占通男議員** これが通達されたときに、国は、国家公務員、大学、民間シンクタンクっていうのを全部ひっくるめて100人程度としたところに、全国は121自治体からの希望があって、第1希望に国家公務員を希望しているということなのですが、本市は単独で、こういった人材の手を借りないでもやっていけるといえることですかね。

**○久木田敏副市長** この応募につきましては、今年の11月末あたりまでに派遣の希望の締め切りがありました。

その中で、ただいま御答弁申し上げましたように、地域の実情に沿った地域性のある今後5年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた戦略を策定するということでありますので、まずは、本市の実情に十分詳しい、そういう民間の方々あるいは総合戦略の策定を推進に当たるべくして、その御意見等を述べていただく方々において、総合戦略の計画をまとめていくというのが、まずは大事であろうというふうを考えまして、応募はしなかったということでございます。

**○7番 禰占通男議員** これも昨日の新聞にも一面使って報道されておりますけど、この人材支援制度にほとんどが活用しないとやっていけないという状態が示されておりますよね。

中には、うちの近くの三島村なんかも単独でやっていけないという、それが出たのはもう本当に私実感として……、受けとめました。

そうした場合は、12月まで約、今から10カ月ぐらいですけど、その中で戦略というものが民間のシンクタンク、そこから、民間の力を借りながら策定していくということで、実現するのであれば心配することもないんですが、現実としては、鹿児島大学なんかも手を挙げて、昨年度中にも何かこう島嶼の、島のほうの島嶼ですが、そういったものにも手を挙げておりますけど、そういった最終的には、大学そういった関係者の方の力を借りるという意向はないんですか。

**○神園信二企画調整課長** 総合戦略の策定に当たりましては、民間のシンクタンクのほうにお手伝いをいただくということで現在のところ考えております。

それと計画を、総合戦略を策定しますときに、先ほど申しました民間の方々の御意見も十分聴取するということ等ございますので、高等教育機関の方々の意見も聞きなさいと、新しいところなんですけれども、金融業界の意見も聞きなさい、それから労働団体の意見も聞きなさいと、広くお知恵をお借りするところの範囲も示されておりますので、その辺のところは、十分検討しながら民間の皆様方の御意見ということで賜るかたちになるかなというふうに思っております。

**○7番 禰占通男議員** 知事も1月の最終日のころに市町村が策定する戦略については、アイデアがなければ県が相談に乗るとも述べておりますけど、そして、その中でもお互いに協力してやりたいと、そういったことで県とのやりとりというのはどのようになるんですか。

**○神園信二企画調整課長** 計画を策定する段階でさまざまな民間の皆さんの動きと申しますか、いわゆる、国のほうはビッグデータというふうな呼び方をしておりますけれども、そのようなものにつきましては、県の統計課を通じまして国のほうからの情報提供を受けられると。

それと総合戦略に盛り込みます具体的な、各年度の事業等々につきましては、地域政策課または企画課等々、それから県の市町村課等にも御相談をする中で、さまざまな交付金の取り入れ、

原資としての取り入れにつきましては、御相談をしながら、どのようなものの拾い上げができるのかと、事業の拾い上げに対する財源の裏づけというふうな作業の中では、県との協議、やりとりというのは当然出てくるというふうと考えております。

○7番 禰占通男議員 次にまいります。

この総合戦略の策定、本市の創生総合戦略推進本部設置というのは、どのようになっているんですか。

○神園信二企画調整課長 本市の、地方創生本部という名称になっておりますけれども、市長をトップとしまして、副市長、教育長、全課長級の職員で構成するかたちで1月26日に設置されております。

この創生本部は、これまでに交付金を原資とする事業計画の検討、決定を中心に役割を担っておりましたが、今後、総合戦略策定の段階では、草案及び成案の検討、作成、また、これに係る民間意見の聴取、本市の地方創生関連事業の調整、検討、決定に当たるとともに、事業成果の庁内での検証等も行うことになっております。

なお、総合戦略策定の段階では、民間の皆さんの組織として何回も御紹介しております住民代表、産業界、行政機関、高等教育機関、金融機関、労働団体等で構成する会合を組織いたしますが、この組織につきましては、計画策定が成った後もこのPDCAサイクル、これを実施しなさいと、その事業成果の検証をしなさいというふうな国のほうの考え方が示されておりますので、このPDCAサイクルによる事業成果の検証機関として、事業期間中存続できないものかなというふうに考えておりますので、その辺のところも検討していきたいと考えているところであります。

○7番 禰占通男議員 次に、まいります。

新交付金4,200億円を活用した地方の施策例12項目が示されましたが、本市はどのように取り組むのか、大まかでもいいですのでよろしくお願いいたします。

○神園信二企画調整課長 平成26年度の国の補正予算によりまして、本市には、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金としまして、地域消費喚起、それと生活支援型分ということで5,244万1,000円、それと地方創生先行型分として4,119万2,000円が交付限度額ということで示されております。

このうち、地域消費喚起・生活支援型分5,244万1,000円につきましては、商品券発行を行うように国のほうから通知をされております。これに従って、本市でも地域消費喚起策としまして、一般向けプレミアム付商品券を、それから少子化対策及び子育て世帯の生活支援策として、多子世帯向けのプレミアム付商品券を発行する予定で、現在、国と協議中でございます。

次に、地方創生先行型分4,119万2,000円につきましては、総合戦略の策定経費のほか、観光振興を含めました産業振興事業を6事業、文化発信事業を1事業、合計7事業、総合戦略策定まで含めまして合計で8事業、これを計画して国と協議中でございます。

なお、27年度に実施する地方創生関連事業につきましては、今回の交付金を原資として予定できたところでありますけれども、平成28年度以降の交付金の交付について、国の出先機関、それから鹿児島県の市町村課をはじめ、近隣市の担当課長さんなどとも情報交換を行っているところですが、いまだに28年度以降の交付金の姿というものは見えていない状況です。

このことから、総合戦略に基づきます28年度以降の実施事業、これの財源見通しについては、本市の財政事情もかんがみながら、財政規律の保持に配慮した慎重な計画策定が必要ではないのかなというふうと考えているところでございます。

○7番 禰占通男議員 この地域消費喚起型については、プレミアム付商品券って、以前、本市も取り組んでいたようですが、その内容というのは、前に実施されたのと同じなんですか、それとも何かこう変わっているんですか。

○神園信二企画調整課長 国との協議中でございますので、まだ国の決定が来ておりませんので、細かいところまでは、なかなかお話申し上げきれないところでありましてけれども、地域消費型のプレミアム付商品券、国のほうは大体20%程度のプレミアム率を考えてというふうな例示はしているところでありまして。各団体、自治体ともそのような線で国との協議をしているのかなというふうにご考えているところでございます。

○7番禰占通男議員 もう1点、この多子世帯支援策というのもおっしゃられましたけど、これ多子世帯というのは子供に、世帯の中の全員になるのか3子以降になるのか、そこら辺のほうはどうか。

○神園信二企画調整課長 プレミアム付商品券の発行自体が、そのお子さん個人というのではなくて、お子さん方をお持ちの条件に当てはまる世帯を対象にというふうな考え方をしております。多子世帯ということでございますので、例示の中では3人以上のお子さん方をお持ちの方というふうな例示もされておりましたので、その辺の例示を参考に、今、国と協議をしているところでございます。

○7番禰占通男議員 もう1点、この地方創生先行型の地方総合戦略の策定に、大まかに用いるということですが、もう1つのこのU・I・Jターンを含めた移住ですね、そういった面には、どのように本市はとらえているのか。それとも、これはまた次回に持ち越すのか、どうなんですか。

○神園信二企画調整課長 先ほど私のほうでいわゆる地方創生先行型分4,119万2,000円につきましては、産業振興事業が6事業、文化発信事業1事業、それと総合戦略の策定というところでお話を申し上げました。

今回、交付金を原資とした事業としましては、U・J・Iターン対策、それから少子化対策等に資する具体的な事業というものの取り組みを組み込むことはできませんでしたが、今後策定する地方版総合戦略の中で、何らかの位置づけ、それからこのほか地方版の総合戦略のみにかかわりませず、新しく今後策定します過疎地域の自立促進計画、また、新しい総合振興計画策定の中でも、配意していきたいというふうにご考えているところでございます。

○7番禰占通男議員 次の枕崎市のこの人口対策についての取り組みは、どのようになるんですか、戦略上。

○神園信二企画調整課長 国の総合戦略が定めます政策分野として4つ示されておりますけれども、まず1つは、地方に安定した雇用を創出すると、2つ目に地方への新しい人の流れをつくると、3つ目に若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、それから4番目に時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという考え方が示されており、これを実現することで、地方の人口減少に歯どめをかけたいと。ひいては、日本の人口減少を食い止めて国力の維持・発展につなげるというふうなことが国の総合戦略に書かれております。

ただいま申し上げました国の4つの政策分野に共通した事項としましては、地方の雇用を確保するということがすべて大前提ということで、それぞれの政策分野の具体策について検討をしていくというふうな方法が示されております。

本市の人口減少対策というところを考えますと、少子化対策、それから出生の増、死亡等、社会動態ではなく自然動態というところになるのかなと思いますけれども、先ほど紹介しました4つの柱のうち、結婚から子育てまでというところの、これをパッケージとした施策が望まれるところであるのではないだろうかと思っております。そこで結婚、出産、子育てのそれぞれの場面に限定する施策ではなくて、それぞれの場面が繋がった切れ目のない施策を検討していくというふうなことで、自然増を図っていくというふうなところかなと思っております。

具体的なところにつきましては、今後、市の総合戦略策定作業の中で民間の皆さんの意見もいただきながら、検討されるものというふうにご考えているところでありまして。

○7番 禰占通男議員 この人口対策については、資本主義社会の弊害というか、そういうものなんかいろいろあるようで、豊かになっていくにつれて、人口というか生活格差ですよ、それがあるみたいで、本当に我々は学者でもないしそういうのわからない、現実に目の前に来てからしかわからないんですけど、去年の5月以来、若者と若い女性の数で大体人口っていうのは、決まってくるようで、特に若い女性の存在というのが相当述べられております。

ただ、人口を維持するというのは、結局、出生可能な女性をとということで、いろいろ国会でも述べられていて、数字も削除されたような経緯もありますけど、本当に若い人が働ける場というのが必要、これさえ確保できればそれなりに人口もふえていくと思うんですけど、先週も農政課長を交えて、いろんな若い人なんかと意見を聞く場を持ったときに、やはり、仕事を経営していても若い人が欲しいと。だから、私も賃金を高くすればいいだろうというけど、議員でそういうことを言えないなかだったんですけど、課長がちよっと言いにくいということを言いながら、やはり賃金ということも必要だと。

だから、この地方というのは、中央に比べれば賃金は安いですよ。一番私が痛感しているのは、交通機関に乗るときそれを本当に実感するわけですよ。飛行機、列車、そういうのが地方の運賃というのは地方の人が考えれば高いと、今は格安なんかもいっぱいありますけど。やはりそこで格差があるからこそ都会にも出ていくんじゃないかと、私は思っております。実際、Uターンをして来てみると、そういうのを本当に実感しますよね。向こうにいるところは、年に二、三回帰省していても、こっちから行くとなると2回を一遍、しまいには2年に一遍というふうになってくるのは、私は経験です。

そうした場合、いろいろ民間を取り込んで、今からビジョンを決めるわけですけど、そういった中でこの労働賃金の改善、労働日数もですけど、そして、あと若者、女性に魅力あるこの職場の提供というのは、一番大きいと思うんですよ。

そして、また本市がこれを実際問題として、今までやってきたのかわかりませんが、数値を示した人口減の抑制対策という、これはもう日本の自治体全部に私は必要だと思うんですよ。数値を示して取り組んで、今まではこなかったというか、私も聞いたことがありませんので、この大体の地方債とか基金とかそういうのは、数値はずっと設けて5カ年、10カ年とやっていきますけど、やはり子供の数の減少に対しての数値を示した人口対策をお願いしたいと、そう思っております。

次の質問にまいります。

今、質問と似通ってるんですけど、何でこの2つに分けたかという、一番の問題は東京一極集中というのが戦略の1つのネックになってると思うので、こうして分けました。

人口流出防止対策は、どのように対処するのかをお願いいたします。

○神園信二企画調整課長 人口流出防止対策の話を申し上げます前に、その前に議員が触れられました地方での労働力の確保、雇用の確保というところでありまして、ただ単に国の戦略の中でもそうですけれども、将来を見通せる労働環境、賃金、処遇の確立が必要であろうというふうなことは言われております。で、そこを目指さなければならない。ただ単に雇用の場だけを確保するのではなくて、いわゆる非正規ではなくて正規で将来を見通して、家庭を持って子供を何人つくっていただけるんだというふうな将来を見通せる雇用の場の確保ということは国も言っておりますので、そのような考え方に立たなければならないのかなというふうに思っております。

ただ、これにつきましては、行政が幾ら頑張っても雇用を実際生み出していただくのは民間の方々でございますので、民間の方々の御協力・御理解というのにも十分頼るところがあるのかなというふうに思います。

それから、人口の数値を示してというところでありまして、総合戦略の策定のスケジュールの中で申し上げましたとおり、人口動態の分析をして2020年、それから2040年の目標人口

もつくっていかなければならないというふうな総合戦略の位置づけをされておりますので、その点は、御承知おきをいただきたいと思います。

本市の人口流出防止対策は何を取り組むのかというふうなお話でございます。本市の人口流出につきましては、国の総合戦略にも記載されておりますとおり、各地方の現状と同様に本市の人口流出の原因としましては、若者の大学進学、それと就職時の転出が主な要因となっていると考えております。

で、大学進学に係る部分につきましては、なかなか進学も御自由でございますので、難しいところがあるとは思いますが、雇用の確保というところでは、本市に魅力的で安定した雇用の場、これを準備できれば就職時の人口の流出は減らせるというふうに考えております。一たん大学進学で市外に出られた方にも、本市に魅力的で安定した雇用の場を準備できれば、帰って来ていただけるのではないかとというふうな考え方でございます。

このため、引き続き本市産業の振興等によりまして、市内の企業が雇用を生み出せる環境の整備、これに努めたいと考えておりますが、具体的にどのような施策を行えば市内の事業所の皆さんが新たな雇用を生み出そうというふうなかたちになるのかというところにつきましては、今後の総合戦略策定作業の中で、民間の皆さんの意見もいただきながら検討をしたいというふうに考えているところでございます。

○7番 禰占通男議員 全国では、東京への一極集中ということが言われていますけど、本市については、東京もさることながら、鹿児島市への集中というのも考えられますよね。その辺は、どのように思っておられるんですか。

○神園信二 企画調整課長 先ほどの答弁で申し上げましたとおり、本市に魅力的で安定した雇用というところではございますが、これも東京と比較すると、先ほど議員が言われたように、確かに賃金としていただけるものは、東京等の労働者と比較すると低いというふうな状況があると思えますが、逆に今度は生活コストとしては、地方のほうが低く済む。で、さまざまな子育ての環境という意味では、地方のほうがよいというふうな都市部に住まれる方の意見もあるわけですので、そういうところを特徴的にPRしていくというところで、出していかなければならないのかなと。ただ、どうしてもその場合に、安定した雇用というところは、地方での、東京でもそうですけれども非正規ではない、安定した雇用を生み出していかなければならないというふうなところだろうと思います。

当然、これは鹿児島市との比較でもそうでした、子育ての環境というところでは、また、東京あたりの大都市と比較すると、まず緩いのかなと、その格差というのはそれほどでもないのかなと思えますけれども、また、鹿児島市で子育てをするよりも枕崎で子育てをしたい。いわゆる生まれ育ったところで子育てができれば、周りにたくさんのそれを支えていただけるコミュニティの力もあるというふうなかたちでの取り組み方々もあるのかなというふうには思っているところです。

○7番 禰占通男議員 この都市部へのこの人口集中を避けるために、地方での雇用先の確保ということは今、課長さんもおっしゃられていますけど、総合戦略が話題になってきて、大きいところのニュースは入ってこないんですけど、小さいまち・むらというところは、第1次産業と観光、そして本市もですけど、観光と食と、そういうことを個々の首長さんなんかがおっしゃっております。

実際、この担当相も言っている企業の誘致というのは、もう今は本当難しいと。今、東北から、YKK、ファスナーのあの会社が黒部へ行くと、もうあそこは決まっておりますけど、そういった特別なことがない限りは、大きな企業が移るということは難しいと思うんですよね。やはり、いろんな条件でそこに会社をつくったわけですから。

そうした場合、枕崎に企業誘致、いろいろずっとの議会でも毎議会、企業誘致はどうなったの

かというくらい皆さんも待ち望んでいるし、また、難しい問題だと思うんですね。

また、隣の種子島におきましても、出身者の人か知らないけど、ITの会社をあそこに1つ設けて、五、六十人からの雇用をしていると。ITは重さがないから簡単だということですよ。

やはりそういった、以前、市長も言われましたけど、ITというのは塩分があると難しいと言いましたが、今は無塵室と、いけばほこりの立たない部屋をつかって、今、大企業なんかもやっております。

だから、そういった設備にお金がかかるから来ないんだろうけど、やはり、今、枕崎もこの前も地場センターでありましたように、いろんな食の活躍も見られます。今あるものを大事にすることも必要ですし、できる限り企業の誘致は続けてもらいたいと、本当は、本市、枕崎市の出身者、鹿児島県の出身者とかいろんな会う機会があると思いますけど、やっぱりそこら辺に少しでもということ。

ただし、枕崎に会社をつくってくれた人は、枕崎の労働の質が悪いとそうおっしゃいました。

大きな工場なんかがあるところは24時間操業ですよ。枕崎が24時間というのは、コンビニは今ありますけど、ないときは、漁協関係の製氷会社だけが24時間操業してたんですね。だから、24時間というのは、まあいけば企業が発展していくためには必要なことですよ。

設備費をどうにかして早く回収しないといけないという、そういった面でも枕崎市の住民の方々への周知の方法とかしたら企業もいろいろ考えてくれるんじゃないかなと思うので、課長というか行政もそういった住民に対しての周知をお願いして、私の質問を終わります。

○立石幸徳議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時33分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○3番豊留榮子議員 皆さん、お疲れさまです。

今期の最終一般質問となりました。

ここに日本共産党議員団長の牧信利議員の姿がないのが残念でなりませんが、私は、住民の福祉と暮らしを守る立場から、一般質問をしてみたい。

まず、国保についてですが、国民の約3割が加入する国民健康保険の保険税や75歳以上の後期高齢者医療制度の保険料を払うことができずに滞納する人たちの問題が、今、深刻になってきています。保険料を完納できない人に対する正規の保険証の取り上げも、各地で容赦なく行われています。保険証がなくて必要な医療を受けられず、命を落とす事態も後を絶ちません。保険料負担の重さがこれほど大問題となっているのに、安倍政権がやろうとしているのは、逆に保険料の引き上げです。国民の暮らしと健康を考えていないのか。

厚生労働省が1月末に公表しました国保と後期医療の財政状況の資料は、両制度が抱える問題を改めて浮き彫りにしていました。

市区町村が運営する国保では、保険料滞納数は2014年6月時点ですが、全国で360万世帯を超えて、全加入世帯の17%以上になっているといます。これは国保料が余りにも高過ぎるためです。保険料は市区町村ごとに決められますが、年間所得250万円の4人家族で年45万円もの保険料を求めるケースもあるといます。これはとても負担に耐えられる額ではありません。

また、完納できない世帯には、正規の保険証のかわりに、資格証明書や有効期限が短い短期保険証が発行されます。これは事実上の制裁です。

資格証明書が発行されたのは約26万4,500世帯、短期保険証が発行されたのは約114万3,300世帯にも上るといいます。資格証明書では、医療機関の窓口で10割全額を支払わなくてはなりま

せん。保険料を払えない世帯が窓口で全額負担ができるはずもなく、どんなに具合が悪くても受診を我慢し、病院に運ばれたときは手遅れで死亡するという痛ましい事態が各地で大問題になっています。

また、無保険者をこれほど多く生んでいる実態を放置できないことも明らかです。

平均所得が健保加入世帯の4割程度しかない国保世帯に、高過ぎる保険料を強いている根本問題の打開こそが必要です。

安倍政権が今、国会に提出をねらう国保を都道府県単位に再編するなどの法案は、問題解決に背を向けるばかりか、保険料軽減のために行われている市町村財政からの繰り入れをなくす方向の重大な改悪となっています。負担軽減を求める住民の声に逆らう改悪は、これは許されません。

また、改定のたびに引き上がる75歳以上の後期医療、この保険料の負担も深刻です。

厚生労働省では、滞納者数が約23万8,000人、短期保険証発行された高齢者は2万3,300人余りと過去最多を更新しました。ほとんどは年金からの天引き対象になっていない低年金・低所得の高齢者とみられます。

負担に苦しむ高齢者がこれほどいる中で、後期医療保険料の軽減措置を廃止し、さらに上げようとたくらむのが安倍政権です。実施されれば保険料が5から10倍に跳ね上がる高齢者も生まれてきます。このような年齢差別と負担増の制度は、これは廃止するしかありません。

本市における国保の広域化ですけれども、国保の運営を2018年から都道府県に移すという具体化が、今、どのように進められてきているのか、また市民への影響はどのようになるのかお聞きいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 医療保険制度改革につきましては、本年1月13日の社会保障制度改革推進本部及び1月29日の社会保障審議会におきまして、持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持することができるように、医療保険制度改革骨子が決定されたところです。

その骨子では、国民健康保険の安定化のために、平成27年度から約1,700億円の公費を投入し、保険者支援制度の拡充を実施すること。これに加えて平成29年度には、後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を優先的に活用し、約1,700億円を投入することが決定されました。この公費3,400億円の投入により、被保険者1人当たり約1万円の財政改善効果があると見込まれています。

また、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図ることが明記されています。

具体的には、都道府県は県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村ごとの分賦金決定、保険給付に要する費用の支払いなどの事務を担い、市町村は、地域住民と直接顔の見える関係の中、保険料の徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。

しかしながら、詳細な制度設計については、引き続き地方との協議を進める中で決定されることから、本市住民への影響等については、不明な点も多いところであります。

今後の国と地方の協議について、その情報把握に努めたいと思います。

○3番豊留榮子議員 国保を広域化するという国のねらいなんですけれども、これは、住民から離れた組織運営を可能として、過酷な滞納制裁や無慈悲な給付抑制も容易にできるということじゃないでしょうか。

同一県内、同一保険料と言われております広域化によって、住民の負担は公平になると宣伝されていましたが、実際には市町村独自の負担軽減をやめさせて保険料を引き上げるなど、悪いほうに合わせることで、格差の解消などといい、国は初めから保険料の格差自体は残すことを考え

ているのではないのでしょうか。

この一般会計からの繰り入れをやめさせておいて、国保税は給付費がふえれば、これはどんどん高くなっていきます。その痛みを住民に実感させることで、負担がふえることを我慢するか、医療を受けることを我慢するかという選択に、住民を追い込んで公的医療費を抑制するのが国のねらいだと考えられます。

結局は、国保の広域化は、住民の負担増、そして滞納制度の強化、給付費の抑制という今までの改悪路線を、これは県が市町村の監視役になってですね、一層強化するということには、そういうことにならないのでしょうか。

市長は、本当にこの国保の広域化を推進することが、市民のためだとお考えなんですか。

**○白澤芳輝健康課長** 市長が答弁する前に、現在の国の考え方というか、国と地方の協議の場がございまして、その中で2月12日にこの骨子が決定された。

あと、国と地方の国保基盤強化協議会の中での塩崎厚生労働大臣の発言でございますけれども、国は今回の改革後においても、国保制度の安定的な運営が持続するよう責任を持って取り組んでいきたいと、こういうふうにして言明しておりますので、国の考え方としても、国民皆保険を支える国保制度の安定的な運営を堅持すると。そのために公費拡大をして、現在、大多数の保険者が一般会計からの法定外繰り入れを行って国保に支援している部分を、国あるいは公費の拡充において、そういう一般会計からの負担をなくそうというのが今回の考え方であろうと考えているところでございますので、決して議員がおっしゃるような方向には進んでいかないものと考えているところでございます。

**○神園征市長** 何か今までと違ったことをやろう、改革をしようということにつきまして、それについてどのように感じるかということは、人それぞれに違う考え方があるんですが、私は、おっしゃるように最初から改悪するつもりで、そういった審議会なり何なりが行われたとは考えておりません。一応方向性を出してですね、もし思ったようにいかないところがあれば、その都度やっぱり改めながらやっていく、これしかないんじゃないかと思っております。

**○3番豊留榮子議員** 市長は、もともとこの広域化の話が出ていた当時から、広域化には賛成ということをおっしゃってました。

でも、一度こういうかたちができ上がってしまって、それはこれ大変なことですよ。市町村のその事務関係を県に移すなんていうのは、そんな大きな組織ができ上がってしまったら、また改善するなんてことは、とても無理なことだと思うんですね。

これはまた、この国民健康保険ができた当時は、国民皆保険として、自営業者や農業、商業を営む働き盛りの人たちがいっぱいいたわけですよ。しかし、現在は、多くが高齢化になりまして、年金生活者が国保を支えていると言っても過言ではないほどです。

この広域化を進めるより先に、もともとあった国の補助金をですね、交付金を、負担金を引き上げることのほうが先決、改善策、これ1番だと思っておりますけれども、市長、このことについてはどう考えていますか。

**○神園征市長** おっしゃるようにできればいいんでしょうけれども、なかなか国も非常に財政難でありますし、一気に理想どおりのかたちに持っていくのは、かなり難しいんじゃないかと思えます。もうこういった状況になることは、あるいは他の社会保障制度を含めまして、立ち行かなくなるおそれがあるぞということ、もうそれこそ四、五十年前から言われてきて、その都度、何か改革しなければならないということやってきておりますが、残念ながら、その理想的な方向とは、ちょっと遠い状況にあることは事実です。

しかし、今一気にですね、おっしゃるようにすることはちょっと難しいんじゃないのかなと思っております。

**○3番豊留榮子議員** もともと国の負担金といいますか、交付金というのは半分あったんですよ

ね。だんだんだんだん削ってきて、今回、消費税の関係では、社会保障費のほとんどを充てるといふようなこと言われながら、実際にはそうではなかったということもあります。

この広域化ということが住民にとって、これは私はとてもきついことになってくるだろうなということ、私は想像できます。

次に、日本共産党が今取り組んでいます市民アンケートには、やはり国保税が高い、これ以上上げないでほしい、引き下げてほしいという声が数多くありました。

現在、今発行しております国保の短期保険証や資格証明書を、これを中止してすべての人に正規の保険証を発行する考えはないかどうかお聞きいたします。

**○山口英雄税務課長** 国保の短期被保険者証及び資格証明書につきましては、国保税を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず長期にわたって国保税を滞納している場合等に、納税相談の機会を確保することによって公平な国保税負担の実現を図るために実施しているものであります。

仮に、これらを中止した場合には、納税相談の機会が減少し、税負担の公平性の確保が困難になることも予想されますので、すべての人に正規の被保険者証を発行すると、そういったことは考えておりません。

なお、運用に際しましては、事務取扱要領に基づきまして、収入の状況や家族構成、納付できない特別な事情の有無など、個々の事情を個別具体的に判断した上で、それぞれの状況に応じた適正な対応をとっておりますので、滞納者に対して画一的に短期被保険者証や資格証明書を発行すると、そういったことはございません。

**○3番豊留榮子議員** 昨年の11月6日の参議院の厚生労働委員会での共産党小池晃議員がですね、これは明らかに支払い能力があるのに保険料を払わず、督促にも納付相談にも応じない悪質な滞納者に一定の非常手段をとることは否定しないと。しかし、やってはいけないこととして、年金や給与などの生計費相当分、あるいは福祉として給付されている公的手当、それを奪われたら、なりわいが絶たれるような商売道具など、差し押さえ禁止債権、財産の差し押さえがある。また、病気や失業、所得激減などで生活困窮に陥った世帯をさらに困窮に突き落とすような差し押さえがあるという質問に対して、この唐沢局長は、一般論として、公的な手当の受給権、差し押さえが禁止されている受給権は差し押さえはできないと答弁してます。

今、課長が言われたのはこのことだと思うんですね。納税の相談に応じない、払えるのに払わない人ですね、この人たちに対しては、例えばその差し押さえであったりとか、こういう手続ってというのは必要かと思えます。でも、そういう方に限らず短期保険証とか資格証明書っていうのは、発行されているわけですよ。これをこういう保険証っていうのは、例えば資格証明書でありますと、病院に行ったら全額10割払わなきゃいけない、そんなお金がない人たちも多いわけですよ。それと保険証によって、この人滞納している人だとかって病院の窓口でわかるわけですよ。

だから、そういうのも嫌だという人もおりますし、だからその区別といいますか、その辺はどうなっているんですか。

**○山口英雄税務課長** 先ほども答弁いたしましたとおり、短期被保険者証あるいは資格証明書の発行につきましては、まず、滞納者の負担能力、家族構成、そういったいろんな事情を勘案の上で、適正に判断しているところでございます。

また、議員が言われるような、今、資格証明書を発行した場合、医療を受けたくても受けられないと、そういったことでもございますけれども、例えば資格証明書の発行世帯が、どうしても治療を受けないといけないとそういったふうになりますと、事前にそういった連絡がこちらのほうに来た場合には、そこで特別な事情が、医療を受ける必要が生じたということで、こちらのほうでは短期被保険者証の発行に切りかえて、病院では3割負担で受けられるとそういった措置をと

っておりますので、こちらのほうではあくまでも、この短期被保険者証あるいは資格証明書発行をして医療の給付を制限すると、そういったことは考え毛頭ございません。

そういった医療を受ける必要がある方につきましては、あらかじめ私どものほうに申し出てくだされば、ちゃんと適正な対応をしているところでございます。

○3番豊留榮子議員 その本市の差し押さえ状況といたしますか、それはどのようになっていますか。

○山口英雄税務課長 滞納処分につきましては、先ほど議員が言われたとおり、当然差し押さえ禁止財産とかそういったものも十分考慮した上で、まず、その方の、滞納者の収入状況、預貯金の状況、そういった財産調査を行いまして、そういった差し押さえ禁止財産を超える部分についてを差し押さえするとそういったこととございますので、議員がおっしゃるような、そういった差し押さえ禁止部分を差し押さえるとか、そういったことはやっておりません。

○3番豊留榮子議員 先日も広報紙の中に、広報紙でしたか何かで読みましたが、差し押さえ物件の公売をしますというような、インターネットでしているところでしたかね、その状況はどうなんですか。

○山口英雄税務課長 滞納処分としての差し押さえ、それから差し押さえ動産の公売というのは、税負担の公平性の実現という観点からやっているものでございます。

質問の趣旨が定かではございませんけれども、今やっていますインターネット公売につきましても、税法に基づきまして検索を行った結果、差し押さえた物件について換価手続をやっているところでございます。

○3番豊留榮子議員 次の質問にいきます。

この払いたくても払えないと言われる高い国保料ですね、これを一般会計からぜひ繰り入れをして、国保税を下げたいと思うんですけども、これはどうでしょうか。

○久木田敏副市長 国民健康保険事業につきましては、受益者負担と相互扶助の考え方に立ちまして、国費と加入者の保険税で賄うという基本原則のもと、国保会計に対する財政援助的な一般会計からの繰り出しについての基本的な考え方については、これまでどおり述べてきておりますように、限定的な取り扱いとされております。

このような中で、平成25年度に税率改定を行い、それでも不足する財源は、枕崎市国民健康保険財政健全化行動計画の収支改善方針に沿って単年度収支の均衡を図っていくことを前提としまして、一般会計からの繰り入れで対応してまいりました。

しかし、さらにまた新たな国保税の引き下げのための法定外繰り入れの実施は、国民健康保険被保険者以外の市民の方にも負担を強いることにもなり、また、非常に厳しい財政運営を強いられている本市国保事業の実情の中で、さらなる財源不足を拡大させることにもなることから、現実的には非常に困難であります。

○3番豊留榮子議員 国保の広域化に伴いまして、国からのこの保険者支援金というのは約1,664億円あるといたします。これ負担割合は国が2分の1で、都道府県が4分の1、市町村が4分の1ということになっているようですけれども、これ市町村国保に繰り入れることになったということで、1自治体当たり1億円近く繰り入れがふえることになるということですよ。

この支援金を活用してですね、国保税を引き下げるということはできないのでしょうか。

○白澤芳輝健康課長 先ほど、市長冒頭の答弁でもありましたけれども、27年度から公費約1,700億円ということで、30年度以降については合わせて3,400億円、その部分で全国的に大体被保険者1人当たり1万円程度の財政改善効果がありますということを国は想定しているわけですが、本市の平成27年度の国民健康保険の当初予算案にも、この国の財政保険者支援制度の拡充部分は含まれておりまして、そこで推計いたしますと、被保険者1人当たり5,000円程度、総体で約3,500万程度の国民健康保険の枕崎市にとっての財政効果があると、そういうふうにして見込んでおります。

しかしながら、それでもなお、まだ平成27年度の国民健康保険の単年度、平成27年度だけで見ますと、まだ赤字になる見込みでございますので、とてもその部分を使って、制度そのものも違いますけれども、その部分については一般会計で一たん受け入れをしまして、その全額を国保の特別会計のほうに繰り入れておりますから、そういうところからしても、それを使って税率を引き下げるということはできないということでございます。

**○3番豊留榮子議員** なかなかあっちに行ったり、こっちに行ったりで、ずっとあれなんです、できないもんなんです。

所得の低い人たちへの保険税の減免措置を推進している、払える人をふやしていくことは、この収納率向上の確かな道であることは、これは厚労省も認めているところです。また、低所得者への減免と同時に、国保税の水準自体を引き下げることが必要ではないかと考えます。

日本共産党はですね、この国の責任によって国保税を1人1万円の引き下げを提唱しています。それは国保税の応益割、均等割、平等割の部分ですね、この部分ですが、ここに国費を投入して直接引き下げるといいますが、これは所得にかかわらず公平に引き下げができるというものです。

どうでしょうか、これを国に対してこのような要求をしていくということも必要ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

**○久木田敏副市長** 先ほどから税の引き上げに対しましては、考え方は課長のほうから御答弁申し上げました。

そのように単年度収支を図っていくというようなかたちで進めてまいりましたが、また、それを引き下げるといふようなことになりますと、今度は市の経営姿勢分というようなことにも影響がされまして、またその分の財源が不足するということ等も考えられます。そういうようなシステムになっておりますので、現時点では引き下げというのは非常に難しいと。

今、おっしゃいましたように、今後、そういう所得割、均等割というようなことを全面的にですね、影響があるようなそういう制度の見直しとかいうようなこと等につきましては、国のほうにこれまでも十分、国保運営の厳しさというのは訴えておりますので、また市長会とかそういうようなところでのですね、そういう問題点につきましては、全体で一緒になって国のほうに、また申し上げていきたいというふうには考えております。

**○3番豊留榮子議員** これはぜひ国に向かってですね、国保を引き下げろということで、国費を使えということで、ぜひこれ強く要望して行ってほしいと思います。

次に、教育問題に移らせてもらいます。

文部科学省は2月15日、改訂学習指導要領案を発表しました。現行の学習指導要領を変えて、授業時間や学習内容をふやし、愛国心を盛り込んだ教育基本法を具体化するなど、多くの問題が含まれているかと思われま。

子供と教育が輝いてこそ、この国の未来は明るいものになります。文部科学省は、小・中学校の道徳を特別の教科にするために、学校での教育内容を示した学習指導要領を改訂する案を発表しました。教育委員会の中でも論議をされていることと思いますが、見解をお示してください。

**○木之下浩一学校教育課長** 文部科学省は、道徳の時間を特別の教科、道徳として位置づけ、その目標・内容を明確なものにしたり、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育のかなめとしての性格を強化し、それ以外の各教科等における指導等との役割分担や連携のあり方等を改善したりすることを目標にしています。

そこで、今後、道徳教育の改善・充実に向け、取り組みが円滑に進められるよう、今回の学習指導要領の改訂案を示したものと考えております。

**○3番豊留榮子議員** この道徳が教科化されると、国の定めた基準でつくられた検定教科書を使って、国の定めた観点で子供たちを評価するということになります。

まず、子供の道徳が評価の対象とされるということに、多くの人々から子供の心や価値感を評価していいのかという声が上がっています。国が定めた価値観で評価されれば、思想統制となりかねません。中には評価を気にして、いい子を演じる子が出てくるのではないかという声も聞かれます。このことはどうお考えでしょうか。

**○木之下浩一学校教育課長** 文科省は、評価につきましては、5・4・3・2・1の数値的な評価はしないという方向で検討しております。文章化による評価、例えば公平性についてはこういうところがよかったとか、例えば公正性についてはこういうところが課題があるとかですね、そのような文章表現で評価をしていこうというふうに考えているというのを聞いております。

それから、今問題なっております情報モラル、生命、倫理、そういうもの等の内容も含めて、現代のいろんな課題を含めた新たなですね、指導内容を考えているというふうに聞いております。

なお、今まであった学習指導要領の内容を大幅に変更するというにはならないというふうにも聞いておりますので、特定の考え方に偏らない道徳教育ができるものと考えております。

なお、道徳はイデオロギーではございませんので、子供たちの心の中に、人を大切にする、人や物を大切にする、そういう気持ちをつくる教育ということを考えておりますので、そのラインは逸脱しないものと考えております。

**○3番豊留榮子議員** この教科化へのもう一つの心配はですね、この検定教科書が導入されるということです。これは既に道徳の内容は、現行指導要領で民主主義の精神が読み取れないような中身で、こと細かく定められているようですが、検定教科書を通じて、そのとおりの価値感を身につけることが今まで以上に押しつけられることになるんじゃないかと。

また、各地で平和や侵略戦争、憲法に関する授業を偏向だと攻撃する動きが強まっている中で、平和や憲法について扱った教師が、指導要領に反するとされ、自主的な授業ができなくなるのなにかという心配もあります。この点はどうでしょうか。

**○木之下浩一学校教育課長** いわゆる道徳が変わる、道徳が教科化されると以前のような、戦前のような修身となるのではないかというお話ではないかと思うんですけども、学習指導にのっとりまして徳目がございます、二十幾つかの徳目がございますが、この中に現代の課題、子供たちに身につけておいてほしいこと、小さいうちから考えてほしいこと等を徳目としてちりばめてございます。

この内容について、読み物資料をつくってございます。副読本といいますけれども、今のそれに基づいて今授業を進めておりますが、文部科学省がいろんな方々の意見を聞きながら、つくった読み物資料として、私たちの道徳というのが最近配付されております。これが将来の道徳の教科書になっていくのではないかというふうに考えられておりますけれども、この内容的に見ましても偏ったものはないものと考えております。

各学校で随時、この私たちの道徳につきましては、活用を図っているところでございます。

**○3番豊留榮子議員** 国や郷土を愛する態度が含まれていることもまた見逃せません。

安倍政権は過去の侵略戦争を美化する勢力によって構成され、支えられています。戦前のように、子供を戦場に駆り立てるための愛国心が押しつけられるおそれがあります。

そして、改訂案は、この道徳化、内容を各教科や総合的な学習行事や学校活動、児童会・生徒会活動など、学校教育の全般にわたって指導するように指示しているようです。これでは、教師や子供たちの授業や自主活動の自由が制約されかねません。

文科省は改訂案についても、「考え、議論する道徳」を促すものだとしていますが、本当に子供たちは考え合う道徳にしたいなら、評価と検定教科書で教師と子供を縛る教科化はやめるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

**○木之下浩一学校教育課長** 先ほどからお答えいたしておりますように、偏った教育にはならないと考えております。改正教育基本法の大原則に、我が国と郷土を愛する態度を養うというのが

ございますが、これを具現化するための道徳、それから各教科がございます。そして、年間35時間以上道徳の時間を設けて、その道徳の時間をかなめとして、道徳教育全般を、各教科、特別活動、いろんな学校行事等で行いなさいというのが学習指導要領の全般の内容でございますので、今までと大きく外れた内容にはならないかと考えております。

○3番豊留榮子議員 この全般にわたって、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○山口英夫教育長 学校教育課長が答弁したとおりでございます。

○3番豊留榮子議員 教育長の発言がほしかったんですけども、次の質問にいきます。

ことしの夏、中学校の歴史教科書の採択が全国で行われるということですが、安倍首相は以前から日本の行った戦争は自存自衛、アジアの解放のための戦争だったと教える教科書の採択を主張し、一般の教科書を攻撃してきたといえます。このことについてどのように考えるのか、また、本市における教科書選定はどのようにして決まるのかをお尋ねいたします。

○山口英夫教育長 各地区の採択協議会で審議される教科用図書は、国の教科用図書検定調査審議会で承認されたもののみを審議しております。

○木之下浩一学校教育課長 来年度の中学校の教科用図書採択につきましては、南薩地区の教科用図書採択協議会で慎重に審議し、本市の子供たちの実態に合った、公平・公正な採択に努めてまいりたいと考えております。

○3番豊留榮子議員 教科書の選定には、どういう人たちが行かれるんですか。（大まかを申し上げますと」と言う者あり）

○立石幸徳議長 職名を言ってから発言してください。

○木之下浩一学校教育課長 大まかを申し上げますと、教育関係者、それから保護者代表等が入ります。そして、教科書の調査研究に至りますと、現場の教師から数人が入って教科書研究を数か月にわたって行っていき、数社のものを調査しているという方法で行っております。

○3番豊留榮子議員 すると、教科書の、いろいろな会社が出されるわけですね、それを全部持ち帰って、自分のところで研究していくということなんですか。

○木之下浩一学校教育課長 教科書見本本と申しますか、見本本の持ち帰りはいたしません。

ある場所に集まって、2回から3回ほど会を開いて、その中で四、五人でグループをつくりまして、そして教科書を調査をしていきます。

その中で、本市の子供たちに合った、そして子供たちの実態に合った内容は、どの教科書が一番よいかというのをいろんな観点に従って調べていくということでございます。

○3番豊留榮子議員 なかなか我々は、教科書が、子供たちに手渡る教科書がどんな方法で選択されるのかとわからなかったものですから、はい、子供たちに……、はい、よくわかりました。

次に、全国に先駆けて、鹿児島県の教育委員会は19日に県内すべての公立小・中学校で実施を目指していた土曜授業についてですが、今年度中に導入すると発表しました。本市も5月から開始するということですが、市長、教育長の見解をお聞きします

○木之下浩一学校教育課長 土曜授業の実施につきましては、学校教育法施行規則の改定により、各市町村の判断にゆだねられていることから、関係団体と調整を重ね、土曜授業の方向性について検討し、小学校の新1年生の負担を考慮し5月から実施することにしました。

土曜日を有効に活用し、児童・生徒の学力向上をはじめ、学校、家庭と地域が一体となって、生きる力の醸成を図っていこうと考えております。

○神園征市長 指名されましたのでお答えしたいと思います。私は、土曜授業については当然のことだと思っております。

ひところ、しきりにゆとり教育とか何とか言われて、授業時数が減らされてまいりました。その結果もあって、現在の基本的な学力低下につながっている部分もあるのではないかと思います。国語をも、要するに理解できないような大人もいっぱい出ております。そういった中で、例えば、

英語教育とか何とか、これも英語教育もあってもいいんでしょうけども、まず、国語をしっかり教え込むと。本当に基本的なことから、もう一回やり直してほしいと、こう思っています。

それから、先ほどの道徳についてですが、これも私は当然のことだと思います。

けさも課長会で話をしたばかりですが、毎朝のごとく少年たち少女たちのいろんな事件が報じられておまして、今、一番テレビに出るのは、川崎市の中学生在が殺されたという事件であります。何でこういう殺伐たる世の中になったのかと。この原因を探ることは非常に大事だと思いますし、道徳心の欠如というものがやっぱり著しくなっていると思います。

かつてですね、学校に、中学校なんかには道徳の時間というのがあったはずですよ。そんな遠い昔ではありません。で、ある中学でどういった道徳の教育が行われていたかといいますと、ある先生が子供たちに道徳というのは何だと聞いたところが、ある子供が親孝行ですとこう答えた。先生が親孝行というのは何が親孝行なんだと聞いたら、健康であることと答えたそうです。その指導の先生がそうだと、まず健康でなきゃいかんと、健康のためには何をすればいいと、子供が運動ですと。そうだと、きょうは教室の授業は終わり、ソフトボールをきなさいと。子供たちは喜んで外に出て、それから道徳の授業は毎回ソフトボールだったと、こういった話が現実にあったわけがあります。

こういったね、教育をやられた子供たちが果たしてどうなったのかなと、こう思うところもありまして、道徳も私は必要な科目であろうと思います。

**○3番豊留榮子議員** 道徳の教科化するというのに反対の意見がたくさん上がってるということなんですけども、南日本新聞も3月1日に道徳の教科化の押しつけの懸念がぬぐえないということで、この社説で記事が出ておりました。

市長が言われるように、昨今、少年のその事故ですね、事故というかも本当に殺してしまうという、それが本当に目に余るほど次から次へと、どうしてどうしてと思うぐらい、殺してみたかったとかっていう子も出てきたりとか、もう本当にこれからどうなるんだろうということを感じます。

この教科化に、私たちも心配してるのは、教科化されて評価づけされてしまうということ懸念しているんです。道徳そのものはですね、それぞれかと思えますけれども、また学校でのことは教育委員会での役割っていうのも重要になってくると思うんですが、また地域を含めてですね、この子育てに関しては取り組んでいかなければいけないなというふうに強く感じています。

次の質問にいきます。

次は、防災無線についてなんですけど、これは、東日本大震災からもう4年になろうとしています。これ全国の今、地震とかが頻繁に起こっております。この地震や災害情報が伝えられるたびに、自分たちのところは大丈夫だろうかと市民は心配しています。

その緊急情報を伝える防災無線が聞き取れないという声があります。その点検はどのようになっているのか、まず、お尋ねいたします。

**○永留秀一総務課長** 防災行政無線の機器の点検につきましては、枕崎市防災行政無線の運用等に関する規則により、日常点検と定期点検が定められております。

日常点検では、毎日3回の時報、それから定時通信による点検、定期点検については、年2回業者による点検が定められており、規則どおりに点検を行っております。

点検によって部品交換などの指摘があった場合には、ふぐあいが起こる前に、その都度部品交換等の対応を行っているところであります。

**○3番豊留榮子議員** これは、風向きによったりして聞き取りにくい地域があったりとかっていうのもあるかと思うんですけれども、人によっては、自費でもいいから室内放送を取りつけたいとかそういう声もあるぐらいなんです。今この、うちの板敷集落は何か補助金を使って室内放送を何年前に取りつけました。そういう状況が今どうなっているのか、市内全域どのような状

況なんですか。

**○永留秀一総務課長** 現在の防災行政無線は、平成11年4月から運用されておりまして、市内の住宅地を中心に屋外スピーカー44台を設置して放送をしております。

コミュニティ助成事業などで、自治会無線放送設備として市内の28の公民館、約2,800世帯に屋内受信機を設置しておりますけれども、平成18年からは市の防災行政無線とつないで、2,800世帯の屋内受信機の方々に、市からの緊急情報や行政情報を家の中で聞くことができるようになっております。

しかし、市街地などでは屋内受信機がないため、風向きや防音効果のある住宅などの普及によって家の中では聞こえづらい場合があります。

防災行政無線の整備については、我々としても、各家庭への屋内受信機の設置を行ったほうがよいとの認識はあるところでありますが、多額の経費が必要であるために、屋外放送設備の更新も、もう時期に来ておりますので、この屋外放送設備の更新とあわせた屋内無線機の整備の検討も行いまして、年次的な整備計画を作成して対応していかなければならないというふうを考えているところであります。

**○3番豊留榮子議員** 例えば、今残された世帯に、全戸に設置しようとするのと、どのくらいの費用がかかるもんですか。

**○永留秀一総務課長** ざっくりした試算であります。屋内無線機は1台5万円程度になるのではないかという業者の見積もりもありまして、1万世帯に設置するとした場合には5億という費用が必要になるという、ざっくりとした試算なんです。先ほども申しましたが、現在の屋外スピーカーなども平成11年に運用しておりまして、更新の時期に来てるところであります。

今の運用のシステムがアナログの通信システムでありまして、今度更新をするとした場合には、デジタルのシステムに変えないといけないという対応しなければならないというのがあります。

現在、更新の検討をしているわけなんですけれども、財政状況もありまして、早い時期に更新していかないといけないと思っているんですが、時期については、現在ははっきりいつまでにとすることは、言える段階ではありません。

で、今の時期に、もし市民の方が自分の家に屋内無線機を設置してほしいと言われた場合には、アナログの対応のスピーカーが約5万円必要なんです。その後、市の設備がデジタルに変わったときには、またデジタルに交換しないと対応できないということになりますので、我々としては、今、デジタルへの更新の検討を行っている中で、市民からの要望があったとしても、現在の段階では、対応はできないというふう考えております。

**○3番豊留榮子議員** わかりました。

次の質問にいきます。

道路の点検についてなんですけれども、これは市道でありますとか側溝または市道にかかる樹木の点検などですが、これがどのようになされているのかお尋ねいたします。

**○依積田清文建設課長** 市道の点検につきましては、路線数が多いため、道路パトロールが行き届かないところもあります。公民館関係者や市民の方々からの情報提供をもとにして対応しているところでございます。

**○3番豊留榮子議員** 次の質問にいきます。

健康センターの調理室の改修についてなんです。これ市内で一番多く利用されています健康センターの調理室ですが、これ傷みが激しくて調理台などテープで補修したりして、衛生面でも心配であるということです。また、ガス炊飯器も故障しているということです。これを早急に改善していただきたいという要望が出ておりますので、いかがでしょうか。

**○白澤芳輝健康課長** 健康センターは、昭和55年3月に建築されまして、約35年を経過している施設でございます。そのため設備や備品類も相当古いものもあり、改善が必要な箇所や備品類

もありますので、緊急度の高いものから優先的に改善を図っているところがございます。

また、簡易な修繕等については、当年度の修繕費の枠の中で対応していきたいというふうに考えております。

**○3番豊留榮子議員** 今、女性が元気で、あちらこちらで調理室を使つての料理教室でありますとか、男の人を交えての調理教室などを盛んにやられております。

これはぜひ、一番利用率が高いという健康センターですので、寿命もきているということですね、早急に、ガムテープで、私も見ましたが、調理台の下が、市長、調理台の下のこの枠がですね、引き出しのところですか、はがれかかってガムテープでとめてあるんですよ。あれはとてもちょっと不衛生だなという感じもしますし、これは早急に修繕をしていただきたいと思うところです。

私の質問をこれで終わります。

**○立石幸徳議長** ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午後1時8分 再開

**○立石幸徳議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

**○8番城森史明議員** 皆さん、こんにちは。

通告に従い一般質問を行いたいと思います。

金山小学校が廃校になり、もうすぐ1年が経過しようとしています。廃校施設の活用については、議会でもさまざまな議論がなされてきました。地元金山地区にとっては、地域活性化、地域創生のために非常に重要な課題ではないかと思っております。

昨年、本市は閉校後の金山小学校利活用・アイデア募集を行いました。この件について、利活用の申し出はあったのか。市民のアイデアはどのようなものがあったのか、まずお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

**○神園征市長** 金山小学校跡地の有効活用については、広報まくらざきの折り込みチラシで、利活用応募とアイデア募集の広報を行っており、また、文部科学省のホームページ「みんなの廃校」プロジェクトでも利活用の募集を行っております。

これまで4件の利活用応募と3件のアイデアの提案が来ています。

市民からのアイデアの内容としましては、伝承遊び野外博物館の提案や、陶芸、家具・木工工作、ガラス工房などの職種を呼び込んで、手工芸村をつくれなにかといった提案、また、その他に部活動等の合宿所などの提案が来ています。

**○8番城森史明議員** 利活用の4件の件ですけれども、差し支えない範囲で、例えば5番目に書いてありますように、例えば、ほかの学校施設とか、社会体育施設とか、そういうかたちで発表はできないものでしょうか。発表をお願いします。

**○田代芳輝教委総務課長** 具体的にはまだ申し上げられませんが、4件のうち2件が事業者で、残りの2件は個人であります。

また、分野別では3件が産業関係で、残り1件が教育関係というふうになっております。

**○8番城森史明議員** 利活用が4件ということで、その中の3件も産業関係ということでですね、非常に私個人としては期待ができるのかなど。ぜひ、この4件、4件ないし3件、7件のうちですね、ぜひ実現をしてもらってと思っております。

確かに、枕崎市全市的に応募をしてもらいました結果ですけれども、やはり地元の意向というのは非常に大事ではないかと思っております。そういう意味で、地元金山校区との話し合いは何回行われ

たのか。そして、地元の市民はですね、どのような要望を出しているのか。その辺はどうでしょうか。

**○田代芳輝教委総務課長** 昨年の5月に、金山校区住民代表者の方と意見交換会を行いました。

その中で、大方の要望としましては、グラウンドと体育館は、校区住民のバレーボールやグラウンド・ゴルフその他の行事に活用したいということでした。また、校舎については、福祉施設をはじめとした企業誘致を積極的に進めてもらいたいといった内容でございました。

**○8番城森史明議員** 地元の意思というのは、こういうふうに明確に出ているわけなので、それを尊重してですね、お願いをしたいと思います。

それと、近隣ですね、南さつま市、南九州市、日置市及び指宿市等の小学校廃校施設ですね、活用状況はどうなっているのか。各市の廃校数と活用施設数は幾らなのか。その活用施設の中の、さっきいろんな例も出ましたが、どのように活用されているのかお尋ねします。

**○田代芳輝教委総務課長** 平成15年度以降の件数で申し上げます。

まず、南さつま市ですが、廃校数は11校で、うち2校は地区公民館として現在活用しています。また、残り9校のうち3校を地区公民館等として活用する方向で計画しております。

次に、日置市ですが、廃校数は1校で、地区公民館として活用しております。

また、南九州市と指宿市においては、現在のところ廃校はございません。

**○8番城森史明議員** これを見ますと、南さつま市が断トツに多いわけであります。これがいいことなのか悪いことなのか、その辺を考えますけども、そういうことで地区公民館として使用しているということは、さっき、市民からのアイデア、利活用の、枕崎市の場合とは違った使い方なのかなという気がしますし、地区公民館というのが一番無難な線というかですね、要は何らかの思い切った誘致をして失敗するのが、まず一番怖いというか、怖いというわけなんですけども、そういう意味では、地区公民館というのは非常に無難な線でやっているのかなという感じがします。

それとですね、次にですね、金山小学校跡地施設の内容というかですね、教室の部屋数、面積については利活用の裏面に載ってましたけども、その辺の面積の概略ですね、それと設備状況はどうなっているのか、お願いをしたいと思います。

**○田代芳輝教委総務課長** 同校には、つながるかたちで管理特別教室棟と普通教室棟の2棟と屋内運動場1棟の計3棟があります。教室は、普通教室3部屋のほか、特別教室など13部屋の計16部屋あります。また、各教室の床面積は53平米となっています。

設備状況としましては、保健室やパソコン室及び図書室の空調設備などは、そのまま残しておる状況でございます。

**○8番城森史明議員** 耐震化工事は、もう終わっているんですかね、この教室と屋内運動場は。

**○田代芳輝教委総務課長** 耐震化につきましては、平成21年度に診断した結果、昭和44年建築と昭和52年建築の校舎につきましては耐震性があると判断されております。また、昭和47年建築の屋内体育館についても平成23年度に耐震補強工事を行っており、問題はないというふうに思っております。

**○8番城森史明議員** 教室については、例えば、私なりに計算してみたんですけど、管理教室棟なんかは1階部分で258平米ということは、6畳間にすると13室できるんですよ。そういう意味で、これが1階、2階、4つになるんで、単純に宿泊施設として考えたときには、52室ぐらいのそれぐらいのレベルで部屋ができると、そういうことになります。

それと、耐震化もできているということで、非常に設備としては条件がいいというふうにもとらえられると思います。

そういう意味で、この廃校の、国の廃校プロジェクトですね、見ますと、いろんな廃校の活用用途例があります。他の学校施設に使えるとか、社会体育施設並びに社会教育施設、医療介護施

設、体験交流施設、工場加工施設等の例があります。

例えば、全国の例も含めてですね、それぞれ具体的にはどのような内容なのかお尋ねします。

○田代芳輝教委総務課長 社会体育施設は、地域住民のスポーツ・運動施設への活用が考えられます。

県内の活用例としましては、社会教育施設では、南さつま市の久志小学校などが地区公民館として活用されています。次に、医療介護施設としましては、大崎町の立小野小学校の介護施設があります。また、体験交流施設としましては、キャンプや沢下りなど自然体験を行う垂水市の大野小学校があります。そのほか、工場加工施設として、西之表市の安城中学校の安納芋のペーストや干し芋をつくる農産物加工場があります。

○8番城森史明議員 金山地区の個性というか特性というか、その辺のところを考えると、やはり将来的に施設利用につなげていくということが一番大事ではないのかなと。

要は、金山小学校ですから金山地区、地区ごとに小学校があるわけなんですけども、そこを一番大事にして、あと、枕崎市全体としてどういうふうにするか。そういうことを考えて、やはり適切な一番ぴったりの施設に利用したほうがいいのではないかって思っていますけども、そういう意味で、金山地区にとっては、昔、金鉱山があったところですよ。私も桜山なので、その辺の詳細なあれはわからないんですけども、金鉱山、それと非常に自然に恵まれているところですよ。木口屋集落に向けて一帯、非常に自然、森、山とかあります。それとお茶なんかも植えられていますよね。田布川地区では非常に農業が盛んだと。米やらミカンですね。それと川も近くに、特に金山橋のあそこは岩場が非常にきれいな感じですよ、そういう特徴もあります。

そういうことで、その辺のところを生かしていった交流施設とかですね、社会教育施設とかとしての交流というかですね、その辺のところ結びつけていくべきではないのかなと思っておりますし、将来的に金山地区の、先ほど午前中も出ましたけど、人口推計とかですね、その辺も考えてどのようにするかということだと思っておりますけども、金山地区の個性を生かした……、については、どういうふうにご検討おられますか。

○田代芳輝教委総務課長 今、議員のほうから提案がございましたように、市民からのアイデアの提案とか、それから職員の提案の中にも、今おっしゃるような自然体験を行うようなものはできないかとか、そういったものも提案がございますので、そういった部分も含めて今後検討していきたいと思っております。

○8番城森史明議員 これは一つの誘致というか、施設の活用ということはですね、非常にやはり地域創生、地域活性化にとっては非常に大事なことであり、また、あるものを誘致してですね、失敗したら大変なことになるという、そういう気持ちもあると思うんですけども、そういう意味で、本当は活性化のためにはスピーディーにやるべきことだと思いますけども、あまり拙速主義で急ぎ過ぎてですね、その辺のところも考えていかなきゃならないと思いますが、今後のスケジュールはどのようになっているのでしょうか。

○田代芳輝教委総務課長 今後のスケジュールでございますけど、現在、応募者等の具体的内容について調査中であり、今後、庁内の検討会で協議して、なるべく早目に跡地の有効活用については決定していきたいと考えております。

○8番城森史明議員 なるべく早くというのはわかりますけど、大体どれぐらいをめどにされておりますか。

○田代芳輝教委総務課長 先ほどの市の広報紙におきます利活用応募とかアイデア募集の広報を行ったところですけど、締め切った後でも、ことしになりましてからも、いろいろと提案とか利活用も来ておりますので、そういったのも現在調査中でございますので、今、いつまでということは申し上げられませんが、なるべく早目に決定していきたいというふうにご検討しております。

○8番城森史明議員 そういうことで、方向性的には非常に期待できるものが、個人的ですね、

出ているんじゃないかと思いますが、その辺のアイデアとか利活用の内容を、今の時点においてですね、市長、副市長は、どういうふうに廃校施設の活用をやっていくのかお尋ねします。

**○久木田敏副市長** 現時点で具体的な内容については、まだ検討中でございますのでお答え申し上げられませんが、議員がおっしゃるように、その地域の特性あるいは市全体の方向性、そういうようなもの等々をですね、今出されているアイデアを中心に検討していかなければならないというふうに思っています。

そこがいつまでというわけには今のところ調査中でございますので申し上げられませんが、やはり、さっきから申し上げますように、地域をまず優先的に、そして市全体を考えると、その中で、市の財政的な持ち出しとかというようなこと等も考えなければならぬことであろうかと思えます。そこら辺の調整をですね、どう図っていくのか、そういうようなところも含めて検討してまいりたいと思えます。

**○8番城森史明議員** そういうことで、やはり地域と一体になってですね、やっていけば失敗はないんじゃないかと、そういうかたちで市全体で一体となって取り組んでいけば、だれしも投資に対しては失敗するとか成功とか考えるんですかね、そういうやり方をやっていけばですね、必ず成功すると思うんで、よろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。市道についてです。

私は中村集落ですけど、宝寿庵公民館とですね、宝寿庵区村づくり委員会は、南さつま農協枕崎支所北側を東西に走る道路の市道昇格についてですね、建設課のほうにたびたびお願いをさせて頂きましたが、残念ながらまだ実現していない状況です。

この道はですね、道路幅員が一部分4メートルないので、隣接農地を無償譲渡してもらうためにですね、宝寿庵公民館の公民館長が一生懸命、地主3人と交渉し、2人は了承されたものの、1人は行方不明でどうにもできない状態になっております。

この道路は、多くの人家が連担しており、かつ、南さつま農協、特に南さつま農協のガソリンスタンドやら農協がありますから、市街地に行くために利用者が多い、というのは宝寿庵公民館だけじゃなくて、宝寿庵区全体が使っているわけですね。桜馬場地区はちょっと使いませんが。

それと、災害時にもですね、全くこの道に関しては、がけ等がないわけですね。例えば地震で、ほかにも市道がありますが、がけがあったりですね、非常にそういう災害時には危険が予想されるんですけども、この道路については全くがけ等がなくですね、災害の危険もないと、安全な道路であるわけです。水害はちょっと別ですけどね、水害は花渡川が通ってますので、そこがあふれた場合には当然危険なわけですね。

現状の問題点はですね、非常に側溝が深くて広いんですね。カーブがあるために非常に危険度が高い。ただし、そのカーブについては空き家が解体されたので、今は非常に見通しがよくなって、その辺のところは和らいでおります。

そういう意味で、その無償譲渡が実現できなかった区間は約10メートルなわけですね。全体で、全体の長さは、市街地方面に行けば大体150メートルぐらい、北側に行けば100メートルぐらいの分岐している2カ所が考えられるんですけど、そういう中で約10メートルしかないわけですよ。道路全体の長さの10%以下にしかないんですね、その無償譲渡をして工事をされたときに。そして幅員基準は、人家が連担している区域は3.5メートル以上となっております、無償譲渡されないところがですね、3.1メートルとなる見込みであると。

例えば、無償譲渡をしてですね、そこは3.1メートルになりますけども、その先はですね、無償譲渡が広ければ5メートル以上ないしできるわけですよ。そういうことで、そういう代がえ措置とか代案で対応はできないものなのか、質問したいと思います。

**○依積田清文建設課長** 御指摘のように、部分的に5メートル以上にしたとしても、その10メートル区間の幅員は3.1メートルで変わりませんので、代がえ措置は意味をなさないと思ってお

ります。

○8番城森史明議員 なぜ、その幅員が3.1メートルか、狭いとだめなのかっていうことは、離合が難しくなるということだと思えますよね、まず第1は。だけど、すぐ隣に7メートルとかつくったら、そこで待機できる場所ができるわけですよ。

そういう意味で、そういう意味では離合の難しさというのは解消できるんじゃないですか。

○依積田清文建設課長 この基準の4メートルと申しますのは、4メートルに満たない道路で、市道にしてほしいという要望があるところは数多くあります。

ある時期に、この基準を4メートル以上という基準を設けて、それ以上でない市道には認定しませんよという基準をつくっております。その基準が4メートル以上ないといけないということになっております。

○8番城森史明議員 あそこは住宅が連担してますから、3.5メートル以上でいいんじゃないですか。

○依積田清文建設課長 人家連担の場合は3.5メートル以上ということとなっております。

当該地につきましては3.1メートル、地籍図でいきますと、一番狭いところは2.9メートルとなっているようでございます。

○8番城森史明議員 そうしたら、現在の本市の市道は、すべて幅員の4メートル以上の基準を満たしているというふうに考えていいんですか。

○依積田清文建設課長 市道におきましては、人家連担の基準を満たすなどして4メートルに満たない路線も数多くございます。

○8番城森史明議員 そうしたら、先ほどの答えと矛盾しますよね。

例えば4メートルというのは、すべて、市道中すべて100%、例えば、4メートルないし3.5メートル基準をクリアしなきゃいけないということですか。

○依積田清文建設課長 先ほども申しましたが、昭和59年に、この市道の認定基準というのをつくって、それ以降、4メートル以上、人家連担の場合には、この人家連担の後でまた、つけ足されているんですが、3.5メートル以上という基準を設けて、それ以上でない路線につきましては市道編入はできませんという基準を設けております。

○8番城森史明議員 基準はできているのはわかったんですけど、それ以降のところはすべて4メートル基準を満たしているんですか。

○依積田清文建設課長 この認定基準以降は4メートル以上、もしくは人家連担の3.5メートル以上ということでありませう。

○8番城森史明議員 枕崎市市道認定基準の第2条において、市長が諸般の交通事情及び公益的見地から市道に認定することが適当と認めた道路とある。諸般の交通事情及び公益的見地とはどのような意味なんですか。

○依積田清文建設課長 お尋ねの市道認定基準の第2条の第2号にあるんですが、これの交通事情及び公益的見地とは、その道路が重要であること、また、市が市道として管理することが市にとっては有益であるということでありませう。

○8番城森史明議員 その市道が有益であるということは、例えば具体的にはどういうことなんですか。

○依積田清文建設課長 市が、ほかの事業などでつくった道路等がございます。今回も、市営住宅とか空港のところとかというのでお願いしているところがあります。それにつきましては、当然市が管理をしていかなければならない、そういうところを、今度は市道として管理していくということでございます。

○8番城森史明議員 要は、市が有益と認めるということはわかりましたけど、市民が有益だということにはならないんですか。

○**依積田清文建設課長** ですから、そういう路線につきましても、ある程度の基準を設けなければ、昔は、3メートル以上のところも基準ができるまでにはされていたようです。

しかし、事業費を抑える、市道に認定してからの事業費というのは多分にかかります。それを抑えるためにも、ある程度の基準を設けなければならないだろうというところで、昭和59年に基準を設けているところです。

○**8番城森史明議員** 財政的にも市道に関する費用は交付税措置がされると聞いておりますが、市道における管理費用と交付税算入額との差異はどのようになっていますかね。

○**依積田清文建設課長** ここ数年の市道編入を行う路線の考え方として、議会でも毎回説明しているんですが、市道の認定基準を満たした改良済み、舗装済みの路線を対象とするとしています。

これは、市道編入を行ってから、交付税と比較して明らかに管理費及び舗装などの改修の事業費が大きくなる路線を避け、街路事業費の増大を抑えるためであります。

御指摘の路線の側溝への蓋版敷設やカーブの解消などの一部改良につきましても、集落道路への補助がありますので、それで御検討をいただきたいと思っております。

○**8番城森史明議員** 私が言っている質問は、要は市全体の市道に対する交付税のその差異は、管理費と交付税措置の額の差異はどうなっているのかっていうことです。

○**本田親行財政課長** 市道に関する費用の普通交付税算定における基準財政需要額の算入につきましては、道路の改築経費や維持補修費をはじめ、給与費や公債費なども含め、道路の面積と延長によって算入されます。

平成26年度の基準財政需要額の算入について申しますと、道路面積については1,000平米当たり7万7,500円、道路延長につきましては1キロメートル当たり18万9,000円で、3億8,613万4,000円が算入されております。

一方、道路の改築経費や維持補修費、給与費、公債費などを含めた道路関係経費につきましては、毎年度、全国统一基準で調査がなされます地方財政状況調査、いわゆる決算統計の中で調査が行われます。

直近の平成25年度決算統計における本市の道路に関する費用に要する一般財源の額を求めますと、5億9,728万8,000円となっております。

○**8番城森史明議員** ということは、交付額よりも管理費用が多いということなんですか。

○**本田親行財政課長** すべての管理経費を交付税のみで賄いきれてないということでございます。

○**8番城森史明議員** ということは、その分は基準財政需要額にプラスすることはできないんですか。

○**本田親行財政課長** 最初、普通交付税の基準財政需要額の算入について申しましたけれども、道路に関する経費につきましては、道路の面積、それから延長と、機械的に算入されるところでございますので、超えた額を基準財政需要額に算入することについてはあり得ないことでございます。

○**依積田清文建設課長** 先ほど私は、4メートルは、基準以降はすべて4メートルを超えると申しましたが、4メートルを超えない部分で、先ほど言われました2条の2号を使って編入した路線がございました。1路線ございます。

○**8番城森史明議員** 5億8,000万円でしたっけ、5億何千万円と3億8,000万円、非常に差額が、これ市の手出しになると思うんですけども、そういう意味では財政的にね、市道管理費用が多くついて大変だということを思うんですけど、その辺のところは、やはり交付税、その辺を縮めるということは何らかのかたちでできないもんですか。

○**本田親行財政課長** 交付税措置した額よりも市道に、決算統計におけます市道管理経費のほうを上回っていることにつきましては、最初御説明しましたとおり公債費等も含めております。

これまで、市道の街路の整備とかが行ってきていますので、その部分に対する公債費等の負担も

大きいところですけども、交付税に用途は示されておりませんが、安定的な財政運営を行っていくためには、道路の経費も抑えていく必要があるものと思います。

○8番城森史明議員 あと、市道の管理というかですね、市道の平野山線というのがあるんですけども、もう山林が荒れてですね、途中から道路としての機能を果たしていないんですよ。その点、やはり市道の、そういう意味で時代の流れで使えなくなった部分も市道にはあるかと思えますよ。

ですから、その辺の市道の廃止と、どのような管理状況になっているのかお伺いたします。

○依積田清文建設課長 市道の平野山線には果樹園があり、耕作者の車両通行に利用されて道路としての機能を果たしております。また、終点が一部につきましては、補修の要望もあるところがございます。管理につきましては、耕作者との要望等に努めているところであり、今のところ廃止することは考えておりません。

○8番城森史明議員 道路が途中から通れなくなったということは、たしか途中までは、それは道路全体としては上からは行けないわけですから、道路の機能を果たしていないんじゃないですか。全体としてですよ、その市道全体としての機能を果たしているかということです。

○依積田清文建設課長 この路線につきましては、昔、林道でなんかつくられたと聞いております。

それで、確かにある程度先のほうの林道部分に近いところになりますと、管理というのは、それほど一般の市道とは同じように管理はされておきませんので、支障がある場合もあるかと思えます。その際には、またお知らせいただいて管理をしていかなければならないと。

しかし、こういう林道でつくられた路線をほかの一般の市道と同じように管理というのは、なかなか手が回っていかないというところがございます。

○8番城森史明議員 私は、もう一回つくり直せというわけじゃないんですよ。

例えば、この道路に関して言えば、逆に市道を廃止してもらったほうがいいわけです。なぜかという、ここは多面的機能交付金の範囲に入っているんですよ。だから、市道を廃止すれば、その多面的機能交付金で、この問題点である暗渠工事もできるんですよ。

だから、そういう意味で柔軟にですね、対応できないかということなんですよ。逆に市道を廃止したら、こちらで事業でできるんですよ。そういうことを言ってるんですけど、どうなんですか。

○依積田清文建設課長 過去には、ほかの事業をするがために市道を廃止したところも確かにございます。

それが比較して、そういう交付金と比較して、そのほうが有利であるということであれば、それは廃止ができるというふうに考えております。ただし、その際の管理を地元が行っていくということを承知していただければ、それでも結構ではないかと思っております。

○8番城森史明議員 ですから、市がしてくれればいいんですけど、なかなかそこは懸案事項でその暗渠工事ができてないんですよ。そして、暗渠工事ができてないんですから大雨のときにそれがあふれて、以前は田んぼに水が流れ込んだっていうのがあるわけです。

そういう意味で、やはりスピーディーな対応を考えたときには、逆に市道は廃止して、してもらえれば、多面的機能交付金でできるわけですから、それもスピーディーにですね、ということをおっしゃっているわけです。

そういう意味で、もうしつこく言ってもあれなんで、要は、第2条においてですね、その采配で1件だけ市道に昇格したということがありますので、例えばこの道路はですね、今、同じ宝寿庵地区に医師会に入る市道がありますよ。医師会ですね、宝寿庵から西堀の妙見グラウンドの横を通る線ですね。妙見グラウンドの横を、駐車場の横を通る線です。あそこと比べたら、絶対的にこちらのほうが交通量も多いわけです。市民の利用度も多いんですよ。

ですから、ぜひこれは、それは4メートル、3.5メートルと、幅員に固執すればそれはできません、確かに。できませんけれども、そこはそういう交通量の多さ、利用度の高さ、重要度、災害時の安全面ということも考慮してもらってですね、わずか10メートル区間なので、ぜひ昇格をお願いしたいと思います。

次に、潟山市営住宅について質問いたします。

潟山団地の戸数は現在幾らで、現在、何戸住んでいるのか。全体面積は幾らなのか質問したいと思います。

**○依積田清文建設課長** まず、先ほどの市道の件につきまして、第2条の2号を使った道路というのがあれば、これにつきましては、平成15年の3月議会で、立神中学校線を認定させていただいております。

しかし、この際に、この路線に関する附帯決議ということで、今後の市道認定においては市道認定基準を遵守することを基本とし、安易に市道認定基準第2条第2号を適用することがないよう強く要望する、以上決議する、枕崎市議会、という議決をいただいております。

それと、潟山住宅についてでございますが、潟山団地は昭和27年度に建設された西潟山団地21戸と昭和37年度に建設された第2潟山団地14戸を合わせて35戸を潟山団地としてます。

入居者数は、西潟山団地が1戸、第2潟山団地が3戸となっており、団地全体の入居者数は4戸となっています。敷地面積は、西潟山団地が6,151.64平米、第2潟山団地が1,781.63平米の合計7,933.27平米となっております。

**○8番城森史明議員** 潟山団地の住人のいない家屋や周辺の庭ないし森ですね、管理はどのようになっているのか。

特に私もこの前通ったんですけど、木造家屋は正直言ってですね、危険空き家と呼ばれてもおかしくない状況が見られます。これらの管理はどうなっているのか。

それと、近所または公民館からの苦情等はないのか質問いたします。

**○依積田清文建設課長** 入居者のいない家屋の周辺は定期的に見回りを行い、維持管理に努めています。

空き家について、近所または公民館からの苦情は聞いておりませんが、これらについては、今後の建てかえ計画により対処していきたいと考えています。

**○8番城森史明議員** 適正に管理しているというのがちょっとですね、私の聞いた段階ではですね、特に木造家屋ですね、木造家屋にですね、さびた階段が外に見えるんですね。さびたリヤカー、それでペットボトルが投げ散らかされている。市の看板自体も倒れて何もかも倒れてますよ、あの2メートルぐらいの看板ですよ。それで雑草がいっぱい生えていますね。それと碎けた発泡スチロールと、もう散らばってますよ。それが本当に適正に管理されているのかなと思います。

そして、近所との境もですね、今は確かに1.5メートルぐらい切ってありました、何かあれを、植物を。それはもう1.5メートルから2メートルぐらい伸びているんですよ。ところを伐採している姿はあるわけです。ということは、そこまで伸ばしていたということですよ。

当然そこは近所から苦情が出たはずですけど。ですから、その辺の現状の木造家屋のところ、特にね。その辺の管理が、私は、だれが見てもなっていないと思うんですが、なぜそれが適正に管理されているんですか。

**○依積田清文建設課長** 入居者がいる状態の住宅であれば、その管理はすべて行き届いていかなければならないかと思っています。

しかし、入居者がいない状況の場合には、それをすべて同じような状況で管理していくのかと、それだけの経費もかかることでありますし、限られた経費の中で、ほかの住宅等の管理も行っていかなければなりません。

すべてをそういうふうに草のないようにということはできないというふうに思っております。

○8番城森史明議員 私が一番問題にしているのは、草は現状は50センチメートルぐらいありますけど、そうじゃないんですよ。

要は、いろんなごみがですね、家の周りから見えるんですよ。例えば、さびた階段も3段ぐらいありましたけど、もう投げ散らかしてあるんですよ。そして、さびたリヤカーなんかも車のタイヤですか、その辺も道路から見えますよ。それをまず、いないところはそういう環境をよくしないと、それが犯罪につながったり放火につながったりするんじゃないですか。看板もなぜ倒れているんですか。柵についても、縄を引っ張ってありますけれども、それも何か本当に管理されているのかなという感じを受けるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○依積田清文建設課長 できる限り管理はしていきたいとは思っております。

しかし、先ほども言いましたけど、そこまで及ばないところがあるかもしれません。

この間、ごみも捨ててあったということで、ごみについても廃棄を禁止するとか、そういう看板を立てながら管理はしていきたいと。こういう今の状況ですので、ここにつきましては、建てかえ計画等を今立てて検討しているところでございます。

○8番城森史明議員 そういう意味で、やはり、市のものですから当然、草刈り等はそこまで私もしませんが、とりあえず、道路から見てきれいだなど、片づいているなど、看板もしっかり立っているなど、市がちゃんと管理をしているなどという状態にしてほしいわけです。

それと、3番目の瀧山住宅の今後の方向性は、木造家屋を改造しても使える状態ではないと思いますが、解体するのか解体しないのか。

そして、瀧山地区は市街地にも近く、良好な住宅街なんですよ。ですから、今後の対策はどのようにするのかをお聞きいたします。

○依積田清文建設課長 瀧山団地は、市営住宅長寿命化計画の中で、現在の状況を考慮して建てかえすべきとの方針を出しています。

そのため、今回の当初予算に測量設計業務の委託費を計上していますが、これにより団地建てかえを具体的に検討していきたいと考えております。

○8番城森史明議員 そこも、やはり非常にもったいない場所だと思いますので、よろしくスピーディな検討をお願いしたいと思います。

次に、桜山中学校グラウンドの排水対策について質問いたします。

昨年の桜山校区親善球技大会のグラウンド・ゴルフ競技はですね、中学校グラウンドの排水不良のために中止となりました。ソフトバレーだけが行われたということです。

天気もですね、若干雨が降ってですね、午前中には曇りになりましたから、雨がやんでですね、競技としてはできた、グラウンドコンディションがよければできたわけなんです。

それと、昨年の中学校も運動会も、前日は雨でですね、父兄が一生懸命朝早くから出て土を運んでですね、ようやく運動会ができたという状況で、桜山中学校の排水の問題はグラウンド・ゴルフに関してもですね、桜山小学校は非常に排水がいいんで、できたわけなんですけども、本当に中学校は、これは懸案の問題なんですよ。

やはり大雨でも降ったら、当然、1日目は使えないし、2日目使えるかどうかぎりぎりの、2日目、3日目にかかわるんじゃないかと、そのような状況なんですよ。ですからやはり、体育の授業にも、いろんな行事とか、中学校自体もいろんな行事に差し支えが出ている状況なわけですよ。そういう意味で懸案の問題でありました。

それとやっぱり校区民は、今、グラウンド・ゴルフが盛んでですね、小さな集落でも7チームぐらいのチームを出すところもあるんですよ。一番このグラウンド・ゴルフが盛んな競技でありまして、それをやっぱり要望している人が市民も、校区民も多いわけです。

そういう意味で、この検討経過はどのようになっているのか質問いたします。

○田代芳輝教委総務課長 桜山中学校グラウンドにつきましては、抜本的な排水対策が必要であると考えております。

現在、国の屋外教育環境施設整備事業での実施を申請しております。

なお、現時点において補助事業の内示がないため、平成27年度の当初予算においては、グラウンド周辺の盛り上がった部分を切り取り、さらに砕石による排水のための経路を設けるなど、水はけを促す対策のための予算を計上しております。

これらの工事により、排水不良の状況は改善されるものと考えております。

○8番城森史明議員 その補助事業というのはどういう、いけば財政的にはどういう内容の補助事業なんですか。

○田代芳輝教委総務課長 先ほどの屋外教育環境施設整備事業でございますけど、国の補助事業でございます、3分の1の補助でございます。

○8番城森史明議員 これは、過疎債の事業は活用できないんですか。過疎債であれば70%補助だから、これよりは有利ですよ、3%有利ですよ。

○田代芳輝教委総務課長 先ほども申し上げましたように、現在、国の屋外教育環境施設整備事業を申請しておりますが、残りの市の負担分についても過疎債を活用していく考えであります。

○8番城森史明議員 過疎債単独では、この事業はできないんですか。そうすれば30%の手出しになりますよね。この事業であれば33%の手出しになりますよね。

○田代芳輝教委総務課長 国の屋外教育環境施設整備事業と過疎債を活用することによって、本事業についての市の持ち出しは2割程度になる見込みでございます。

○8番城森史明議員 その屋外環境施設整備事業というのは、例えば、短い期間で採用になるという可能性はどうなんですか。

○田代芳輝教委総務課長 本来ならば3月の上旬には国の内示が来る予定でございますけど、現在、国のほうが先般の衆議院議員選挙の絡みで事務処理がおくれておりまして、県を通じて国に確認しましたところ、内示が来るのは早くても3月の下旬、場合によっては4月の上旬だというふうに聞いております。

○8番城森史明議員 そういう意味では、平成27年度にその事業を受けられる可能性はあるということですか。

○田代芳輝教委総務課長 国からの内示がありましたら、補正等で対応をお願いしたいというふうに考えております。

なお、先ほども申し上げましたように、今回の平成27年度の当初予算の事業で、かなり改善されるものと考えておりますけど、将来的に万全を期す意味でも、引き続き補助事業をも活用した対策を考えているところでございます。

○8番城森史明議員 その事業っていうのは、今期の事業っていうのは……、もう一回ちょっとお願いします。平たんにするっていうことですか。

○田代芳輝教委総務課長 グラウンドの周辺のところがいぶ土が盛り上がっている状況でございますので、そこを切り取ってフラットな状態にしまして、それからグラウンドの中央部分に排水のための経路を数本設けるといような工事を考えております。

○8番城森史明議員 周りを平たんにして排水路を設けるといことですか。暗渠排水をするということですか。

○田代芳輝教委総務課長 暗渠排水工事につきましては、補助事業を使ったかたちでの工事になるかというふうに考えております。

○8番城森史明議員 ことしやる、いわゆるその工事ではですね、ある程度真ん中を端に対して勾配をつけるようなかたちじゃないと、ある程度できないんじゃないかと思うんですけども、そういうふうになるんですか。

○田代芳輝教委総務課長　そこら辺につきましては、また関係課と協議して行いたいと思います。

○8番城森史明議員　ことしで桜山校区球技大会は3年連続で中止になりました。

そういう意味で、ほかに場所を変えるとか代がえ措置があればいいんですけども、要は桜山小学校と桜山中学校を両方使いますので、ちょっとどうしようもない状況ですよ、グラウンドコンディションが悪かったら。

桜山出身の副市長、その辺どう思いますか。

○久木田敏副市長　この件につきましては、以前から十分承知しております。

そこで、ただいまる説明申し上げましたが、国の事業が採択されれば完全によくなるというふうに考えておりますが、とにかく排水の不良ということを改善しなければならないということで、27年度の予算の中で、今後の予算に無駄がない状況でもありますので、その部分は排水対策ということを重点的に改良していきたいと。

今後、国の事業が採択されるとなると、それにすぐ補正でも取りかかりまして、将来的に抜本的な改良をしていくということと考えておりますので、技術者とも十分検討した結果、このような対応をとっていくということになりましたので、とりあえずということではちょっとどうかと思いますが、とにかく排水対策をしっかりとやっていくという考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○8番城森史明議員　質問を終わります。

○立石幸徳議長　ここで10分間休憩いたします。

午後2時9分　休憩

午後2時18分　再開

○立石幸徳議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、新屋敷幸隆議員。

[新屋敷幸隆議員　登壇]

○6番新屋敷幸隆議員　それでは、通告に従い質問をいたします。

風の芸術展は、昭和63年文化資料センター南溟館の開館に伴い、平成元年市制施行40周年を記念いたしまして、第1回が開催されました。

従来の枠にとらわれない自由で創造豊かな作品を平面・立体の分野で、国内、国外を問わず募集することで、すぐれた作品の発表と鑑賞の場を提供して芸術文化の向上と地域の発展を目的とし、以来、平成25年には風の芸術展トリエンナーレまくらぎが開催され、第1回から25年が経過いたしました。

これまで国内、国外から多くの出品があり、作品のレベルは国内コンクール屈指ものとして高く評価され、芸術文化の風薫るまちを創造するということで、まちそのものを青空美術館として立体作品をまちじゅうに設置したアートストリートは、今や県内外から多くの来訪者を枕崎に呼んでいるところであります。

このような南溟館風の芸術展の活動は国内外に大いに知られるようになりましたが、昨今、審査員の高齢化により、その後任をどうするかというとき、国際的に活躍する、今、日本で最も著名な画家の千住博先生が枕崎国際芸術賞展の審査員として就任され、そして海外から審査員をお招きし、風の芸術展から抜け出て全く画期的な大きなスケールの国際的なコンクールにしようという案が浮上しているみたいですが、今後、風の芸術展、南溟館、そして新しい国際的なコンクールはどういうふうに展開していくのか。まず、千住博先生とはどういうコンタクトがあったのか、また、先生の経歴等をお尋ねいたします。

[神園征市長　登壇]

○神園征市長　まず、千住先生とどういうコンタクトがあったのかということからお答えしたいと思います。

今、議員が質問中おっしゃったようにですね、前審査員をお願いしていた、文化勲章を受賞された野見山暁治先生あたりから、第10回展のとき、自分はもう高齢だから、もう90歳を超えるから審査員は辞退したいというお話がございました。そして、同じく林紀一郎先生からも同様のお話があったわけでありませう。

それでどうしようかということで、庁内で検討しておりましたところ、本市出身の洋画家森一浩さんがですね、現在国際的あるいは国内的に有名な先生方はこういった先生方がいらっしゃるということで、何名かの名を連ねて私にお手紙をいただきました。

聞いてみますと、この千住先生は、森さんの東京芸大時ですね、若干後輩に当たるということでございましたので、せっかく続けるのであれば、こういった今言われたように、国際的にも著名な千住先生あたりをお願いしたいもんだなと思ったんですが、はてその大先生がですね、引き受けていただけるかどうかということで、森さんひとつあのこと小当たりに当たってみてくれませんかというお願いをいたしまして、森さんがちょっと手紙だったわけですが、手紙でそういったことの意向をお尋ねしましたら、場合によってはお引き受けいただけるんじゃないかという感触を得ましたので、早速、千住先生は現在アメリカにお住まいですけど、千住先生がアメリカからお帰りになる機会をとらえてですね、ぜひ1回お目にかかりたいとお願いしたいということで申し出ましたところ、快く面会の了解を了承していただきました。

先生がお帰りになったときに、御自宅に私と文化課長とでお尋ねしていろいろお話を申し上げて、じゃあやりましょうと、ただし、その風の芸術展という名称については変えましょうやと。ちょっと国際的に呼びかけるには、情緒的過ぎて英訳なんかの場合にも困ると、よくわかりにくいといったようなお話がありましたので、先生とお話する中で枕崎という名前を冠につけてですね、国際芸術賞展としてはどうかということで、そう決まったと。

審査員につきましても、千住先生のほかに何名ぐらいがその審査に当たる場合にいいものですかとお聞きしましたら、3名でいいよと。じゃあ先生のほうにお願いできますかと申しましたところが、1人は東京芸術大学の美術学部長をされている保科豊巳先生、保科君には私からも話をするからということで、それじゃお願いしますと。そして、もう1人はどこか海外で活躍されている芸術家を呼ぼうということになりまして、最終的にこれは保科先生からの御紹介もございまして、台湾の台北芸術大学の教授である、これは何とお読みするのかかわからんですが、漢字で日本語読みをしますと曲徳益（キョク・トク・エキ）という台北芸術大学の教授です。そのお三方で審査をお願いしようということになっております。

千住先生の経歴ですけども、1982年に東京芸術大学美術学部絵画科日本画専攻を卒業され、1984年に同大学の大学院修士課程を修了、1987年に博士課程を修了されておられます。修士・博士課程での修了制作作品は、いずれも東京芸術大学の買い上げとなっております。受賞歴は、1995年に創立100周年ヴェネツィア・ビエンナーレ絵画部門で東洋人として初めて名誉賞を受賞するなど枚挙にいとまがありません。また、2009年には瀬戸内国際芸術祭のベネッセアートサイト直島・家プロジェクトに参加されておられます。そのほか京都の大徳寺聚光院の襖絵制作をはじめ、数々の芸術プロジェクトを手がけておられます。ニューヨークを拠点に国際的に活躍されており、国内では社会人のための新型アートカレッジとして開設された東京藝術学舎の学舎長に就任されておられます。ちなみに、千住先生の弟さんは作曲家の千住明氏、妹さんはヴァイオリニストの千住真理子さんで千住三兄弟として高名な方々です。

**○6番新屋敷幸隆議員** 今、市長から説明がありましたけど、今後、風の芸術展は新しい国際的なコンクールに変わっていくということでですね、その内容とその規模ですよ。そして、県の反応はどうか。そして、市長としてどういうことを期待するのかお尋ねをいたします。

**○神園征市長** 今のその、千住先生とお話する中で、枕崎という名前をせっかくだからこの機会に日本中あるいは世界中にできれば売り込もうじゃないかということになりました。で、枕崎

国際芸術賞展となったわけですが、その後もう1回私は上京いたしまして、千住先生それから保科先生と3人でお目にかかってお二人のまた話も聞きました。保科先生も大いに乗り気で、じゃあもう1人の外国人は台湾からの審査員でどうだというお話でございました。

したがって、今回、募集をかける際にもですね、英語とそれから中国語と韓国語と、もちろん日本語と、それをインターネットでホームページでも何でもいいから世界に発信しようじゃないかということで、その翻訳等についても専門家と話をし、今、詰めているところであります。

瀬戸内国際芸術祭とタイアップするようなかたちで、瀬戸内の芸術祭に年間何十万人か知らないですがすごい人出があると、その人たちもできれば枕崎まで呼びたいもんだと。そして枕崎の国際芸術賞展を見に来た人は、また、瀬戸内の芸術祭を見に行くといったかたちでお互いに環流してですね、そういうふうな観光の面でも大いに生かそうではないかといったような話になっております。あと何を聞かれましたかね。（「県、鹿児島県の反応は」と言う者あり）

鹿児島県の反応ですか。鹿児島県のほうにも私も参りましたし、文化課長も一緒に、あるいは、後ほどは文化課長と係長とが県に行つて御説明申し上げました。

私は、観光交流局の局長とかあるいは県民生活局の局長とか文化関係を束ねるところですけども、お話し申し上げたら両方とも非常に驚いておられまして、千住先生がよく引き受けてくれましたねというふうなことで、また、振興局の局長なんかにもお話ししたら、皆さん非常に期待しているから頑張ってくださいという励ましの言葉を頂いております。

**○6番新屋敷幸隆議員** 新しいですね、国際的コンクールが開催されるであろう南溟館はですね、今や老朽化し、これまで何度も修理・補修をしてきましたが、ますます建物は傷んできております。また、収蔵庫も満杯になってきている状態でございます。新しいコンクールが開催されるとなると、このままではですね、用を成さないのではないかと考えております。今ですね、大々的な私は改築が必要ではないのかと考えてますが、この辺をお尋ねしたいと思います。

**○末永俊英文化課長** 南溟館の屋根の大規模改修や収蔵庫の増設には多額の経費を要することから、枕崎国際芸術賞展を開催する上で急を要するものから徐々に改修したいと考えております。

まずは雨漏り補修、それから国際化を見据えて和式トイレの一部洋式化、それから審査状況のインターネット発信と、日本を訪れる外国人旅行者から最も要望が強いと言われている公衆無線LANの整備に取り組みたいと思っております。

**○6番新屋敷幸隆議員** それとですね、これからの南溟館のですね、集客を考えるときですね、これは前から言われているんですけど、南溟館へのアプローチですね。例えば、大型バスが進入できる道路、大型駐車場の整備もされるべきではないかと思っておりますが、その辺はどうでしょうね。

**○末永俊英文化課長** 南溟館へのアプローチについては、確かに進入道路が狭く駐車スペースも少ないとの御指摘があります。ですが、現状では大型バスもなんとか通行可能であり、大きな行事等が開催される場合は片平山グラウンドの一面を駐車場として利用することで対応しております。

抜本的な対策を実施するには南溟館の大規模改修と同じく多額の経費を要することから、当面は現状の方法で対応せざるを得ないものと考えております。

**○6番新屋敷幸隆議員** 次の質問に移りたいと思っております。

この件はですね、先ほど豊留議員からも質問があったんですけど、重複しますが、今度ですね、鹿児島県教育委員会は、昨年、県内のすべての公立小・中学校で土曜授業を2015年度から導入する方針を固めました。都道府県単位での実施は全国初で、学力で鹿児島県が低迷していることを受け、授業時間をふやすことで学力向上を図るということでもあります。

まず、本市はですね、今年5月から実施される予定であります。ほかの市町村は10月に実施されるところもあります。義務的学校でですね、この差はなぜなのかをですね、その辺をお尋ねいたしたいと思います。

○木之下浩一学校教育課長 けさの答弁でも申し上げたことと重なりますけれども、土曜授業の実施につきましては学校教育法施行規則の改正により各市町村の判断にゆだねられておりますことから、関係団体と調整を重ね、土曜授業の方向性について検討し、小学校の新1年生の負担を考慮し、5月から実施することにいたしました。

なぜ10月からというふうに分かれているかと申しますと、4月、5月の実施の市町村につきましては、県教育委員会が早目の要請の通知を出すだろうということで早目から取り組んでまいりました。もし、土曜授業を実施するときのいろんな課題等を検討しながらやはり実施すべきということで、特に南薩につきましては南薩4市で話を進めながらですね、やってまいりました。

これにつきましては、教職員の勤務時間が絡んでまいりますので、教職員団体との調整、それからスポーツ少年団の団体との調整、そのほか中学校活動の団体との調整が必要でございましたので、これを各課分担をしながら周知をしながらですね、4月にしたかったのでありますけれども、新1年生の4月6日がたしか入学式ですが、それからずっと金曜まで授業があって土曜日に第2土曜が来ますので、ちょっと負担が重かろうということで、本市では5月の第2土曜からにいたしました。5月から3月の予定でございます。以上でございます。

○6番新屋敷幸隆議員 私はですね、土曜授業に対して反対するわけでもないんですけど、学習指導要領にとどまらずですね、学校現場の体制面でも脱ゆとりを鮮明にすると公表されております。

それではですね、今までのゆとり教育は何だったのか。もとに戻るということはですね、失敗だったのか、国の根幹をなす一番大事な子供たちの教育があまりにも軽んぜられているのではないかと、その辺をお尋ねいたします。

○木之下浩一学校教育課長 完全学校週5日制では、各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開し、基礎的、基本的な内容を確実に身につけさせることはもとより、みずから学びみずから考える力や豊かな人間性など生きる力をはぐくむことをねらいとしていました。その中で学習指導要領の改訂がなされ、児童・生徒にとって高度になりがちな内容などを削減したり、上級学校に移行統合したりなどして教育内容の厳選も行われました。

時代背景を考え、その当時の児童・生徒にゆとりの中で主体的に判断し、行動するために必要な資質や能力を身につけさせることは大切であったと考えます。それから10年以上が過ぎ、急激に変化した社会の変化に対応できるように子供たちの教育のあり方を改善していくことは大切なことではないかと考えております。

○6番新屋敷幸隆議員 土曜授業はですね、原則月1回で、第2土曜日の午前中だけというふうに公表されておりますが、これはやがては全週に広がっていくのでしょうか。

○木之下浩一学校教育課長 土曜授業の実施につきましては、鹿児島県教育委員会から原則月1回で第2土曜日の実施という要請を受けております。今後のことにつきましては、特に現段階では要請は受けていないため、明確にお答えすることはできないところでございます。

○6番新屋敷幸隆議員 学校週5日制が実施された2002年度以来、もう13年が経過しております。今、5日制、土曜日が休みの中のいわゆる生活習慣、形態、暮らし方、学校生活等のパターンが定着しており、今回土曜授業が実施されると、家庭はもちろん、学校、地域、部活、さまざまなスポーツ大会、研修大会、子供たちの塾通いと、社会、親、子供たちを取り巻く環境が大きく変わると思いますが、このあたりをどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○木之下浩一学校教育課長 学校週5日制が実施され、学校、家庭、地域が連携し、さまざまな活動を行っている児童・生徒がいる反面、土曜日を有意義に過ごせていない児童・生徒もいるという実態があります。

現在、PTA活動、少年団活動、地域の活動など、土曜日、日曜日に開催されているものも多く、環境が大きく変化し混乱することが予想されるため、PTA、子供会、少年団等の関係団体

へは第2土曜日に土曜授業が実施される旨の周知に努めてまいりました。今後より一層、土曜授業の意義を家庭、地域に啓発していき、土曜日を有効に活用し、児童・生徒の学力向上をはじめ、学校、家庭と地域が一体となって生きる力の醸成を図っていこうと考えております。

**○6番新屋敷幸隆議員** また、次の質問に入りたいと思います。

文部科学省はですね、公立の小・中学校の統廃合に関する手引書を公表し、1学年1学級となる小学校の6学級以下と中学校の3学級以下で、統合するかどうかの検討を自治体に求めております。文科省は、判断を行うのは学校設置者の自治体としております。まず、現在のそれぞれの小・中学校の学級数は、そして、5年、10年先の学級数の推移はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

**○木之下浩一学校教育課長** 平成26年度、本年度の学級数は、小学校37学級、中学校21学級の計58学級であります。学校種別の学級数は次のとおりであります。

枕崎小学校14学級、桜山小学校6学級、別府小学校6学級、立神小学校11学級、計37学級。

中学校です、枕崎中学校8学級、桜山中学校4学級、別府中学校3学級、立神中学校6学級の合計21学級でございます。

また、5年間の学級数の推移を申し上げます。平成27年度から31年度までの5年間の学級数の推移ですが、本市全体をひとくくりにして申し上げますが、平成27年度、小学校34学級、中学校21学級の55学級。平成28年度、小学校34学級、中学校20学級、合計54学級。平成29年度、小学校33学級、中学校18学級、合計51学級。平成30年度、小学校32学級、中学校18学級、合計50学級。平成31年度、小学校34学級、中学校19学級、計53学級。今後5年間は、学級数はほぼ横ばいで推移し、統廃合を判断する状態には至らないということでございます。

**○6番新屋敷幸隆議員** 今後の対策はどうなるのか質問したんですが、先ほど、そういうことに至らないってことですね。そういう解釈でよろしいんですね。（「はい」と言う者あり）

次ですね、これは市民から要望であります、各地域のですね、ごみ集積場において、最近、燃えるごみの指定日、燃えないごみの指定日を守らずに、混合して捨てているところがあり、各地域の人とその原因を話してみますと、その原因の1つとして勤めている人は時間的余裕がなく、どうしても日曜日に家の周りの清掃しなければならず、草木を切ってもですね、捨てる場所がなく仕方なくごみ集積場に持って行ってしまうとのことであります。せめて一月に1回でもいいから、内鍋清掃センターで日曜日にごみを受け入れることはできないのだろうか。そうすればごみ集積場もきれいになるということですが、この辺を、お考えをお尋ねいたします。

**○加藤省三市民生活課参事** ごみの分別や指定ごみの収集日につきましては、枕崎市衛生自治団体連合会並びに南薩地区衛生管理組合と協力をしながら、広報や周知に努めているところでございますが、ごみの分別方法や収集日に関する問い合わせや未分別ごみの苦情が寄せられておりますので、平成27年度は衛自連と連携して、カラーのごみ分別表を配布して、一層の周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、分別の悪いごみの処分と集積場の管理は、原則といたしまして公民館にお願いしているところでございますが、地区外の投げ込みごみの対策等につきましては、市で調査をいたしますので御連絡をお願いいたします。

なお、御要望の件は南薩地区衛生管理組合の業務内容にかかわることありますので、衛生管理組合の中で協議をしてみたいと考えております。以上です。

**○6番新屋敷幸隆議員** よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

次にですね、今もなおですね、各メディアは空き家問題をテーマに取り上げておまして、その情報によると、全国の住宅数は6,000万戸あり、そのうちの13.5%、820万戸が空き家であるとのことであります。7件のうち1件が空き家である、ましては2040年には、空き家率は40%になるというデータもあり、全国の半数近くが空き家になるということでもあります。

各自治体はですね、対策を練り試行錯誤を重ねていますが、地域によっては大きな格差があり、また、国もいろいろな対策を講じていますが、抜本的な対策はありません。私はですね、もう限界が近づいているのではないかと考えております。

国が法律的に大改革を執行しないと、今の現状を切り抜けることはできないと思います。また台風シーズンがやってきますが、屋根が落ち、壁は崩れ、ごみが散乱する、空き家の隣近所の人たちは、不安で眠れないそうでございます。また、一たん、火災にでもなれば、隣の空き家に飛び火して大きな惨状になることは間違いありません。

台風の常襲地としての枕崎、その立場から国に強く訴えるということはどうでしょうか。

この空き家問題をですね、空き家問題の質問に対しては、この通告の数日後にですね、市民の願いが通じたのか、政府のほうより、空き家対策の推進に関する特別措置法が公表されました。その内容を私はお尋ねしたいと思います。

**○永留秀一総務課長** 空き家問題への対策を盛り込んだ議員立法の空き家対策推進特別措置法が去年の11月に国会で成立しまして、11月27日に公布をされております。

国においては、5月26日にこの法律を施行するという政令を公布しておりまして、ただいま議員の発言の中でありました国の指針につきましては、この法律に基づいて空き家対策の基本指針というのを2月26日に策定しております。

それとあわせまして、現在、危険空き家の判断基準などを盛り込んだ市町村向けのガイドラインの策定を国が進めておりまして、これを5月中に策定をしまして、5月の26日の法律の施行に間に合わせようということで取り組んでいるところであります。

空き家対策の内容についてであります。先ほど言いました市町村向けの基本指針もですが、国に空き家対策を総合的に行うための基本方針をつくるように義務づけております。

その中で2月26日に指針が示されたんですが、市町村に対しましては、空き家への立ち入り調査権のほか、放置すれば倒壊するなど著しく危険となるおそれがある空き家であります特定空き家と定義づけておりますが、この特定空き家の撤去、それから修繕などを所有者に命令ができる権限も与えているところであります。

5月までに国が策定するガイドラインには、市町村が空き家対策を進めやすくなるように、特定空き家の具体的な判断基準、それから、特定空き家の所有者への助言、指導、撤去命令、それから法律では代執行までできるように定めておりますが、その代執行までの手続の進め方、そういったことなどを盛り込む方針でありまして、具体的な手続の進め方では、市町村が所有者に修繕や撤去命令などを出す際、事前に所有者から意見書の提出を受けたり、公開で意見を聴取したりするときの手順などを示すということでもあります。

本市におきましては、枕崎市空き家等の適正管理に関する条例を制定しておりますので、市独自の判断基準で管理不全の空き家等への助言、指導等を行ってきておりますが、この空き家対策法が施行されますと、管理不全の空き家等への調査、助言、指導、撤去命令などの権限が与えられますので、空き家対策が今までより進めやすくなるかと考えているところであります。

2月に示された国の指針、それから5月末までに示されるガイドラインに沿って、今後は空き家対策を進めていきたいというふうに考えているところであります。

**○6番新屋敷幸隆議員** ぜひですね、せっかく法案ができたということですね、ぜひ、当市もですね、それを早速取り入れてですね、問題解決のためにですね、門戸を広げて取り組んでもらえればありがたいなと思っております。

次にですね、先日、霧島市の国分で開催されましたS-1グルメグランプリにですね、おきまして、船人めしに続きまして、枕崎鰹大トロ丼がまたしてもグランプリを獲得いたしました。快挙であります。

また、九州駅弁グランプリ予選会においては、本市企業のぶるぺん製の枕崎浜めし弁当と鹿児島

島の桜島灰干し弁当が選ばれましたが、この灰干し弁当の社長の榑木社長は枕崎出身者であります。そしてまた、なだ万の総料理長であった木浦さんは、今回なだ万の社長に就任されました。

そして、私の市の誇るかつおぶしは生産量日本一。今や名実ともに、枕崎産かつおぶしは、あらゆるメディアに登場しており、かつおぶし工場のフランス進出も大きく取り上げられております。

食において、自信を持って全国に誇っていいのではないのでしょうか。今、本市の食文化は強力な勢いを持っております。

ことは、国民文化祭が鹿児島県下で開催されます。本市でもカツオの食文化、焼酎文化等を対象としたイベントが開催されます。

全体的な食に関するプロジェクトを創設し、あらゆる手段を通じて大々的に枕崎の食を、だしを、全国に世界に売り出せないのでしょうか。

市長、やるなら今だと思いますが、どうでしょうか。

**○下山忠志水産商工課長** 平成22年に発足いたしました枕崎市通り会連合会では、鹿児島県商店街グルメナンバーワン決定戦、S-1グルメグランプリで2連覇殿堂入りした枕崎鰹船人めしや本年度の大会でグランプリを獲得した枕崎鰹大トロ丼を開発するなど、食による商店街活性化に取り組んでいるところであります。

現在、食のまち枕崎PRの核とも言える枕崎鰹船人めしと枕崎鰹大トロ丼の全国展開が求められておりまして、4月には横浜での催事に出店を計画していると把握しております。

また、JR九州が主催する九州駅弁グランプリの決勝大会に鹿児島代表として出場することになった枕崎浜めし弁当は、市内の水産業及び水産加工業に携わる有志10者で組織する枕崎浜友会が、地元の近海魚や青物などを盛り込んで、平成26年3月に開発し、ぶるぺんが製造販売を担当して、同年4月下旬から鹿児島中央駅で販売されており、好調な売れ行きであると聞いております。

本市の基幹産業であるかつおぶし生産につきましては、海外における販路を見据え、フランスにかつおぶし工場建設に係る手続等が進められておりますが、本年開催されるミラノ国際博覧会は食をテーマとし、これを契機に日本産食品の品質の高さや食文化の豊かさを発信し、輸出の拡大等につなげていくことが重要とされております。

この博覧会で設置される日本館で、枕崎の本枯れ節が出品されることとなっております。

また、和食の基礎となるだしについては、枕崎のかつおぶしと稚内の利尻昆布を融合しただしを用いて、婚活プロジェクト協議会の開発部会では縁結び出汁愛そばを、また、枕崎市通り会連合会では、先ほど申しました枕崎鰹大トロ丼を新たなメニューとして開発し、市民はもとより、県内外の観光客へ提供しているところであります。

これらの枕崎の食の情報発信についても、関係機関と連携しながら、メディアを通じて随時行っているところでありますが、全体的な食に関するプロジェクトについては、今後も関係機関と連携しながら研究を進めてまいりたいと考えております。

**○神園征市長** 鰹船人めし、それから大トロ丼、非常に喜ばしいことであります。

今、質問者から、食のまち、そういうことを大いに宣伝すべきじゃないかということでした。いい機会ですので、それを積極的に進めたいというふうに思いますが、この間、水産商工課に行きまして、係長等を集めて食のまちを標榜するにはもう一つ足りないところがあるんじゃないかと。それはお客さんに対するサービス、もてなしだと。

食材は確かに立派なものがそろって、おいしいものがたくさんあるということはこれで証明されている。だから、水産商工課の職員としてはですね、そういった食を提供する側に対する啓発といいますか啓蒙といいますか、そういった点にも力を入れてほしいと。本当に、食材とサービスとが相まって初めて食のまちを堂々と標榜できるようになるんじゃないかという話をしたとこ

るであります。

○6番新屋敷幸隆議員 各自治体のですね、マーケティングを考えるときですね、さっきもお話が出ましたが、昨今ですね、頻繁に引き合いに出されるのが香川県の瀬戸内海に浮かぶ直島でございます。直島は小さな離島であります、島全体に現代アートを配置し、日本全国から年間30万人以上の旅行客を集めております。特に若年層が多く、年々来島者はふえているみたいであります。

このような小さな島でもですね、マーケティングの方法によっては、大成功をおさめております。

当市の誇る食、食育と食文化、南浜館、先ほど質問いたしました国際芸術賞展、アートストリート等をあわせてですね、ぜひこれを生かしていただき、これこそ地方版創生戦略の私は一つであると思っております。

ひとつよろしく願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○立石幸徳議長 これをもって一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時2分 閉会

# 本 会 議 第 3 日

(平成27年3月9日)

平成27年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第3号）

平成27年3月9日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	50	平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	予 特

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員  
3 番 豊 留 榮 子 議員  
  
7 番 禰 占 通 男 議員  
9 番 沢 口 光 広 議員  
11 番 吉 松 幸 夫 議員  
13 番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員  
4 番 今 門 求 議員  
6 番 新屋敷 幸 隆 議員  
8 番 城 森 史 明 議員  
10 番 畠 野 宏 之 議員  
12 番 沖 園 強 議員  
14 番 吉 嶺 周 作 議員  
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15 番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長  
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	南 田 敏 朗 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者	岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長	加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
三 島 洋 台 消防長	中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
森 蘭 智 之 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第50号平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,810万円を追加し、予算総額を105億8,690万円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は、地域消費喚起・生活支援型交付金事業及び地方創生先行型交付金事業を追加し、平成27年度に繰り越して使用するものです。

補正予算の内容につきましては、平成26年度の国の補正予算における経済対策に伴うもので、地域消費喚起・生活支援型交付金事業として、消費喚起プレミアム付商品券発行事業及び子育て支援プレミアム付商品券発行事業の2事業を、また、地方創生先行型交付金事業として、枕崎市総合戦略策定事業、枕崎国際芸術賞展開催準備事業、小さな拠点づくり事業、地場産品販路対策事業、国内外観光客誘客事業、食のまち魅力発信事業、鹿児島南部広域連携観光物流構築事業及びふるさと特産品新展開・新技術チャレンジ事業の8事業をお願いしてあります。

なお、枕崎国際芸術賞展開催準備事業及びふるさと特産品新展開・新技術チャレンジ事業につきましては、経費の一部を平成27年度当初予算に計上しましたが、国、県との協議を経て、地方創生先行型交付金事業として決定したことから、今回の補正予算でお願いしたものです。

以上、主な点のみ申し上げますが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありますか。

○8番城森史明議員 新聞にですね、地方創生全国首長アンケートというのが載っていました。これは共同通信アンケートということで、全国の1,776自治体トップが回答したということです。

その中で、どのように答えたのかお聞きしたいんですけども、その内容として人口減対策として、これは2つまで回答とありました。これはどのように回答されたのか。

そして、今後自治体が強化する施策、これは3つと書いてありました。これはどのような回答をされたのか。

それと3番目に、自治体消滅への危機感というのがありました。これをどう考えているのか、この件について教えてください。

○神園信二企画調整課長 今、議員のお尋ねのアンケートの回答用紙を手元に準備してございませんので、ちょっと、私のほうも細かく記憶していないところでございます。

○8番城森史明議員 要は、地方創生の重要なアンケートですよね。そしたらですね、私が言った特にこの今回出された地方創生ですね、予算に関して、この施策としてどういうことを重点的に考えて策定されたのか、その辺をお聞きしたいです。

○神園信二企画調整課長 国の総合戦略の中でも根底に置いておりますのは、地方においても若い世代の安定した雇用の確保を行うというところがすべてのプロジェクトに通して貫かれている考え方でございます。その考え方に基きまして、本市の場合は、確固とした基盤産業がございまして、地場産業がございまして、この産業振興を図ることで雇用を確保するという、雇用を創出していく、確保していくというふうな考え方に基いて、事業計画は立てられたところでございます。

○8番城森史明議員 例えば、雇用についてということはよくわかりました。これは、非常に従

来から言われていることで、実際どういうふうを実現していくのかが一番問題だと思うんですけど、それは地域振興によってやるということはわかりました。

それで最後に、このアンケートにあったですね、人口減対策、これをどのように考えているのか。それと人口減対策に関連することですけど、自治体消滅への危機感として実際にどのように考えているのか。

それとですね、先ほど強化する施策として雇用確保というのがありましたけども、2番目と3番目に、次に考えていることはどういうことなのか質問したいと思います。

**○久木田敏副市長** 枕崎市地域の産業振興、地域活性化を目指そうとする場合に、地域の自立、地域産業の市場競争力とかいろいろありますけれども、今おっしゃったように人口減対策というような観点で申しますと、その今回の事業の提案している事業の裏には、交流人口増対策、これが裏のキーワードになっているというふうに思っております。

今回提案しております事業を見ますと、地方創生事業の項目として枕崎国際芸術賞展、あるいは、小さな拠点づくり、これらもすべてが人口の、交流人口の増に結びついていくというような観点で、このような施策をお願いしたということでございます。

**○立石幸徳議長** ほかにありませんか。（「回答がちょっと得られていないんですけど。その消滅対策についてどう考えているのか、危機感としてどういうふうにとらえているのか」と言う者あり）

**○久木田敏副市長** ただいま申し上げましたように、今回、小さな拠点づくり事業というような提案もされておりますが、やはり人口減少、少子高齢化、これに対応していかなければならないということで、まずは先行モデル型として、今回は1つ事業をお願いしたと。これがそれぞれ市内の中に幾つか拠点が設けられていきますと、これがまた将来的にネットワークで結びつくし、態様が理想とするかたちになるんじゃないかというふうに考えております。

**○立石幸徳議長** ほかにありませんか。

**○9番沢口光広議員** 1点お尋ねします。

消費喚起プレミアム付商品券発行事業、4,250万円が組まれているわけですけど、これは基本的にいいことだと思うんですけど、どのようなあれかちょっと説明していただけますでしょうか。

**○下山忠志水産商工課長** 地域消費喚起・生活支援型交付金事業の消費喚起プレミアム付商品券発行事業及び子育て支援プレミアム付商品券発行事業について説明いたします。

この事業は、地域の消費喚起及び生活支援として、また、多子子育て世代の負担を軽減し、低迷している市民消費を刺激するとともに、景気回復や市内店舗の利用拡大へつなげ、地域振興を図るため商品券の発行事業を枕崎商工会議所に委任して行うものであります。

商品券の発行額は、まず、消費喚起プレミアム付商品券が1億5,000万円で、プレミアムを含む発行額は1億8,000万円、そのうちプレミアム率20%で3,000万円のプレミアム。それから、子育て支援プレミアム付商品券は、発行額2,000万円、プレミアムを含む発行額を3,000万円、プレミアム率を50%で1,000万円のプレミアムとしております。

発行の内訳は、一般の消費喚起プレミアム付商品券は、1,000円券10枚、500円券4枚入りの1万2,000円分を1万円で1セットとして1,500セット（67ページに訂正発言あり）発行し、1人当たりの購入限度数は5セットまでと計画しています。また、子育て支援プレミアム付商品券は、1,000円券10枚と500円券10枚入りの計1万5,000円分を1万円で1セットとして2,000セット発行し、多子世帯1世帯当たりの購入限度数を6セットまでとしているところであります。

**○9番沢口光広議員** 先ほども言いましたように、消費喚起プレミアム付商品券、基本的に経済活性化で刺激を与えていいことだと思うんですけど、ただですね、我々が気をつけていかなければいけないこと、私、常々考えているんですけど、日本全国、このプレミアム付商品券で経済活

性を図ろうということで、基本的にいいことではありますが、1点だけ気をつけておかなければならないことは、一例を上げるならば、この枕崎、個人商店街、人口減少、駅前でもシャッター商店街になっております。考えようによっては、プレミアムを発行することによってですね、私もそうなんですけど、大型店舗、一例を言うならば、ニシムタ、タイヨー、Aコープ、そちらのほうにも基本的に買い物に行きます。正直言って私も行きます。ただそれがですね、配慮しなければ、個人商店街、簡単に言うならば駅前の個人商店街、従業員2人、3人、家族でやっている、そういう店を逆に倒産に追い込むおそれがある。

だから、私としては、今後、基本的にはいいことなんですけども、今後、やっぱり個人商店街にも配慮していく、そういうプレミアム制度ってできないのかなど。簡単に言うたら、従業員四、五名以下のところでしか買えないプレミアム、そういう制度をしたらですね、個人商店街はつぶれていかないと思うし、閉店していかないと思うんです。今後、だからそういうところに配慮していくことも大事なかと個人的に思っております。それを要望しておきますので。

**○立石幸徳議長** 質疑の時間ですので、意見・要望も少しは入ろうかと思っておりますけれども、議題に対する質疑をですね、中心に発言をしていただきたいと思います。

水産課長、訂正があるそうです。

**○下山忠志水産商工課長** 先ほどの説明の中で発行の内訳の部分ですが、一般の消費喚起プレミアム付商品券を発行セットとして1,500セットというふうなかたちで説明いたしましたけれども、1万5,000セット発行する予定であります。お詫びして訂正いたします。

**○6番新屋敷幸隆議員** この地方創生先行型交付金事業ですね、1から8までありますけど、この具体的な内容を知りたいんですけど、お尋ねします。

**○神園信二企画調整課長** 予算書に掲載されております順に沿いまして御説明を申し上げます。

枕崎市総合戦略策定事業につきましては、書いてありますとおり、本市の今後5カ年の総合戦略の策定経費でございます。

それと、枕崎国際芸術賞展開催準備事業につきましては、こちら書いてございますとおり、国際芸術賞展の開催準備でございまして、開催準備にかかります作品募集の広告、広報等の経費、それと外国人観光客への対応施設の整備としまして、南浜館のトイレの洋式化、Wi-Fi設備の整備等でございます。

それと小さな拠点づくり事業でございますが、今年2月に廃止をされましたJAの田布川支所、こちらの跡地におきまして、地元の方々に設立しました株式会社「輝楽里たぶがわ」、こちらのほうが事業主体となりまして、買い物弱者対策としての購買事業、それと耕作放棄地対策としての農産加工品製造販売等の事業実施に関する基盤施設の整備補助ということでございます。

それと、地場産品販路対策事業につきましては、事業主体は市でございますが、この事業を南薩地域地場産業振興センターに委託するかたちで、地場産品を県内外に発信するための物産展の参加事業及び物産展で地場産品をPRする人材の育成事業というかたちでございます。

それから、国内外観光客誘客事業につきましては、事業主体は枕崎市でございますが、委託先を枕崎お魚センターとしております。本市特産品をソーシャルメディアでPRしていただくと、それと体験型特産品PRもあわせて行うことで、外国人を含めた観光客の誘客を行う事業でございまして、Wi-Fi環境の構築、それとソーシャルメディアでのPR、体験型の特産品PRを行っていただく人件費、それとその他経費を賄うものであります。

続きまして、6番目の食のまち魅力発信事業につきましては、こちらが事業主体は枕崎市通り会連合会でございます。枕崎鯉船人めし、枕崎鯉大トロ丼を国内の催事に出店する活動というのが予定されておりますので、こちらのほうに助成を行いまして、食のまち枕崎を広くPRすることで、本市への観光客増を促すと、それとともに通り会連合会の活性化を目指す事業でございます。

続きまして7番目でございますが、鹿児島県南部広域連携観光物流構築事業でございますが、これにつきましては、県の観光協会が行いますタイ、シンガポール観光キャンペーン事業に薩摩半島南部広域実行委員会、これは枕崎市、指宿市、南九州市、南さつま市で構成している実行委員会でございますが、こちらの実行委員会を窓口、この県の観光協会が行うキャンペーンに職員を派遣するための負担金でございます。

続きまして、最後のふるさと特産品新展開・新技術チャレンジ事業でございますが、事業主体は枕崎市でございますが、まず、この事業につきましては、3つの事業に分かれております。

ふるさと特産品海外展開のためのトップセールス事業が1つ。これにつきましては、ミラノ万博に特設されます本場の本物ブース、こちらのほうで枕崎かつおぶしが出品できるということで、そちらのほうでPRを行うということが1つ。

それと現在、和食がブームになっておりますヨーロッパでありますけれども、ヨーロッパへのかつおぶしの輸入が原則禁止ということで、ミラノ万博に限って輸入措置がとられるというふうなところで、今調整中のようにございますが、そういう輸入禁止措置、輸入基準の緩和、それからかつおぶし消費の拡大を訴えるために、市長をトップとする訪欧団を派遣をしたいと。同訪欧団につきましては、フランスかつおぶし工場を建設中のコンカルノー市のほうまで足を延ばしていただきまして、当地の郡議会議長、それからコンカルノー市長等との会談を行いまして、同工場を中核としたヨーロッパでのかつおぶし消費拡大、それからヨーロッパでの輸入基準緩和のための協力依頼、それと経済面を主体とします交流について意見交換を行う予定となっております。訪欧団の人数につきましては8名でございます。

それから、ふるさと特産品新展開・新技術に必要な国際認証・資格取得推進ということで、かつおぶしの欧米輸出に必要な国際認証・資格取得のための事業者が行う事業に対する県の補助事業がございますので、こちらの補助事業獲得のための相談業務の強化ということで、こちらにつきましては、ゼロ予算事業ということで掲げてございます。

それと、ふるさと特産品新展開のための社会基盤整備可能性調査事業ということで、コンテナヤードの建設可能性調査の継続というところを予定しているものでございます。

以上でございます。

**○7番 禰占通男議員** 今、最後のふるさと特産品新展開ということで質疑しますけど、目的、内容は大まかにわかったんですけど、人数の随行に8名ということで、私はその8名の役柄はどのようなものか。また、外遊先での折衝の相手、経済交流、海外展開ということで、どのような交渉内容になっているのか、そこをお聞きしたいと思います。

**○神園信二企画調整課長** まず、訪欧団としまして、本市行政から派遣を予定しておりますのは、市長、それから水産商工課長、2名でございます。それと地元のかつおぶし業界のほうから、水産加工業協同組合の組合長、専務、それから同組合の参事、フランスかつおぶし工場の社長さん、それと枕崎金融協会の会長さん、民間の方5名でございます。あと、お1人国会議員の先生が自費で随行していただけるということでございますので、合わせて8名という予定でございます。

(「この海外展開の要素とその経済交流ということ」と言う者あり)

あと、ミラノ万博のほうに特設されます「本場の本物枕崎鰹節」のブースにつきましては、先方のフランス政府と日本の中小企業庁、それと通商産業省ですか、こちらのほうの協議の中で特設されるブースでございますが、実際そのブースに行くことになると、国の中小企業庁、産業経産省ですね、こちらのほうとの接触、それと先方の政府との接触もあろうかと思っております。

また、フランス、コンカルノーにおきましては、もう既にコルヌアイユ郡というこのコンカルノー市が属する郡、いわゆる川辺郡みたいなところだと思っておりますが、結構だと思っておりますけれども、そちらの議会の議長さん、こちらのほうが、もう既に枕崎の市長が当地に訪れたときには、

経済交流、また姉妹盟約等々も含めて意見交換をしたいということが、フランス政府の公式のプレスリリース、報道に対する提供資料の中でしっかりうたわれております。そういう御意向をお持ちで、既に郡議長さん、コンカルノーの市長さんとの日程調整もほぼ整いつつあるところでございますが、本市の市長が当地を訪れるところを心待ちにされていらっしゃるというふうな状況でございます。

**○7番 禰占通男議員** 今、8名の方が随行するというので、1人は国会議員、それは実費ということですけど、あと6名、本市の2名は妥当だと思うんですけど、新聞にも380万円の予算ということですけど、それが多いか少ないかわかりませんが、イタリアからフランスまで行って新工場をつくるという、そこも予定に入っているようですけど、また、このミラノ万博の折衝とかそれは予定されていると言いますが、そのフランスでの交渉とかそういう展望、そしてまた、今こうして外遊なされるわけですけど、その効果はどの程度を見込んでいるのかをお願いいたします。

**○神園信二企画調整課長** フランスのほうにつきましては、コンカルノー市が属しますコルヌアイユ郡の議会議長との会談、それとコンカルノー市長との会談、それとすぐコンカルノー市のそばにレンヌという地方の中心都市があるようですけども、こちらのいわゆる南薩地区で考えますと南薩振興局というんですか、県の出先機関というのがございます。そちらのほうも訪問をさせていただくというかたちでございます。

その効果というところでありますが、考え方といたしましては、今現在、ヨーロッパのほうで和食の文化がはやって、和食がはやっているということでございますが、かつおぶしが全く輸入、向こうの検疫の関係、輸入基準の関係で輸入ができない品物、輸入させないという基準になっております。こちらのほうをその基準を緩やかにしていただきたいと、または撤廃していただきたい。そうでなければ、いわゆるヨーロッパで流行しております和食文化の広まりと申しますか、これも阻害をすることになるんだと。日本の和食を支えるかつおぶしのよさをしっかり認識をしていただいて、そういう取り扱いをしていただきたいということを、初めて本市の市長がヨーロッパをお訪ねをして主張をするわけでございますので、その効果、今後の効果というところは、まだ輸入基準がどのように落ちついていくのか、これからの話でございますので、具体的な数値等々につきましてはこれからと、そのきっかけをつくっていくというところでございます。

**○7番 禰占通男議員** 一応、輸出に対しての取り組みということですけど、本市のかつおぶし製造業、HACCP対応も相当やっておられるようですけど、それがHACCPというのは外国付近、また、ヨーロッパとは全然内容も違いますけど、枕崎の輸出にかける意欲は認めるんですが、このHACCPのヨーロッパ向けの対応というのは、本市の状況というのはいかなるようにして、それが対応できるのかどうかをお伺いいたします。

**○下山忠志水産商工課長** 今、企画調整課の課長のほうから説明がありましたけれども、このかつおぶしをEUに輸出するに当たりまして、2つのハードルがあるわけなんですけど、先ほど禰占議員からありましたように、そのHACCPを基準をクリアしなければ、EUには輸出できないというふうな状況にあります。これはどういうことかといいますと、生産から加工まですべてをその衛生管理を整えなければならないというふうなものであります。

まず、船の衛生管理、それから水揚荷捌き所の衛生管理、冷蔵庫までの運搬の衛生管理、冷蔵庫での衛生管理、そして加工場での衛生管理というふうなかたちがEUの取り扱い要領になっております。

先ほど対米HACCPの話も出ましたけれども、対米HACCPにつきましては、その工場だけが衛生管理、そういう記録も含めて、ソフト面も含めて取れていれば認証は取れるところでありまして、EUの衛生管理の取り扱いについては、先ほど申しましたように生産から加工まですべてをそういう衛生管理を整えて、ソフト面・ハード面あわせてしなければ認証はとれな

いというふうなところでございます。

もう1点につきましては、かつおぶしの製造時に発生をするベンゾピレンという成分があるわけでございますけれども、これはどういうことかといいますと、製造時に発生をする焦げが発がん性があるということで、日本にはそういう基準はございません。しかしながら、EUにおいては、そういう数値の基準が定められております。そういうのをクリアしないと輸出できないというふうな状況でありまして、現在その基準が1キログラム当たり2マイクログラムというふうな基準がございますので、そういうふうな基準を緩和していただきたいというふうなことでございます。

ちなみに、今回、フランスに進出をしますフランスかつおぶし工場の工場では、そういうものを改良したかたちで新たな製造方法で取り組みを行って、実験をしてその基準をクリアをして、今回、建設の手續まで至っているというふうなところでございます。（「いや、あと、本市の製造業者が対応できるのかどうか」と言う者あり）

本市の製造業者につきましては、今、HACCPについては、水産庁のHACCP改修支援事業を活用しまして、幾つかの工場でそういう改修を行っております。

今後、港のほうでも高度管理型荷捌き所の建設を行いますので、それとあわせて、今度は運送会社、冷蔵庫、そういうのも今後進めていって、ソフト面の研修、そういうのも含めていって、最終的にEUへのHACCPは認定に進めていかれるというふうなかたちで考えています。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、現在設置されている予算特別委員会に付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時3分 散会

# 本 会 議 第 4 日

(平成27年3月13日)

平成27年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第4号）

平成27年3月13日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	16	枕崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	17	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	18	市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
4	19	市長等の退職手当支給条例及び枕崎市職員退職手当支給条例を廃止する条例の制定について	〃
5	20	枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	21	枕崎市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	22	枕崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	23	枕崎市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について	〃
9	34	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	〃
10	35	枕崎市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	〃
11	36	枕崎市いじめ問題専門委員会条例の制定について	〃
12	37	枕崎市いじめ問題調査委員会条例の制定について	〃
13	38	枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について	〃
14	陳2	集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出を求める陳情	〃

1 5	2 4	枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
1 6	2 5	枕崎市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について	産 厚
1 7	2 6	枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃
1 8	2 7	枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
1 9	2 8	枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
2 0	2 9	枕崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	〃
2 1	3 0	枕崎市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等を定める条例の制定について	〃
2 2	3 1	枕崎市農村地域工業等導入促進条例を廃止する条例の制定について	〃
2 3	3 2	枕崎市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	〃
2 4	3 3	枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について	〃
2 5	3 9	公の施設の指定管理者の指定について	〃
2 6	4 0	市道の廃止について	〃
2 7	4 1		
2 8	4 2	市道の認定について	〃
3 5	4 9		
3 6	陳 1	市道の改良整備について	〃
3 7	3	平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）	予 特

38	4	平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	〃
39	5	平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	予 特
40	6	平成26年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
41	7	平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃
42	8	平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第4号）	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員  
3 番 豊 留 榮 子 議員  
  
7 番 禰 占 通 男 議員  
9 番 沢 口 光 広 議員  
11 番 吉 松 幸 夫 議員  
13 番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員  
4 番 今 門 求 議員  
6 番 新屋敷 幸 隆 議員  
8 番 城 森 史 明 議員  
10 番 畠 野 宏 之 議員  
12 番 沖 園 強 議員  
14 番 吉 嶺 周 作 議員  
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15 番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長  
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	南 田 敏 朗 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者	岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事	原 田 博 明 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長	加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
木之下 浩 一 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
味 園 耕 治 選管事務局長	籠 原 均 会計管理者兼会計課長
三 島 洋 台 消防長	中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
森 蘭 智 之 消防総務課長兼消防団係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号から第14号までの14件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

城森史明議員。

[城森史明総務文教委員長 登壇]

○城森史明総務文教委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号から日程第14号までの14件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、鹿児島県消防学校に消防職員を教官として派遣するため、消防職員の定数を1名増員し、市長の事務部局の職員の定数を1名減員するもので、全体の定数の変更はないとのことです。

委員から、定数や職員の数はどうなっているのかということに対し、平成26年4月1日現在の市長の事務部局の定数は226人であるが、定員適正化計画により実数は188人であり、差異は38人であるとのことでした。

また、定数と実数の差異があまりにも大きく異常ではないのかということに対し、定員適正化計画が平成17年度から始まり平成26年度に終わるので、その結果を見て平成27年度中に検討していきたいとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額を2%引き下げるほか、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の引き上げ、引き続き職務の級が6級以上である職員の給料月額の2%の減額を行おうとするものです。

委員から今回の影響額はということに対し、平成27年度から3年間は現給保障があるので影響額はなしとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給料額の特例に関する規定を定めるほか、これに伴う条文の整備をするものです。

特別職報酬等審議会の答申書の、三役の給料額は条例本則額がふさわしく、附則による三役の給料及び期末手当の減額措置を見直すべきであるという意見を踏まえ、給料の減額を市長は10%から5%へ、副市長、教育長及び医師でない病院事業管理者は8%から4%にし、あわせて期末手当の減額措置も見直そうとするものです。

減額の期間については「当分の間」から「平成27年4月1日に現に市長の職にある者の当該職に係る任期中」に見直すものであります。

委員から、給料の年間の影響額はということに対し、市長は71万4,012円、副市長は44万8,754円、教育長は42万4,415円、合計158万7,181円の影響額であるとのことです。

また、本会議において、市長は、1時間当たりの給料単価は、市長給与より議員報酬がはるかに高いと発言されましたが、その根拠は何かということに対し、市長に確認したところ、1日当たりの給与の単価が市長は3万1,771円、議員は5万0,468円ということで、その算出に使用し

た日数は、市長は30日程度が休みで年間330日、議員は定例会、臨時会及び委員会の日数で年間84.5日とのことでした。

本件については、異議があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号市長等の退職手当支給条例及び枕崎市職員退職手当支給条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

今回の条例の廃止は、平成27年4月1日から鹿児島州市町村総合事務組合が共同処理する常勤の職員の退職手当の支給に関する事務に係る組合市町村に加入することに伴い、職員の退職手当の支給について定める条例を廃止するほか、これに伴う関係条例の所要の改正をするものです。

委員から、退職手当組合に加入すれば、本市はどのようなかたちで関与できるのかということに対し、関係市町村が加入する一部事務組合の議会で条例等の審議を行い決定するので、枕崎市としては、その制度内容についての関与はできないものと考えているとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号枕崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、電気取扱業務を行っていた職員が3月で退職し、4月からは電気取扱業務を外部委託するため、電気取扱業務手当を廃止しようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号枕崎市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、旅費の種類に赴任に伴う移転料、着後手当及び扶養親族移転料を加えるほか、条文の整理をするもので、赴任に伴う移転料等については、従来から本市の旅費支給条例に明文化されておらず、県内のほとんどの市は、旅費支給条例の中に赴任に伴う移転料等を規定していることから、本市においても、赴任に伴う移転料等について明文化するものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、行政手続法の一部改正に伴い、これに準じ、本市の行政手続条例においても改正行政手続法が適用されない「行政指導の中止等の求め」や「処分等の求め」の手続等を定めるため条例を改正するほか、枕崎市税条例及び枕崎市国民健康保険税条例の関係条項の条文整理を行おうとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号枕崎市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について申し上げます。

平成23年4月に成立した改正地方自治法において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」という条文が削除されました。

現在の総合振興計画は平成27年度で最終年度を迎えておりますが、28年度以降も総合振興計画を策定するという意思決定はなされていることから、従前どおり議会の議決を経ることとするために条例を制定するものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第9号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について及び日程第10号枕崎市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての2件について申し上げます。

まず、日程第9号については、法改正により、教育委員長制度が廃止され、従来の教育委員会の代表者である教育委員長と事務の統括者である教育長を一本化した特別職としての新たな教育長を置くことなどに伴い、関係条例の整備等をしようとするものです。

なお、新たな教育長の任期は3年としていますが、現在の教育長は、その教育委員としての任期が満了するまで、または自ら退任するまで現行制度の教育長として在職することとなり、その間はこの条例の規定は適用しないこととなります。

次の日程第10号については、法改正に伴い、教育長の勤務時間、休暇等について定めるとともに、職務に専念する義務の特例を定めるものです。

これら2件については、それぞれ全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号枕崎市いじめ問題専門委員会条例の制定について及び日程第12号枕崎市いじめ問題調査委員会条例の制定についての2件について申し上げます。

いじめ防止対策推進法では、いじめの防止等のための組織設置が義務づけられており、市教育委員会の附属機関としてのいじめ問題専門委員会及び市長部局の附属機関としてのいじめ問題調査委員会を設置しようとするものです。

委員から、小学校と中学校のいじめの実態はどうかということに対し、平成26年度は1月現在で小学校12件、中学校9件の計21件であり、これらへの対処法は、月例報告や生徒指導に関する委員会等で内容を把握しているとのことでした。

これら2件については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、日程第13号枕崎市過疎地域自立促進計画の変更について申し上げます。

これは、枕崎市過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

今般、平成27年度当初予算編成が成ったことから、27年度の実施事業が固まったので、このうち過疎対策に資する事業について、本市過疎計画に追加して記載するものです。

追加される事業は、18事業の追加と2事業の事業内容の変更ですが、今回、追加記載した事業については、すべて過疎債を充当して実施するものではなく、あくまでも過疎対策に資する事業を追加記載しているとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、日程第14号集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市桜木町の上野稔さんより提出されたものです。

委員から、自衛隊の武器使用、後方支援、さらに権限を拡大して政府の意のままに拡大していくことは、非常に恐ろしいことであるという意見や、一方で外交や防衛等については、国会や政府に決定権がある事項であり、地方議会がこのような意見書を上げることには反対であるという意見がありました。

本件については、意見が2つに分かれており、採決の結果、賛成少数で不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○10番畠野宏之議員 日程3号議案第18号について質疑をいたします。

今度、市長等の給与に関する条例等の一部を改正するということではありますが、年間の影響額が158万円ということでもあります。

私は、市民生活がですね、安寧な暮らしができ、そしてまたこの景況をですね、きちんと理解されているんだったら、それはそれで構わないと思うんですが、ただ市民生活がどうなのかというのが、今回のこの改正のポイントだろうと思うんです。そういう点で委員会の中でですね、今、市民生活の現状をどのように議論をされ、整理されてこられたのか。

まず、その辺をお伺いいたします。

○城森史明総務文教委員長 委員会の報告は、私が報告した内容であり、特に市民の生活に触れ

るような意見は出されておられません。

**○10番 島野宏之議員** 市民生活のことについては、何ら触れていないということでもあります。

今、枕崎市の地方交付税は県下19市の中で最低、一番低い額ということですね。枕崎市より人口規模の小さい垂水、西之表よりも低いと、3億6,000万円以上の減額ということですね、枕崎市は。そういう点からいきますと、枕崎市の今、財政というのは厳しくて当たり前。枕崎は、貧乏だと言われてもしょうがない。そういうことだろうと思うんですね。

もちろんその中のトップであります市長等の給与についてもですよ、地方交付税に見合った額ということであるならばですよ、最低でもそれはおかしくないわけですよ。

そういう点からのいわゆる地方交付税と市長給与等との関係というんでしょうか、その辺の審査はなされたのか、議論はなかったのかどうか。

それと、新聞報道によりますと審議会の中で、強い意見があったということがありますが、答申されたそれを見てみますと、そういう文言は見当たらない。諮問されて初めて審議会は、議論するわけですね、検討するわけではありますが。

瀬戸口市政のときは20%の減額であります。神園市長になりまして10%になった。そして今回5%と。いずれも審議会は、その当局の提案を可としたと、今まではですね。

なぜ今回だけ強い意見、答申の中にもありませんのにそういう発言をされたのか、その辺のところについての委員会としての議論はなかったのか。

それと、最終的に市長が政治判断によってこうなったということではありますが、私も20年間議員をやっていますが、市長給与を上げることに政治判断をしたということは、私は初めてです。

政治判断という言葉を使うには、私は自分自身の給与を上げ下げするのに使うのは望ましくないと考えております。そういうことで、政治判断についての委員会としての議論はなかったのかどうか。お尋ねします。

**○城森史明総務文教委員長** 総務委員会で話されたことのもう一つの点はですね、市長の給料が県下19市の中でどういう、どのような位置づけにあるのか。例えば人口、資料として人口当たりの各市の市長の給与というのが出されてまして、それに対する質疑がかなり時間を割いておりました。そして、そういうことで財政的な見地から質疑ということは、特に目立ったあれはありません。

それで、特別職報酬審議会の件ですけども、これについても、出された資料が適正であったのかという質問が出されました。要は、その客観的に判断する資料が、例えば19市の人口当たりの給与額というの示されてなかったわけですね。要はその19市の市長の給与というの示されていたわけですけども、その人口当たりの給与というの、それが特別職報酬審議会では出されなかったということで、その資料についての議論がありました。

それともう一つの政治判断という市長が判断されたことについての質疑というのは、特にありませんでした。

**○10番 島野宏之議員** 特段そういった話はなかったということではありますが、今回のこの改正によっても、市長の給与は、県下19市の中では一番ビリですよ。その上にあるのが阿久根市ですよ、月額で6,500円くらい枕崎市は少ないだけなんです。その地方交付税の額から見たら、全然、開きは小さいんですよ。

この件について、これ以上質疑をしてもなかなか適正な答えは返ってこないだろうと思うので、おきますので、最後にですね、その委員会は賛成ということではありますが、賛成の方々の論点といたしましよかね、それはどうだったんでありましょ。ただ、何ら論ずることなく、賛成にだけ手を挙げたということではないんでしょうね、その辺を確認しておきます。

**○城森史明総務文教委員長** 特にこの給料についてはですね、特別職報酬審議会の本則額というのが当局のほうが強くと説明されました。本則額、この特別報酬審議会の意見というのが、それに

よるものや、それによって賛成意見についてはそういうこと。

それともう一つ、やはり県下19市で市長の給与が一番低いということだったと思います。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○12番沖園強議員 私も日程第3号について若干お尋ねいたしますが、今、委員長の質疑の応答と、そして委員長報告でも判然としないのが、報酬審議会の本則に基づいたカットであると。

では、それが報酬の引き上げなのか引き下げなのか、どう判断されたんですか。

○城森史明総務文教委員長 引き下げなのか、引き上げなのか、これについては議論が出ておりません。

○12番沖園強議員 予算委員会等でもだいぶ論議があったわけですが、本則をカットするということは引き下げですよ。そして、時々首長さんたちが政治判断で附則でカットしてきたと。決して私はこれ引き上げじゃないとそういうふうに思ってるんですよ。

そうすると、いみじくも今出ましたが県下19市で一番最低だと。それをましてや附則で5%カットしているにもかかわらず、その附則適用でも19市で最低だということは、予算委員会ではっきりしたわけですよ。

総務委員会でどういった論議がなされたのか、お尋ねしておきます。

○城森史明総務文教委員長 確かにその件については、資料が出されておりました、本則額及び附則額、それと附則額に対するその各市人口当たりの給与額が出されておりました。確かにその3種類で出されておりました。

その中で、やはり本則額、附則額は最低でありました。そして人口割で割ってみるとこれは高いほうで、ここに資料がないので確かなことは言えませんが、上から四、五番目だったと思います。それで、非常にその市長給与に関してはですね、要は総合的判断をしたんだと、総合的判断で決める、そして総合的な判断で決めたんだということで、これらの資料に出された数字とですね、あとは、ほかの特別職報酬審議会の意見等もあります。それで総合的に判断したという、判断するということの結論ではないですけども、その辺で決着がついたような感じはしております。

○12番沖園強議員 先ほど非常におもしろい議論をしようとしたんですが、基準財政需要額・収入額等から算出される地方交付税まで論議が波及しようとしたんですよ、非常におもしろい議論をしているなと私は思っています。

そういった中で、今度は総務委員会では、市長の報酬は最低だということのはっきりしておいたわけですよ。そして、それに連動する三役といいますか、教育長、そしてまた副市長の報酬は県下では、どういう状況と判断されたんですか。

○城森史明総務文教委員長 その議論については、全く出ておりません。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○立石幸徳議長 これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

まず、禰占通男議員。

○7番禰占通男議員 日程第3号について、私は反対の立場で討論いたします。

初めに、これまで人口規模による報酬、特別報酬審議会等の答申内容などが述べられてきましたが、財政状況、市民感情も十分考慮されるべきであると思います。

資料として出された過去の答申によると、市民の感情を十分に踏まえ、また、本市の厳しい財政状況を考慮した結果とあります。今回の答申書には、そのような記述がないのが残念であります。

現在でも行財政改革中においては、改革に逆行することである。本市職員の給料については、本市の厳しい財政状況を考慮し、給料月額を減額するとあります。

一番の問題は、市民に与える影響であります。行財政改革の結果は、行政や職員が判断するものではなく、市民の判断であります。

議会ごとに、限られた財源の中でと述べられる担当者、基金においても地方債残高においても他市と比較できる域にはありません。そうであるからこそ議員定数も削減したのであります。

答申書の県内19市で最も低く、また、資料による19市中19位は恥ずべきことでしょうか。激務の中で頑張っていると胸を張れることではないでしょうか。

良識ある議員の皆様方の御賛同をお願いいたします。以上です。

○立石幸徳議長 次に、吉嶺周作議員。

○14番吉嶺周作議員 議案第18号に対し、反対の立場から討論をいたします。

今回の市長を初め三役の附則給与月額を5%と4%に引き下げる議案が提出されておりますが、ここ近年、2度の国保税の値上げ、今回、介護保険料の値上げなど、市民に対し税金の値上げを求めてきたわけですが、市民生活の実態、現況は悪化するばかりです。

一方、財政事情などを考慮し、給料カット率を引き下げてもいいのではないかとという市長の政治判断は、市民の思い、市民の目線から遠ざかるものであります。

現在、行財政改革の道半ば、1月には議員定数2議席削減、4月からは職員給与2%カットなど、身を切る改革を継続しているわけです。

したがって、三役の附則給与月額は、8%と10%のまま現状維持していくべきだと判断するところであります。

良識ある議員の皆様方の御理解と御賛同をいただきたく、私の反対討論といたします。

○立石幸徳議長 次に、豊留榮子議員。

○3番豊留榮子議員 議案第18号に対して、日本共産党議員団は反対の立場から討論いたします。

市長は、給与の10%減額を5%の減額にして、給与を引き上げようとしていますが、それこそ4年間の退職金をです、廃止して、給料を本則の、条例の本則に戻すということなら、市民も納得するかと思います。

また、県下19市の中で枕崎の市長給与が最下位であることは、決して恥ずべきことではなく、むしろ市民の目から見たら、市長の給与10%減額を長年続けていることを市政のために身を削り、何と男気のある市長かと誇りに思ったことでしょう。

しかし、市民は現在、年金が減らされ生活は苦しくなる一方です。このように市民の生活を顧みるとき、こういう時期にこの市長の給料引き上げということ認めることはできません。

以上のことから、反対をして討論を終わります。

○立石幸徳議長 次に、今門求議員。

○4番今門求議員 私は、日程第14号陳情第2号集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める意見書の提出を求める陳情に賛成する立場から発言いたします。

これまで、政府は、憲法解釈において、集団的自衛権の行使はないと長年にわたって繰り返し明言をしてきました。にもかかわらず、今回、憲法に拘束されるはずの政府が、閣議決定で集団的自衛権の行使容認を行うことは国民に対しての背信行為であり、近代憲法の基軸である立憲主義に根本から違反しています。

閣議決定に当たっては、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される危険がある等の文言で、集団的自衛権の行使を限定するものとしているものの、文言は極めて幅の広い不確定概念であります。

国際活動の名のもとに、自衛隊が武器使用と後方支援の権限を拡大することまで含めようとしている点も見逃ごせません。

こういったことから、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定は立憲主義と恒久平和主義に反

するものであり、係る閣議決定に基づいた自衛隊法の改正も許されるものではないこと、さらには、集団的自衛権を行使するための関係法律の改正等をやらないように求める本陳情書は、国民の真の願望であり、真意であると考えますので、本陳情を採択するよう強く求めるものであります。以上です。

○立石幸徳議長 次に、城森史明議員。

○8番城森史明議員 私は、日程3号に反対する立場より討論を行います。

この条例が可決されれば、前年度より市長の年間給料は約71万増加することになります。期末手当を含めた年俸においては、さらに増加するものと推測されます。

この一方では、枕崎市職員約200名の給料月額が2%引き下げの条例改正の議案が提出されているのであります。

議会においては、厳しい本市財政の中、議会みずからが行財政改革の推進を図るためという理由で、2議席の定数削減を断行しました。このような状況において、なぜ本市のリーダーである市長の給料を上げる条例改正が上程されているのでしょうか。

また、市民の暮らしの状況はどのようなのでしょうか。平成27年度予算審議の中で、市民税は約1,500万減少する予算でした。税務課長の説明では、都市の景気は上向くかもしれないが、本市においては全く景気の上昇はなく、個人及び法人の所得は減少の見込みであるとのことでした。

また、本市の財政状況はどのようなのでしょうか。一般会計では、毎年改善されてはいるが、県下19市の中では依然として最も悪い財政状況に変わりありません。

最も重要な財政指標である財政調整が可能な基金残高及び経常収支比率は、県下19市の中で断トツで悪い状況なのであります。また、国保財政においても約2億6,000万の累積赤字を抱えています。

市立病院でも、かつて優良経営で表彰を受けましたが、近年は赤字財政が続いています。

このように、市民の生活状況が悪い中、本市の職員や議会が身を削っている中、財政状況が非常に悪い中、なぜ、市長の給料及び年俸が上がるのでしょうか。

私は、この議案を目にしたとき、我が目を疑いました。議会ではなぜこのような議案の質疑をしなければいけないのか、残念で悲しくてなりません。

この議案について市民の意見を聞きました。その意見の結論は、市長みずからが身を削るべきだということでした。

このような状況を踏まえたとき、市民の負託を受けている市議会議員として、市民に対して説明をできるものでもなく、議案に到底賛成できるものでもありません。

以上、反対討論を終わります。

○立石幸徳議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第1号及び第2号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号及び第17号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号について、起立により採決いたします。

日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第4号から第13号までの10件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号から第23号まで及び第34号から第38号までの10件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14号に対する委員長の報告は不採択でありますので、本会議では、採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第14号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第15号から第36号までの22件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

禰占通男議員。

[禰占通男産業厚生委員長 登壇]

○禰占通男産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第15号から日程第36号までの22件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

審査に先立ち、今回の議案に出されております市道の廃止並びに認定について、現地調査を実施いたしました。

まず、日程第15号枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、現在、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、野鳥の飼養登録について権限移譲を受けて事務を行い、手数料を徴収しているが、その法律が改正され、法律の名称に「管理並びに」の文言が追加され「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」となったことにより条文を整理しようとするものです。

委員から、野鳥の飼養許可の手続について質疑があり、手続自体はこれまでと変わらないとの答弁がありました。

また、今回の法律改正の趣旨は、生息数が著しく減少している鳥獣の保護と、管理計画として生息数が著しく増加してふえすぎた鳥獣は適正な数に管理していくことであるとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第16号枕崎市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施については、同法及び子ども・子育て支援法の定めるところによることとされるとともに、保育の実施の基準について条例で定める必要がなくなることから、条例を廃止するものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第17号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、平成27年度から平成29年度までの介護保険料率を定めるとともに、平成30年度までに実施するよう法制化された介護予防・日常生活支援総合事業等の取り組みについて、実施までの期限を定めようとするものです。

第6期の保険料は、標準給付費を見込み、そのうち保険料で賄う部分については、標準の月額基準額が4,725円となり、基準額をもとに第1段階から第9段階の保険料を設定してあるという

ことです。

また、今回の第6期から公費による低所得者の負担軽減が制度化されましたが、消費税増税の延期により公費負担軽減の措置は縮小されているということです。

保険料について他市と比較すると、本市は、高い順に並べると19市中19番目であり、19市平均見込みでは5,625円ということです。

また、今後の保険料の見通しとして、平成32年度、37年度は、6,000円台以上に上がっていく見込みであり、介護施設が管内に多いと保険料も大きくなっていくということであり、サービスの量と質については、第6期中には、在宅介護支援の小規模多機能居宅介護事業所を、今設置されていない2つの校区に設置する計画であるということ、また、2月と4月には新たな2カ所のデイサービス事業所が設置されるということです。

特養については、本市の3施設の定員は140人であり、2月1日現在の待機者は100人で、法改正による介護度3以上の待機者は64人という状況になり、調査時点での在宅待機者は9人ということです。

介護施設の施設整備計画については、介護施設における働き手の確保の問題や、本市では数年後から減少する見込みであり、また、周辺は65歳以上の人口は既に減少を始めており、このような状況の中での新たな施設の整備は考えていないということです。

また、在宅介護の状況について、現状をどのように理解し認識されているのかとの意見に対し、在宅介護が厳しい状況の方については、入所判定委員会への情報提供や、居宅介護支援事業所のケアマネージャーなどと協議し、施設だけとか在宅だけということではなく、調整を図りながら、いい親子関係がなされるよう対処しているということです。

介護予防・日常生活支援総合事業等について、新事業のうち生活支援体制整備事業については、27年度から取り組み、早急に関係者間の協議体を設置するとともに、生活支援コーディネーターを養成していきたいということです。

在宅医療、介護連携推進事業については、現在進行中の市医師会が取り組んでいる地域在宅医療連絡協議会の検討結果を引き継ぎ、平成28年度から取り組む計画であるということです。

認知症総合支援事業については、認知症疾患医療センターでもあるウエルフェア九州病院との連携により、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置などについて検討を進め、平成30年度から取り組む予定であるということです。

介護保険料の滞納状況については、平成25年度決算によると、滞納者は141人で、滞納額は約718万円であるということです。なお、制度改正による保険料の改定については、制度改正の部分とあわせて、保険料の現状や具体的な改定内容等も含めて、広報、啓発に努めていきたいということです。

委員からは、高齢者に感謝といたわりの気持ちを持ちながら福祉行政を進めてほしいとの要望がありました。

本件については、反対があり、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第18号枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第19号枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件について申し上げます。

今回の改正は、介護保険法の改正にあわせ、介護サービス事業の見直しが行われ、厚生労働省令が改正されたため、同様に条例の改正をしようとするものです。

委員からは、改正内容について、現在の施設での説明が求められ、1つの小規模多機能型居宅

介護事業所は登録定員が25人であるが、4人増加し29人となり、現行の2事業所とも4人登録定員をふやすことが可能になるということ、また、通いサービスについても15人から18人以下とすることが可能になるということですが、施設の側からは、登録定員はすぐにはふやせないと聞いているということです。

介護施設利用の今後の見通しに関し、施設関係者との協議については、市医師会が取り組む在宅医療連携推進事業の中で、昨年度から介護事業所の現場で働く人たちにより7分科会をつくり、交流を図っているとのこと。

委員からは、高齢者が安心して生活できるよう対応してほしいとの要望がありました。

以上であります。この2件については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第20号及び第21号の2件について申し上げます。

これらの条例の制定については、介護保険法等の改正により、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センター等の指定基準は地方公共団体の条例で定めることになり、本市においても条例を定めるとのことです。

日程第20号の枕崎市介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例については、ほぼ国の基準のとおりとし、記録の整備については、債権消滅時効が5年間であることから、2年間とされているものを5年間にしようとするものです。

日程第21号の枕崎市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等を定める条例については、ほぼ国の基準どおりとし、本市の現状から、第1号被保険者が6,000人以上9,000人未満の場合の人員配置基準について追加しようとするものです。

この2件については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第22号から第24号までの3件について申し上げます。

日程第22号の枕崎市農村地域工業等導入促進条例を廃止する条例の制定については、工業等導入区内において、工場等を新設し、または増設する者に対する固定資産税の課税免除について、地方交付税による減収補てん措置の適用期間満了に伴い、固定資産税の課税免除等の措置を廃止し、条例の制定にあわせて、附則でこの条例に関係する枕崎市産業開発促進条例と枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正するものです。

日程第23号の枕崎市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定については、市内に工場もしくは旅館を新設し、増設し又は船舶を取得するものに対する奨励金交付を行うに当たって、取得価額について準用してきた鹿児島県工業開発等促進条例の廃止が平成27年4月1日付で施行されることに伴い、取得価額を引き続き同額とするため条文を整理するものです。

日程第24号の枕崎市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定については、市内に工場もしくは旅館を新設し、増設した者に対して行う固定資産税の不均一課税の対象となる資産を取得する期間について、租税特別措置法施行令の一部改正による条文の整理のほか、特別措置適用指定取り消し要件に、適用施設の相続等承継届出義務を怠った場合を追加するとのこと。

委員から、条例の廃止による本市の影響額について質疑があり、平成16年に運送業事業者の取得資産について固定資産税の免除措置を行った実績が1件あるということですが、今後の企業進出については、この条例以外の条例や企業誘致の補助金等での対応になるということ。

また、取得資産に係る優遇措置については、過疎地域産業開発促進条例と半島振興対策実施地域産業開発促進条例の両方に該当するというものであり、有利なほうを適用し措置することになるとのこと。

これらの3件については、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

た。

次に、日程第25号公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

枕崎駅前観光案内所の指定管理者については、これまで平成24年4月1日より平成27年3月31日までの3年間「枕崎市観光協会」を指定管理者に指定してきており、引き続き平成27年4月1日より平成30年3月31日までの3年間、同協会を指定しようとするものです。

委員からは、観光案内所の利用状況等、観光協会の運営等についての意見があり、本市の観光振興において観光協会の役割は大きく、今後とも観光発展に努力してもらいたいとのことでした。本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第26号から第35号までの市道の廃止及び認定について申し上げます。

今回の市道認定は、国道225号の峯尾峠南側付近の改良工事に伴い生じた国道の旧道部分及び過去に市営住宅や旧空港建設により整備された路線と、尻無川にかかる園田橋を隣接する市道に編入するもので、すべて市道認定基準の要件を満たした路線であります。

また、廃止する路線は、既設の国道、市道との接続を考慮し、2路線の終点の変更に伴うものです。

委員からは、旧国道部分の認定、赤線青線の管理、市道編入の基準等の意見があり、旧国道部分については、土地所有者の利便性や管理上必要であること、赤線青線は財産として自治体に引き継がれ、管理については従前のおりとのことです。

また、整備されている農道については、道路の延命化を考え、市道に編入しているとのことです。

これらの10件については、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第1号市道の改良整備について申し上げます。

本陳情は、枕崎市山手町の枕崎市政を考える会の代表者から提出されたものです。

委員からは、本市の財政事情、全体的には道路をバリアフリー化してほしいという整備の必要性、陳情書の記載内容等について、さまざまな意見がありました。

本件については、採択すべき、また不採択にすべきとの意見が分かれ、採択するかどうかについて採決の結果、賛成少数で不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○3番豊留榮子議員 議案第26号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党議員団は反対の立場から討論いたします。

安倍自民・公明政権は、昨年の通常国会で、医療介護総合法の可決を強行しました。

この法律は、多くの高齢者を介護サービスの対象から除外し、入院患者の追い出しをさらに強化するなど公的介護医療保障を土台から掘り崩す大改悪法です。

もろもろのサービスの切り捨てと利用者負担増をしても、65歳以上の介護保険料は、今後とも上がり続け、2025年には、全国平均で月8,200円になるというのが政府の見通しだといいます。

今年度は、低所得者の保険料の軽減を行いました。その軽減の対象者も保険料がウナギ登りに上がっていくことになりありません。

保険料の高騰を抑えながら、介護の提供基盤を拡大し、本当に持続可能な制度とするには、国庫負担の割合を大幅に引き上げるしかありません。

政府は、消費税増税前には、介護保険の国庫負担割合を10%引き上げると主張していました

が、大型の公共事業の復活ですとか、海外で戦争をする国を目指す大軍拡や税収に大穴を開ける法人税の減収など、無責任きわまる税制・財政政策を転換して、介護保険制度の見直しをすべきです。

日本共産党が今取り組んでおります市政アンケートにも、年金は減る一方で、保険料や医療費、電気、ガス代など、どんどんふえて生活が苦しくなるばかりだ、もうこれ以上の負担がふえると生活はできない、介護保険料が高過ぎるなど、市民の暮らしの大変さや政治への怒りがたくさん書き込まれているところです。

以上のことから、反対をして討論を終わります。

○立石幸徳議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第15号及び第16号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号及び第25号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17号について起立により採決いたします。

日程第17号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第18号から第35号までの18件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号から第33号までの7件は原案のとおり可決、第39号から第49号までの11件は可決と決定いたしました。

次に、日程第36号に対する委員長の報告は不採択でありますので、本会議では、採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第36号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立少数であります。

よって、陳情第1号は、不採択と決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時45分 再開

○立石幸徳議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第37号から第42号までの6件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

沢口光広議員。

[沢口光広予算特別委員長 登壇]

○沢口光広予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第37号から第42号までの6件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

本委員会は、委員長に沢口光広、副委員長に吉松幸夫委員を選任いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので、御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第37号平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,610万円を追加し、予算総額を104億8,880万円にしようとするもので、当初予算額に対し7.1%の伸びとなります。

繰越明許費の補正は、市営住宅長寿命化事業を追加し、平成27年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、退職手当債、過疎対策事業、過疎地域自立促進特別事業及び辺地対策事業ほか5事業に係る変更によるものです。

補正予算の主なものは、一般職人件費、国民健康保険特別会計繰出金、市立病院負担金、公共下水道事業特別会計繰出金などであります。

これらの補正財源については、繰越金、地方交付税、市税、県支出金、株式等譲渡所得割交付金、配当割交付金、財産収入、諸収入、寄附金、利子割交付金の増、繰入金、国庫支出金、市債、地方消費税交付金、分担金及び負担金の減で措置したということです。

総務費に関し、市役所庁舎については、耐震工事を行い庁舎の長寿命化を図っていききたいということであり、庁舎の壁面の修理等についても、長寿命化の中で進めていくことになると考えているということです。

また、庁舎建設基金については、庁舎の大きな改修に使えるように条例を改正するという考え方もあるが、現在の条例では、建てかえあるいは新築・増築にしか使えないことになるということであり、今後の庁舎の耐震化工事、長寿命化工事を検討する中で、基金の活用についても検討していかなければならないということです。

委員からは、庁舎の外観が非常に黒ずんで汚れているが、庁舎は市の顔だと思うので、塗装をしてきれいにしてほしいという要望がありました。

空き家の適正管理については、条例制定後、総務課で管理不全な空き家の状況を調査しており、取り壊してもらいたいというような家屋は危険空き家として認定し、所有者に対して指導助言書を送付しており、あわせて、次年度からは住宅用地としての固定資産税の軽減はなくなるという内容の通知も行っているということです。

民生費中、病児・病後児保育事業は、昨年12月から市立病院で実施しており、現在の登録人員は160人で、2月20日現在で延べ30人の利用実績となっているということです。

また、利用者の登録については、事業開始前に各保育園・幼稚園に、利用の手引と登録申請書をお願いし登録をしていただいているが、急病の場合など利用直前の登録も可能であるということです。

衛生費中、市立病院負担金については、病児保育施設の整備に対して、9月補正において国からのがんばる地域交付金を活用し999万2,000円を負担しており、今回、メガソーラー事業者からの指定寄附金を積み立てた地域振興基金からの繰り入れも行って、国庫補助と基金を活用するかたちで建設費のすべてを一般会計が負担したものであるということです。

また、病児保育施設は、市立病院の敷地に建設した病院の財産であり、一般会計が管理費について負担することはないということです。

農林水産業費中、青年就農給付金は、現在の対象者数は6人であるが、当初見込んでいた受給者数が減になったことと、ことしの国の補正により、来年度予定している受給予定者6名分の450万円について、1人当たり150万円の半額75万円を前倒しして給付することとなったことによる補正であります。

お茶の展望については、急激な回復は望めないと考えており、5年ぐらい前と比べると単価が

500円程度下がってきているということです。それに伴い、市の茶生産額も下がっている状況を踏まえ、枕崎でも輸出に取り組む茶工場も出てきているということ、また、第三者認証の制度であるJGAP(ジェイギャップ)、K-GAP(ケイギャップ)などを取得しながら、より一層付加価値を高めた中での生産販売に努めているということでもあります。

歳入中、平成26年度の普通交付税は、平成26年7月25日に33億2,430万8,000円が決定したが、予算計上は31億9,000万円であったことから、留保していた1億3,430万8,000円と、今回、国の補正による追加交付分の423万9,000円を合わせて1億3,854万7,000円を予算計上するものであるということです。

地方交付税が今回追加交付された理由については、全国の基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた交付税として交付される額が、国の交付税の予算を超えたときには減額調整されるが、国の税収増が見込まれるとともに、国の追加補正により地方負担も生ずるということから、減額調整されていた423万9,000円が追加交付されたものであるということです。

過疎対策事業債の変更に関し、下水処理施設にも過疎債の適用が可能であるということで、一般会計で借入れを行い、下水道事業会計のほうに繰り出すかたちで予算計上をしていたが、過疎債の借入れ事務を進める中で、下水道事業会計のほうで過疎債を予算化して、直接借り入れることも可能だということが判明し、今回、地方債残高の区分を明確にするために会計間での予算の組み替えを行ったということでもあります。

過疎債のソフト分については、本市の限度額が6,750万円と示され、9月補正に予算計上したが、過疎団体全体の要望額が発行限度額の合算額に達せず、枠に残があるということで、借り入れ希望を出したところ認められる見込みとなったことから、9月補正に充てたソフト分の事業を基本に充てる額をふやして計上してあるということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第38号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億4,221万4,000円を減額し、予算総額を42億5,810万6,000円にしようとするもので、当初予算より1.2%の伸びとなります。

補正の主な内容は、平成26年度実績見込み等に基づく歳入、歳出全般にわたる見直しを行ったことによる増減であります。

療養諸費及び高額療養費は、昨年3月から12月までの診療分の実績と、1月及び2月診療分については平成26年12月診療分までの最大値をもとに推計し、それぞれ2億6,068万8,000円、3,063万8,000円を減額したということでもあります。

共同事業拠出金は、鹿児島県国民健康保険団体連合会の平成26年度拠出金の決定通知に基づき、高額医療費拠出金を159万6,000円減額、保険財政共同安定化事業拠出金を726万1,000円増額したということです。

繰出金は、市立病院の医療機械等整備に伴う直営診療施設勘定繰出金45万円を増額したということです。

以上の財源として、療養給付費等交付金、繰入金の増と、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金、諸収入の減で措置したということです。

歳入欠陥補填収入は、繰入金等あるいは歳出費用額の減等によって、現在の累積赤字分2億6,514万2,000円にするために減額するものであり、財政健全化行動計画に基づいて単年度収支の均衡を図るための措置であるということです。

平成26年度の単年度収支については、その他一般会計繰入金として今回計上した1億1,769万1,000円が予算上の赤字と見込まれるということです。

ただし、現在、医療費などの部分については、2月、3月分は予算不足を生じないよう、本年

度の一番医療費が高いところの部分で各月約1億9,900万円の保険給付費を組んでおり、例年ベースでは約3,600万円不要になってくる見込みであること、また、国・県の普通調整交付金など、まだ確定通知が来ていないが例年入ってくる額が約5,800万円であること、さらに、平成25年度の現年度分、過年度分の徴収率がよかったということで、県の特別調整交付金として1団体900万円を限度として交付される部分について枕崎市は該当するという通知を受けていることから、最終的な単年度収支の赤字は、二、三千万円ぐらいまで縮減できればと思っているということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第39号平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ446万5,000円を減額し、予算総額を3億1,780万7,000円にしようとするもので、当初予算より0.7%の減となります。

補正の内容は、後期高齢者医療保険料の減収見込み及び保険基盤安定負担金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金446万5,000円の減額であります。

以上の財源として、繰入金が増と後期高齢者医療保険料の減で措置したということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第40号平成26年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ313万5,000円を追加し、予算総額を24億6,501万1,000円にしようとするもので、当初予算額より約4.7%の伸びとなります。

補正の主な内容は、介護報酬改定、制度改正等に伴うシステム改修であります。

以上の財源として、繰入金及び国庫支出金の増で措置したということです。

今回の介護報酬の改定は、全体でマイナス2.27%とされていますが、内訳としては、介護職員の処遇改善のプラス分1.65%、認知症、中重度者への対応分のプラス分0.56%を含めた上でのマイナス2.27%となっているということです。

処遇改善については、プラス1万2,000円分を見ているということで、その処遇改善がきちんとなされれば介護職員等の報酬へのマイナス改定の影響はないものと考えているということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第41号平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,129万円を減額し、予算総額を7億7,749万9,000円にしようとするもので、当初予算額に対し2.7%の減となります。

繰越明許費は、社会資本整備総合交付金事業の一部を平成27年度に2,600万円繰り越して使用するものです。

債務負担行為の補正は、枕崎終末処理場施設工事の協定締結に伴う事業執行等により、2,000万円を減額するものです。

地方債の補正は、事業債の変更に伴うものであります。

補正の主な内容は、処理施設管理費の電気料及び委託料の不用額の減、下水道整備費の委託料の不用額の減と交付金内示額の減額に伴う工事請負費の減で、処理施設管理費が585万円の減、下水道整備費が1,544万円の減であります。

以上の財源として、繰越金、事業債の増、公共下水道事業国庫補助金、一般会計繰入金の減で措置したということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第42号平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的収入において、医業収益を入院収益、一般会計負担金の増に伴い4,385万1,000円、医業外収益を一般会計負担金の増に伴い557万7,000円、附帯事業収益を一般会計補助金等の増に伴い521万2,000円追加し、収益的支出においては、医業費用を給与費等の減に伴い1,728万2,000円の減、附帯事業費用を委託料等の増に伴い53万3,000円追加しようとするもので、補正後の収支は、総収益5億9,974万8,000円に対し、総費用6億7,831万6,000円となり、7,856万8,000円の純損失となる見込みであります。

資本的収入においては、一般会計負担金及び国民健康保険調整交付金の交付決定に伴う繰入金の増に伴い3,611万7,000円追加し、資本的支出においては、病児・病後児保育施設新築事業費の確定に伴い23万5,000円減額しようとするもので、補正後の収支は、収入4,610万9,000円に対し、支出が6,874万9,000円となり、収入額が支出額に対して不足する額2,264万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第37号から第42号までの6件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号から第8号までの6件は、原案のとおり可決されました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時11分 散会

# 本 会 議 第 5 日

(平成27年3月25日)

平成27年枕崎市議会第2回定例会

議事日程（第5号）

平成27年3月25日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	50	平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	予特
2	9	平成27年度枕崎市一般会計予算	〃
3	10	平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
4	11	平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
5	12	平成27年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
6	13	平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	〃
7	14	平成27年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
8	15	平成27年度枕崎市水道事業会計予算	〃
9	51	枕崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員  
3 番 豊 留 榮 子 議員  
  
7 番 禰 占 通 男 議員  
9 番 沢 口 光 広 議員  
11 番 吉 松 幸 夫 議員  
13 番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員  
4 番 今 門 求 議員  
6 番 新屋敷 幸 隆 議員  
8 番 城 森 史 明 議員  
10 番 畠 野 宏 之 議員  
12 番 沖 園 強 議員  
14 番 吉 嶺 周 作 議員  
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15 番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長  
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記  
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長  
永 留 秀 一 総務課長  
下 山 忠 志 水産商工課長  
本 田 親 行 財政課長  
俵積田 清 文 建設課長  
白 澤 芳 輝 健康課長  
迫 野 豪 水道課長  
園 田 勝 美 市立病院副管理者  
福 元 新 財政課参事兼企画調整課参事  
神 山 芳 文 市立病院事務長  
山 口 英 夫 教育長  
木之下 浩 一 学校教育課長  
末 永 俊 英 文化課長  
田野尻 武 志 監査委員  
味 園 耕 治 選管事務局長  
三 島 洋 台 消防長  
森 蘭 智 之 消防総務課長兼消防団係長

久木田 敏 副市長  
神 園 信 二 企画調整課長  
南 田 敏 朗 市民生活課長  
佐 藤 祐 司 福祉課長  
真 茅 学 農政課長  
山 口 英 雄 税務課長  
俵積田 寿 博 下水道課長  
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長  
原 田 博 明 水産商工課参事  
加 藤 省 三 市民生活課参事  
田 代 芳 輝 教委総務課長  
上 園 信 一 生涯学習課長  
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長  
橋之口 寛 監査委員事務局長  
籠 原 均 会計管理者兼会計課長  
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長  
山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○立石幸徳議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号から第8号までの8件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

沢口光広議員。

[沢口光広予算特別委員長 登壇]

○沢口光広予算特別委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号から第8号までの8件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してあります。また、平成27年度各会計の詳細にわたる当初予算の概要につきましても、その中に記載してありますので、委員長報告では、その部分の説明は省略し、主な点のみ申し上げます。

まず、日程第1号平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,810万円を追加し、予算総額を105億8,690万円にしようとするもので、当初予算額に対し8.1%の伸びとなります。

繰越明許費の補正は、地域消費喚起・生活支援型交付金事業及び地方創生先行型交付金事業を追加し、平成27年度に繰り越して使用するものです。

補正の内容は、平成26年度の国の補正予算における経済対策に伴うもので、地域消費喚起・生活支援型交付金事業として、消費喚起プレミアム付商品券発行事業、子育て支援プレミアム付商品券発行事業の2事業を、また、地方創生先行型交付金事業として、枕崎市総合戦略策定事業、枕崎国際芸術賞展開催準備事業、小さな拠点づくり事業、地場産品販路対策事業、国内外観光客誘客事業、食のまち魅力発信事業、鹿児島南部広域連携観光物流構築事業、ふるさと特産品新展開・新技術チャレンジ事業の8事業であります。

枕崎国際芸術賞展開催準備事業及びふるさと特産品新展開・新技術チャレンジ事業については、経費の一部を平成27年度当初予算に計上しておりますが、国・県との協議を経て、地方創生先行型交付金事業として決定したことから、今回の補正予算に計上したということです。

以上の財源として、国庫支出金及び繰入金が増で措置したということであります。

地域消費喚起・生活支援型交付金事業のプレミアム付商品券発行事業は、地域の消費喚起及び生活支援として、また、多子子育て世帯の負担を軽減し、低迷している市民消費を刺激するとともに、景気回復や市内店舗の利用拡大へつなげ、地域振興を図るため行うもので、一般世帯向けの消費喚起プレミアム付商品券は、発行額1億5,000万円でプレミアムを含む発行額は1億8,000万円、プレミアム率20%で3,000万円のプレミアム、子育て支援プレミアム付商品券は、発行額2,000万円でプレミアムを含む発行額は3,000万円、プレミアム率50%で1,000万円のプレミアムとしているということであります。

発行の内訳は、一般の消費喚起プレミアム付商品券は、購入金額1万円で1万2,000円分の商品券を1セットとして1万5,000セット発行し、1人当たりの購入限度を5セットまで、また、子育て支援プレミアム付商品券は、購入金額1万円で1万5,000円分の商品券を1セットとして2,000セット発行し、1世帯当たりの購入限度額を6セットまでと考えているということであります。

発売時期等については、一般の消費喚起プレミアム付商品券は5月30日から枕崎市総合体育館等で、子育て支援プレミアム付商品券は6月13日から枕崎商工会議所での発売を計画しているということです。

委員から、子育て支援プレミアム付商品券の発行基準についてただしたところ、多子世帯が対

象で、現段階で330世帯を見込んでいくということです。

市民に対する周知については、広報まくらざきや新聞へのチラシ折り込みのほか防災無線でも周知したいということですが、委員からは、公民館長に依頼して公民館放送をしてもらうなど、対象者全員に行き渡る方法を考えてほしいという要望がありました。

小さな拠点づくり事業については、JAの田布川事業所が廃止になり、田布川・金山地区における購買事業の拠点がなくなることから、廃止された事業所を借り受けて引き続き購買事業を行っていききたいという田布川集落の有志の方々が、株式会社を設立し、購買事業をはじめ、耕作放棄地対策としての農産加工品製造販売等、事業実施に関する基盤施設の整備等を行うものであるということです。

本事業においては、議員が事業主体の代表者となっているということであり、補助金交付について法的な問題はないのかとの委員からの指摘に対し、議員が代表取締役等を務める営利を目的とする会社等に対する補助金の交付については、地方自治法第232条の2に、普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができるという規定があり、行政裁判所の判例として、営利を目的とする会社等に対する補助金の交付は、特別の理由がない限り認められないとするものがあるが、交付が認められる特別の理由については、採算性の犠牲等の場合に限られず、その事業の実施が地域振興や地域住民の福祉の向上につながる場合には、合理的な範囲内において補助金の支出が認められてよいとされており、これまでも株式会社等営利を目的とする会社などに補助金の支出を行ってきたこと、また、地方自治法第92条の2の兼業禁止規定等のほかには、議員が補助金を交付する営利を目的とする会社等の代表者であってはならないとする規定もないことから、今回の補助金の交付には何ら問題はないと判断しているということです。

委員からは、この事業は、田布川・金山地区における交通弱者対策など地域振興や地域住民の福祉の向上につながるものであり、地域創生の理にかなった事業であるという意見や、本市の全地区に関連する事業であり、全地区に呼びかけをして決めていくというのが筋道であるので、今後も公平な対応を行ってほしいという要望がありました。

ふるさと特産品新展開・新技術チャレンジ事業について、今回の訪欧目的は、ミラノ万博に特設される「本場の本物枕崎鯉節」ブースで枕崎鯉節のPR活動を行うことで、現在、欧州で輸入禁止となっているかつおぶしの輸入基準の規制緩和及びかつおぶしの消費拡大を訴えるものであるということです。

また、フランスかつおぶし工場を建設準備中のコンカルノーにおいて、当地の郡議会議員、コンカルノー市長等と会談し、かつおぶしの消費拡大と輸入規制の規制緩和のための協力依頼、さらには、姉妹盟約都市等の経済交流について意見交換を行うものであるということです。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号平成27年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

一般会計予算の規模は108億9,000万円で、普通建設事業費の増などにより、前年度と比較して10億9,710万円の増、率にして11.2%の伸びとなっております。

総務費中、危険空き家等解体撤去事業補助に関し、委員から危険空き家の判定基準等について質疑があり、判定基準については、他の先進市の例を参考にして作成しており、管理不全な状態の基準や、危険度についてもA・B・C・Dのランクを設けているということです。

また、調査の際は、危険度の判定に必要な調査項目を設けたマニュアルに基づき、建築系の技師と一緒に調査を行っているということです。

危険空き家の解体等の行政代執行に関し、解体撤去に要する費用は、個人の財産で所有者負担が基本であるので、代執行を行うかどうかについては、生命・財産に危険を及ぼすようなものについて個々の事例で判断して、慎重に対応していきたいということです。

特別職給与の減額率の変更に関し、委員から、その背景、動機についてただしたところ、本則額ではなく附則で10%、8%の減額措置を行っている三役の給与について、以前から特別職報酬等審議会の中では本則額でもらうべきであるという論議がなされており、今年度も同じ意見が強く出されたところであるが、現在の財政状況からすると本則の額に返すのは無理であるという市長の考え方があり、本則額を基準として、せめて5%までは下げるべきという最終的な政治的判断がなされたものであるということです。

また、市長、副市長、教育長の給料月額、本則額及び4月から各市が附則で減額をしようとする場合を比べた場合も、19市中19位という順位になっているということです。

委員からは、市長等の給料は、県下19市の中では附則で対応しているところも多い。本則額が理想ではあるが、民間の事情や市の財政状況を考えて、他市等においてもカットをして財政健全化に努力している中で、みずから身を切って、そして職員を鼓舞することによって財政健全化を図るべきであるという意見や、財政改革中でもあり、市民は納得できないと思うという意見、県下19市の中で一番低いということは、公務が厳しい中で枕崎市のためにこれだけ頑張っていると胸を張れることだと思ふといった意見の一方で、市長等についての給料は、議員それぞれの考え方があり、附則を適用しても最下位の19位という状況を考えた場合、本則額に返すべきであり、職責に応じた給与を受け取って当然だと思ふという意見がありました。

また、今回の当初予算が第3次行財政集中改革プランに掲げた市長等給与の削減に逆行するのではとの指摘については、市長等給与の削減の項目は、本来支給すべき本則額から削減しているかという点で掲げたものであり、平成27年度は本則額より5%下げたことで実施項目に掲載しているということです。

民生費中、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業の取り組みに関する質疑に対しては、この事業は65歳以上の高齢者を含む任意の団体が行う互助活動に対して、地域商品券と交換できるポイントを付与して地域の互助活動を活性化し、地域社会の担い手として活躍が期待される元気な高齢者の受け皿をつくり、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図ることを目的としており、対象となる団体は、市内に住所を有する者で構成された任意の団体であって、対象となる活動について補助を受けていないこととなっており、構成員の要件は、構成員が3名以上であること、構成員の半数以上を高齢者で占めること、代表者を定め継続的に活動することとなっているということです。

また、以前から取り組んでいるポイント事業と、今回の事業に取り組むことで、地域の自助活動・互助活動の活動を促して、元気な高齢者が地域の互助活動の推進役となって地域包括ケア体制の構築につながっていくものと考えているという説明がありました。

衛生費中、産後ケア事業は、平成27年度から新たに取り組む事業であり、核家族化や育児不安、経済的不安、子供の病気などにより妊産婦のストレスが増大してきており、母体の健康管理を行う上で適切なサポートを行うことが重要な課題となっていることから、入院を要しない程度の体調不良の産婦を対象に宿泊型のサービスを提供することによって、産後の安心・安全なお産体制の確保を図るものであるということです。

労働費中、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の地域人づくり事業は、平成26年度からの継続事業6事業であり、事業の趣旨は、地域経済を活性化するため地域において産業や社会情勢の実情に応じた多様な人づくりをすることにより、若者や女性及び高齢者の潜在能力を引き出し、雇用拡大可能な環境整備を行うとともに、賃金上昇等の処遇改善に取り組むことを推進するものであるということです。

農林水産業費中、200カイリ対策費入漁料補助は、国際協定に基づき他国の200カイリ水域で操業する漁業経営者の経営安定を図るため、当該水域内の操業に要する入漁料等の経費に対して行うもので、前年に支払った入漁料等の経費をその対象としているということです。入漁料は

毎年行われる日本と関係国との二国間協議により、その水準が定められ、平成25年、平成26年とも入漁料水準は維持されているということです。

枕崎市の遠洋カツオ一本釣船は、平成25年4月から平成26年3月まで、水産庁の漁業構造改革総合特別対策事業の実証事業に取り組んだということですが、この事業において発生する入漁料等は、その事業経費として積算されており、平成27年度は、平成26年に入漁した全入漁国数20カ国のうち、実証事業分の9カ国分の入漁料を除く11カ国に支払った入漁料に対する補助であるということです。

商工費中、火之神公園の整備については、平成26年度に、県の魅力ある観光地づくり事業で測量設計を進めており、平成27年度には工事に着手する予定になっているということです。

なお、プールにおりるところの壊れた柵部分や、公園入口の右手に設置されている使用不能となった滑り台等についても、全体計画の中で県に整備をお願いしているということですが、採択されるかどうかは未定であり、現在、柵部分は応急措置として杭とロープを使用して危険予知を行っているということでもあります。

土木費中、道路維持補修に関する要望については、個人や公民館などさまざまな要望が毎日のようにきているということですが、現場を調査した上で事故が起こりかねない危険性の高い箇所は急いでやっているということです。

また、道路に覆いかぶさっている木々の処理についても、危険な状況であれば市で対応せざるを得ないこともあるが、基本的には所有者が管理するものであり、問題がある場合、まずは地元の公民館等で所有者に声をかけてもらうなどの対応をお願いしたいということです。

委員からは、道路に木が覆いかぶさって支障のある箇所については、基本的には所有者の管理の問題ではあると思うが、近年は所有者が高齢であったり、地元に残っておらず管理が行き届かないといった状況も多いので、そうした状況も考慮して対応してほしいという要望がありました。

消防費中、本市における消防職員については、平成30年から平成36年までの6年間で12名、率にして約28%の職員が退職する予定であり、こうした大量退職への備えとして若年層の人材育成とともに、指導者となるべき職員の育成もあわせて今後計画的に取り組んでいきたいということでもあります。

教育費中、屋内運動場等非構造部材耐震化事業については、国からも平成27年度中の対応を急ぐようにとの通知がなされており、東日本大震災復興特別会計のほうで補助金、起債ともに対応できること、特に起債については現段階では東日本大震災復興特別会計の全国防災事業債で充当率100%、交付税措置も8割あるが、平成28年度以降はその適用がなくなり持ち出しが5倍以上にふえることが予想されることから、今回、集中的に実施することにより予算規模も大きくなったということでもあります。

歳入の市税に関しては、国は平成27年度の地方財政計画上は市税は伸びると見込んでいる中で、県内のシンクタンクが出している本県の経済見込みは、国の予想をはるかに下回る状況となっており、現在、全国的に景気は回復基調にあるとは言われているものの、その影響は地方都市にはきていないとの分析になっているということを勘案して、個人住民税については納税義務者の80人程度の減少と所得を対前年度98.5%程度と見込み、また、法人市民税については、平成26年度中の申告状況等や景気動向等を見て、大口事業所については対前年度の確定申告額のマイナス8%程度、その他事業所についてはマイナス7%程度といった推計を立てて計上したということです。

地方交付税に関し、普通交付税額については、人口や面積といった団体の規模や、普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債の元利償還金の状況などによって、団体ごとに大きく差異が生じてくるということであり、普通交付税制度は、税収の少ない団体であっても標準的な財政運営が可能となるよう、基準財政需要額、基準財政収入額という基準の設定を通じて必要な財源

が保障されるもので、各団体の標準的な税収である基準財政収入額が大きいほど交付される普通交付税の額は少なくなるということです。

本件については、反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計予算及び日程第4号平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算の2件について申し上げます。

国民健康保険特別会計予算の総額は44億2,863万7,000円で、前年度当初予算より2億2,030万1,000円の増となっております。

後期高齢者医療特別会計予算の総額は3億2,047万8,000円で、前年度当初予算に対して56万6,000円、0.2%の増となっております。

国保会計の歳出の主なものは、保険給付費は、予算総額の62.4%、27億6,509万2,000円を計上しており、このうち療養給付費の23億7,487万円は、平成23年度から平成26年度までの1人当たり医療費の伸び及び被保険者数の推計をもとに算定したということです。

共同事業拠出金9億8,883万円については、医療費に対しての共同事業の国保連合会への拠出金であり、内訳は、高額医療費拠出金8,257万2,000円と、平成18年度から創設された保険財政共同安定化事業拠出金9億0,625万8,000円であり、保険財政共同安定化事業は平成27年度から1円以上80万円未満の医療費が対象となることから、前年度より4億7,456万2,000円の増となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金は療養給付費等負担金6億1,228万6,000円、普通調整交付金2億3,921万7,000円、前期高齢者医療に係る財政調整交付金の前期高齢者交付金10億9,652万2,000円を計上するほか、共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金の合計10億7,757万1,000円を計上しております。

国民健康保険税については、総額5億9,567万5,000円を計上しており、前年度の当初予算に対して3,713万円、約5.9%の減となっております。

委員から、国保が広域化されたときの本市の負担等について質疑があり、国保が都道府県化された場合は、県へ分賦金として納付することになり、負担額は、県全体における各市町村の医療費の割合や所得の状況によって納めるようになることが想定されるが、まだ詳細は示されておらず、本市の負担がどうなるかということは今のところ定かではないという説明がありました。

ジェネリック医薬品の使用促進費に関する質疑では、使用促進経費は、ジェネリック医薬品の差額通知に係る経費であり、年度当初に医師会の理事会等においても使用促進のお願いをしているということです。

使用状況については、数量は新指標ベースで平成23年12月分は42.12%、現在は61.74%で約19ポイント増加しており、削減効果は、平成23年12月分と比較すると、平成26年12月現在が月額約256万円の効果が上がっているということでもあります。

一方、現在の国の目標値は、平成30年度で60%となっており、本市は既に目標値を超えている状況にはあるが、悪性新生物や精神関係の部分については、患者の特性にもよることや、がんの抑制薬などが新開発されていくことから、ジェネリック医薬品の使用は難しいのではないかと考えているということです。

累積赤字の約2億6,500万円の解消については、現在の税負担の状況や平成27年度以降に見込まれる一般会計の資金需要等について、関係課と協議しながら最終的な案を詰めているということですが、委員からは、被保険者は流動的であり、解消がおくれるほど受益者負担の原則に反することになっていくので、できるだけ早く計画を示してほしいという要望がありました。

これら2件については、反対があり、それぞれ賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成27年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は22億7,972万5,000円で、平成26年度当初予算額より約3.2%、7,554万6,000円の減となっています。

歳出予算の主なものは、保険給付費21億8,600万4,000円を計上してあります。

以上の財源として、支払基金交付金、国庫支出金、保険料、繰入金、県支出金等で措置したということであります。

委員から、保険料について質疑があり、平成27、28年度については、第1段階のみ5%の公費負担があり、それを勘案すると、第1段階は2万3,400円から2万5,500円となる。最も上昇が大きいのは新第9段階で、7万0,200円から9万6,300円となるということです。

本件については、反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

予算総額は7億9,501万9,000円で、前年度当初予算より370万6,000円の減、率にして0.5%の減となっております。

予算の主なものは、処理施設管理費は、終末処理場及び汚水中継ポンプ場の運転管理費等で1億7,368万3,000円、下水道整備費は、立神北町地区の補助支線等污水管路施設工事による面的整備、終末処理場の長寿命化計画に基づく改築更新事業や松之尾ポンプ場の長寿命化計画策定等で2億4,764万円、公債費は2億3,123万4,000円となっております。

以上の財源として、事業収入、国庫支出金、繰入金、事業債等で措置したということです。

委員から、下水道事業運営の将来見込みについて質疑があり、現在、一般管理費、処理施設、排水施設管理費に充当する使用料が100%以上であり、それを超えた分は、公債費の利子補給分に充当している中で、終末処理場の改築更新等を行い、老朽化している機械の設備を新しい技術のものにかえていくことにより電気使用料の軽減が図られるなど、若干ではあるが経費の削減が出てきているので、当面の間は、現在の料金で100%財源充当できる見込みであるということですが、今後、使用水量の減少や、消費税の10%引き上げ等があることから、料金改定については検討せざるを得ないと考えているということです。

本件については、反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成27年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

昨年診療報酬改定においては、前回のプラス改定に引き続き0.1%のプラス改定となっているものの、消費税増税対応分を除く実質ベースでは1.26%のマイナス改定となっており、医師の不足もあわせて極めて厳しい状況が続いているということです。

新年度の業務予定量は、病床数55床、年間患者数を入院で1万9,398人、外来で1万6,698人、1日平均患者数を入院で53人、外来で66人と定めたということです。

収益的収入は5億6,552万5,000円で、前年度より2,041万7,000円の増、収益的支出は6億7,274万3,000円で、前年度より2,145万1,000円の減となり、差し引き1億0,721万8,000円の当年度純損失となる見込みであるということです。

資本的支出は、企業債償還金など3,411万6,000円を予定し、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであるということです。

委員から、病児保育一時預かり事業の利用状況について質疑があり、利用数は、平成26年度は4カ月間で75名程度を見込んでいたが、約30名程度になる見込みであるということであり、平成27年度は、開所日数に対し人数は若干減ると予想し、12カ月の開所で195人の一時預かりを予定しているということです。

本件については、反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号平成27年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

平成27年度の業務の予定量は、給水戸数を10,740戸、年間総給水量を291万2,000トン、1日平均給水量を7,978トンと予定し、前年度と比較すると、給水戸数で28戸の減、年間総給水量で

1,000トンの減、1日平均給水量で3トンの減になるということです。

建設改良事業は、工事請負費を1億7,702万3,000円計上し、金山浄水場の急速ろ過池更新事業などを予定しているということです。

収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益は4億6,957万1,000円で、前年度より454万4,000円の減、水道事業費用は4億3,337万8,000円で、前年度より1,480万3,000円の減となり、差し引き3,619万3,000円で税抜き後で2,124万7,000円の当年度純利益を予定しているということです。

委員からは、人口減少に伴う水道事業の運営等について質疑があり、水道料金は、給水人口の減に伴い直近の5カ年の平均で350万円程度ずつの減となっており、約10年前の料金値上げ以降、費用の節減や職員数の削減などの行政改革に取り組む中で、これまで料金を値上げせずにやってきたが、いつかの時点では、それも限界になると考えているということです。

また、平成27年度、28年度で金山浄水場の急速ろ過池更新事業を行う予定であり、事業費は約7億5,000万円程度という大規模な事業を計画しており、その事業経費の増に伴い、見込みでは平成29年度から赤字になる予定で、平成33年度は欠損金が生じ、平成37年度には、補てん財源も不足する収支計画になっているという説明がありました。

本件については、反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○立石幸徳議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○3番豊留榮子議員 日本共産党議員団を代表して、ただいま予算特別委員長から報告のありました、議案第9号から第15号まで反対の立場から討論いたします。

まず、枕崎市的一般会計予算ですが、昨年から取り組んでいます市営住宅の長寿命化工事も引き続き着工され、また、公園施設の長寿命化対策では、総合体育館の床の改修をはじめ都市公園の安全・安心対策緊急総合支援事業では、塩浜公園のトイレを新しく作りかえるということで、利用される方々は大変喜んでおられます。

何よりも総合体育館も塩浜運動公園も大会などで、県内外から多くの方が利用される場所ですから、一日も早い改修が待たれていました。

また、いじめ問題専門委員会の設置により、いじめられている子供の救済はもちろん、また、いじめる側の子供の救済など敏速な取り組みが期待されます。

しかし、市長の給与10%を5%カット、副市長、教育長、市立病院事業管理者は8%を4%カットとして、給与を引き上げるといふ、この条例の制定については4人が反対討論をしましたが、賛成多数で可決されたところです。

今、市民の暮らし向きを見たとき、頼りの年金はどんどん引き下げられ、収入は減る一方で、つましい生活を余儀なくされています。また、消費税の8%も家計に響いています。その上介護保険料は上がる。このように市民生活は厳しい状況に置かれているときに、職務職責に応じた給与をと言われても、市民は納得しないということを指摘して反対討論といたします。

そして、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の予算においては、国民皆保険の最後のとりでだと言われる国保は、もともと農林水産業者や自営業者を中心とする制度として創設されました。他の医療保険に属さない人すべてを被保険者としていることから、最近では、加入者の高齢化も進み、非正規雇用者や年金受給者といった無職の人もふえてきて、所得の低い世帯が多くを占めています。ですから、払いたくても払えないという人はふえてきているのではない

でしょうか。国保税が高い、何とかしてほしいという悲鳴に近い声が聞こえてきます。

そもそも、国保会計が苦しくなったのは、国の補助50%を半分にしたからです。政府は地方三団体、これは全国知事会、全国市長会、全国町村会の合意も取りつけ、国保の財政運営の責任主体を2018年度から都道府県とする広域化の法案を3月3日に閣議決定しました。

全国知事会でも、国民の保険税負担の平準化を図るような抜本的な財政基盤強化を図る必要があると指摘しているように、高過ぎる国保の保険税の引き下げが求められてきました。

それによって、厚労省は今回の保険者への財政支援の目的を被保険者の保険税負担の軽減や、その伸びの抑制が可能とするものだと説明しています。各地では、この保険者支援金を活用して、保険税の引き下げが実現されているところです。

本市においても、この支援金をきちんと活用して、国保税を引き下げ、国民皆保険を守るべきです。また、75歳という年齢で市民を分けている後期高齢者医療制度は、即廃止すべきです。

そして、介護保険特別会計予算については、2000年度から始まったこの介護保険制度がこの4月から第6期となりますが、このままでは公的介護が消滅してしまうのではないかと心配です。

自宅で介護する家族はもう限界、現役世代の人が介護のために仕事をやめたり、また、介護福祉養成校の定員割れが続いて、廃校となる養成校も少なくないといえます。そして、介護の切り捨ても今始まろうとしています。要支援者の訪問介護、そしてデイサービスを縮小か打ち切りにする。ヘルパーなど専門職による専門的サービスがボランティアなどによる多様なサービスにどんどん、移しかえられてしまう。そして、要介護1・2の人は、特別養護老人ホームには申し込むことはできなくなる。さらに、介護報酬の改定によって、特養など施設関係を大幅に削減する。

そして、施設で働く人がこんなふうに言っています。職員の働く条件は厳しくなって、入所者の方もいい介護を受けることはできません。どうかお年寄りに優しい市政を願っていますと話していました。

さらに、介護保険料の値上げです。市は、政府の暴走政治を食いとめる、市民の命と暮らしを守る、防波堤の役目を果たすべきです。

次に、公共下水道事業特別会計についてですが、下水道への接続世帯はふえてきているが、1戸当たりの家族の人数が減ってきているために有収水量が減ってきているということです。このままいくと使用料の単価引き上げということになりかねません。

過疎債なども活用しながら下水道整備も進んできていますので、下水道に接続されていない企業とも納得のいくように話し合いを重ねて、本市の環境衛生面の向上に努めることと、下水道への接続戸数をふやしていくべきです。

次に、市立病院事業会計予算についてですが、昨年、取り組んだ病児保育の一時預かりは働く人たちの支えとなり、女性の社会進出にも役立つことでしょう。

しかし、この立派につくられた施設ですから、常時活用できるよう働く人たちも利用者の状況に合わせて駆けつけてくるという不規則な働き方ではなく、落ちついて働けるようにすべきではないでしょうか。

最後に、水道事業の会計予算についてですが、年々この給水戸数が減って、今年度は、金山浄水場の改良工事が始まりましたが、このままいくと29年には赤字になるということです。

今でこの一般会計からの繰り入れをして、水道事業を立て直すべきではないでしょうか。

以上のことから反対をして討論を終わります。

○立石幸徳議長 これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号から第8号までの7件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○立石幸徳議長 起立多数であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、議長を除き、本日の出席議員はすべて提出者となっておりますので、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議するとともに、提案理由の説明、質疑及び討論は省略いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成27年第2回定例会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明  
及び各委員から出された意見・要望

平成27年 第2回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①禰占 通男	地方創生について	<p>1 地方版創生総合戦略について、本市の進捗状況の概略を伺いたい</p> <p>2 地方自治体が地域活性化や人口減少対策で柔軟に使える新たな交付金について、総合戦略を早いところは年末にも出してくると担当相は述べている。県内の取り組みはどのようになっているのか</p> <p>3 地方版総合戦略策定や施策推進の担い手について            (1) 「地方創生人材支援制度」の取り組みは             (2) 本市の創生総合戦略推進本部設置は</p> <p>4 新交付金4,200億円を活用した地方の施策例について、どのように取り組むのか</p> <p>5 「枕崎市の人口対策」についての取り組みはどうか</p> <p>6 人口流出防止対策は、どのように対処するのか</p>	市 長 副市長 課 長
②豊留 榮子	国民健康保険について	<p>1 国保の運営を2018年から都道府県に移すという広域化が具体的に進められてきているが、市民への影響はどのようになるのか</p> <p>2 国保税が高くて払いたくとも払えないという人たちへ発行している国保の短期保険証、資格証明書を中止して、すべての人に正規の保険証を発行する考えはないか</p> <p>3 払いたくても払えないといわれる高い国保税を、</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	教育問題について	<p>一般会計から繰り入れをして引き下げる考えはないか</p> <p>1 子供と教育が輝いてこそ、その国の未来は明るいものになります。文部科学省は、小・中学校の道徳を特別の教科にするため、学校での教育内容を示した学習指導要領を改訂する案を発表したが、このことについてどのように考えるか</p> <p>2 今年の夏、中学校歴史教科書の採択が全国で行われるという。安倍首相は以前から「日本の行った戦争は自存自衛、アジアの解放のための戦争だった」と教える教科書の採択を主張し、一般の教科書を攻撃してきたというが、このことについてどのように考えるか。また、本市における教科書選定はどのようにして決まるのか</p> <p>3 全国に先駆け、鹿児島県教育委員会は19日、県内すべての公立小・中学校で実施を目指していた土曜授業について、今年度中に導入すると発表した。本市も開始するということだが、市長、教育長の見解を</p>	市長 副市長 教育長 課長
	防災無線について	<p>1 東日本大震災から4年が経過し、全国の地震や災害情報が伝えられるたびに自分たちのところは大丈夫だろうかと市民は心配している。その緊急情報を伝える防災無線が聞き取れないというが、点検等はどのようにされているのか</p>	市長 副市長 課長
	道路等の点検について	<p>1 市道、側溝、道路沿いの樹木の点検などは、どのようにされているのか</p>	市長 副市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③城森 史明	健康センター調理室の改修について	1 市内で一番多く利用されている健康センターの調理室だが、傷みも激しくテープで補修したりしている。ガス炊飯器も故障している。早急に改善ができないか	市 長 副市長 課 長
	金山小学校跡地の有効活用について	<p>1 金山小学校跡地の利活用・アイデア募集を行ったが、利活用の申し出はあったのか。市民のアイデアはどのようなものがあったのか</p> <p>2 地元金山校区との話し合いは、何回行われたのか。地元はどのような要望をしているのか</p> <p>3 近隣の南さつま市、南九州市、日置市及び指宿市の小学校廃校施設の活用状況は、どうなっているのか。各市の廃校数と、活用施設数は幾らか。どのように活用されているか</p> <p>4 金山小学校跡地施設の内容はどうなっているのか。教室の部屋数、各部屋の面積の概略はどうなっているのか。設備状況はどうなっているのか</p> <p>5 廃校の活用用途は、他の学校施設・社会体育施設・社会教育施設・医療介護施設・体験交流施設・工場加工施設等の例がある。それぞれ具体的にはどのような内容なのか</p> <p>6 今後の検討スケジュールはどのようになっているのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
	市道について	1 宝寿庵公民館と宝寿庵区村づくり委員会は、南さつま農協枕崎支所北側を東西に走る道路の市道昇格について活動してきた。（国道225号から市道越脇宝寿庵線につながる道路）	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>この道は、道路幅員が一部分4メートルないので、隣接農地を無償譲渡してもらうために地主3人と交渉し、2人は了承したものの1人は行方不明で実現できなかった。この道路は多くの人家が連担し、かつ、南さつま農協や市街地に行くために利用者が多く、かつ、災害時にもがけ等がなく安全な道路であるが、現状の問題点は、側溝が深く広いがふたがされておらず、かつ、カーブがあるので危険度が高い。</p> <p>(1) 無償譲渡が実現できなかった区間は約10メートルであり、道路全体の長さの10%以下である。幅員基準は人家が連担している区域は3.5メートル以上となっており、無償譲渡がされない区間のみ3.1メートルとなる見込みである。</p> <p>① 無償譲渡がされる幅員を5メートル以上にするとかの代がえ措置で対応はできないのか</p> <p>② 現在の本市の市道は、すべて幅員の4メートル基準を満たしているのか</p> <p>(2) 枕崎市市道認定基準の第2条において、市長が諸般の交通事情及び公益的見地から市道に認定することが適当と認めた道路とある。諸般の交通事情及び公益的見地とは、どのような意味か</p> <p>(3) 財政的にも市道に関する費用は、交付税措置がされると聞いている。市道における管理費用と交付税算入額との差異はどのようになっているのか</p> <p>(4) 市道の平野山線は山林で荒れているために、道路としての機能を果たしていない。市道の廃止等どのような管理状況になっているのか</p>	
	<p>湧山市営住宅について</p>	<p>1 湧山団地の戸数は幾らで、現在、何戸住んでいるのか。全体面積は幾らか</p>	<p>市 長 副市長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>桜山中学校グラウンドの排水対策について</p>	<p>2  潟山団地の住人のいない家屋や周辺の管理は、どのようになっているのか。特に、木造家屋は危険空き家と呼ばれてもおかしくない状況ではないのか。近所または公民館からの苦情等はないのか</p> <p>3  潟山住宅の今後の方向性は。木造家屋は改造しても使える状態ではないが、解体しないのか  潟山地区は、市街地にも近く良好な住宅地であり、早急に次の対策を進めるべきと思うがどうか</p> <p>1  昨年の桜山校区親善球技大会のグラウンド・ゴルフ競技は、中学校グラウンドの排水不良のために中止となった。中学校の運動会も前日雨の中、保護者等の協力でぎりぎり開催できた。  校区民の改善要望の強い事案であり、校区の最大の優先事項と言っても過言ではない。  どのような検討経過になっているのか</p> <p>2  学校の補助事業を活用するのか、それとも過疎事業債を活用するのか。  学校グラウンドと公園グラウンドを含めた全体のグラウンド改修事業の一環として、桜山中グラウンドの排水対策事業ができないのか</p>	<p>課 長</p> <p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>
<p>④新屋敷幸隆</p>	<p>風の芸術展、南溟館や新しい画期的なコンクールの今後と展開について</p>	<p>1  国際的に活躍する、今、日本で最も著名な画家の千住博先生が枕崎国際芸術賞展の審査員として就任され、そして、海外からも審査員をお招きし、風の芸術展から抜け出てまったく画期的な大きなスケールの国際的なコンクールにしようという案が浮上しているみたいであるが、今後、風の芸術展、南溟館、そして新しい国際的なコンクールはどういうふうに展開していくのか</p> <p>(1) 千住博先生とは、どういうコンタクトがあっ</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="384 1234 555 1350">全小・中学校 の土曜授業の 導入について</p>	<p data-bbox="651 221 1034 253">たのか。また、先生の経歴は</p> <p data-bbox="619 353 1299 472">(2) 風の芸術展はどうするのか。新しい国際的なコンクールの内容は、その規模は、市長としてどういうことを期待するか</p> <p data-bbox="619 573 1299 826">(3) 南浜館が老朽化し、これまで何度も修理、補修をしてきたが、ますます建物は傷んできている。また、収蔵庫も満杯になってきている。ましてや、新しい国際コンクールが開催されるとなると、このままでは用をなさないのでないだろうか。今、大々的な改築が必要ではないか</p> <p data-bbox="619 927 1299 1088">(4) これからの南浜館への集客を考えると、南浜館へのアプローチ、例えば大型バスが進入できる道路、大型駐車場等の整備もされるべきではないか</p> <p data-bbox="595 1234 1299 1529">1 鹿児島県教育委員会は、昨年、県内のすべての公立小・中学校で土曜授業を2015年度から導入する方針を固めた。都道府県単位での実施は全国初で、学力で鹿児島県が低迷していることを受け、授業時間をふやすことで学力向上を図るということである</p> <p data-bbox="619 1451 1299 1529">(1) 本市は5月から実施される予定であるが、ほかの市町村は10月のところもある。なぜか</p> <p data-bbox="619 1630 1299 1792">(2) 今までの「ゆとり教育」は何だったのか。元に戻るということは失敗だったのか。国の幹をなす一番大事な子供たちの教育があまりにも軽んぜられているのではないか</p> <p data-bbox="619 1892 1299 1968">(3) 原則月1回で第2土曜日の午前中だけとあるが、やがては全週に広がるのか</p>	<p data-bbox="1331 1234 1426 1395">市 長 副市長 教育長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>学年1学級の統合検討について</p>	<p>(4) 学校週5日制が実施された2002年度以来13年が経過した。今、5日制土曜日が休みの生活習慣、形態、暮らし方、学校生活等のパターンが定着した今実施されると、家庭はもちろん学校、地域、部活、さまざまなスポーツ大会、研修大会、子供たちの塾通い等、社会、親、子供たちを取り巻く環境が大きく変わると思うが、このあたりをどのように考えているのか</p> <p>1 文部科学省は、公立小・中学校の統廃合に関する手引書を公表し、1学年1学級となる小学校の6学級以下と中学校の3学級以下で統合するかどうかの検討を自治体に求めており、文部科学省は判断を行うのは、学校設置者の自治体としている</p> <p>(1) 現在のそれぞれの小・中学校の学級数は。5年、10年先の学級数の推移は</p> <p>(2) 今後の対策は</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>
	<p>内鍋清掃センターの日曜日にゴミ受け入れを</p>	<p>1 市民からの要望であるが、各地域のごみ集積所において、最近、燃えるごみの指定日、燃えないごみの指定日を守らずに混合して捨てているところがある。各地域の人とその原因を話してみると、その1つの原因として、勤めている人は時間的余裕がなく、どうしても日曜日に家の回りの清掃をしなければならず、草・木を切っても捨てる場所がなく、仕方なくごみ集積場に持って行ってしまふ。せめて一月に1回でいいから、内鍋清掃センターで日曜日にゴミを受け入れてくれないのだろうか。そうすれば、ごみ集積場もきれいになるのだが、お考えを</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
	<p>空き家問題について</p>	<p>1 今もなお、各メディアは空き家問題をテーマに組んでいる。それによると、全国の住宅数は6,000万戸あり、そのうちの13.5%、820万戸が空き家である。7軒のうち1軒が空き家である。ましてや</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>全国に誇る食のまち、だしの王国枕崎市をもっと売り出そう</p>	<p>2040年には、空き家率は40%に達するというデータもある。全国の半数近くが空き家になるということである。</p> <p>各自治体は対策を練り、試行錯誤を重ねているが、地域によっては大きな格差がある。国もいろいろな対策を講じているが、抜本的な対策はない。もう限界が近づいているのではないか。国が法律的に大改革を執行しないと今の現状を切り抜けることはできない。また、台風シーズンがやってくるが、屋根は落ち、壁は崩れ、ごみが散乱する空き家の隣近所の人たちは、夜も不安で眠れないそうである。一たん火災にでもなれば、隣の空き家、そのまた隣の空き家に飛び火し大きな惨状になることは間違いない。</p> <p>台風の常襲地としての枕崎、その立場から、国に強く訴えることはできないのか</p> <p>1 先日、霧島市国分で開催されたS-1グルメグランプリにおいて、船人めしに続いて「枕崎鰹大トロ丼」がまたしてもグランプリを獲得した。快挙である。</p> <p>また、九州駅弁グランプリ予選会においては、本市企業のぶるぺん製「枕崎浜めし弁当」と鹿児島島の「桜島灰干し弁当」が選ばれた。この灰干し弁当の社長の榎木社長は枕崎出身である。そして、なだ万の総料理長であった木浦さんは、今回、なだ万の社長に就任された。</p> <p>かつおぶしは、生産量日本一、フランスの進出、食において自信を持って全国に誇っていいのではないか。</p> <p>全体的な食に関するプロジェクトを創設し、あらゆる手段を通じて大々的に枕崎の食を、だしを全国に、世界に売り出せないだろうか。</p> <p>市長、やるなら「今です」</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

平成 27 年第 2 回定例会予算特別委員会における  
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第 3 号平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第 6 号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億6,610万円を追加し、予算総額を104億8,880万円にしようとするもので、当初予算額に対し7.1%の伸びとなる。
- ・ 繰越明許費の補正は、市営住宅長寿命化事業を追加し、平成27年度に繰り越して使用するものである。
- ・ 地方債の補正は、退職手当債、過疎対策事業、過疎地域自立促進特別事業及び辺地対策事業ほか5事業に係る変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、一般職人件費、国民健康保険特別会計繰出金、市立病院負担金、公共下水道事業特別会計繰出金などである。
- ・ 補正財源については、繰越金 1 億5,531万7,000円、地方交付税 1 億3,854万7,000円、市税 5,410万円、県支出金622万4,000円、株式等譲渡所得割交付金600万円、配当割交付金580万円、財産収入394万8,000円、諸収入345万1,000円、寄附金204万8,000円、利子割交付金30万円の増、繰入金 1 億6,035万3,000円、国庫支出金2,272万5,000円、市債1,770万円、地方消費税交付金870万円、分担金及び負担金15万7,000円の減で措置した。
- ・ 総務費中、地方公共交通特別対策事業補助は、枕崎から出ている空港バスの事業の運行について、乗客数は減少はしていないが、県の協議会において、運送コストが上がったという判断がなされ、今回、補助対象路線の認定を受けて、本市の負担分115万3,000円の補助申請がなされたものである。
- ・ 庁舎については、耐震工事を行い庁舎の長寿命化を図っていきたい。また、庁舎の壁面の修理等についても、長寿命化の中で進めていくことになると考えている。
- ・ 庁舎建設基金については、枕崎市庁舎建設基金条例において、その処分目的は庁舎の建設と規定されており、次回の建てかえのときに使われることになる。庁舎の大きな改修に使えるように条例を改正するという考え方もあるが、現在の条例では、建てかえあるいは新築・増築にしか使えないことになる。今後の庁舎の耐震化工事、長寿命化工事を検討する中で、基金の活用についても検討していかなければならない。
- ・ 住宅用地については、200平米までは 6 分の 1、200平米を超える分は 3 分の 1 に軽減する固定資産税の特例措置があるが、平成26年度課税分においては、賦課期日の関係で空き家に係る特例措置を外したものは無い。今後、危険空き家と認定されれば、その特例措置を外すことになる。また、危険空き家として解体された場合は、地目が雑種地に変更になるが、税額の変動については、個々の事情において算定しないと正確にはわからない。
- ・ 空き家の適正管理条例制定後、総務課で管理不全な空き家の状況を調査しており、取り壊してもらいたいというような家屋は危険空き家として認定し、所有者に対して指導助言書を送付している。また、指導助言とあわせて、次年度からは住宅用地としての固定資産税の軽減はなくなるという内容の通知も行っている。
- ・ 民生費中、平成26年度の臨時福祉給付金の補正は、6月から給付受付を開始して給付金の額が確定したことから、執行残について減額をするものである。
- ・ 病児・病後児保育事業は、昨年12月から市立病院で実施しており、現在の登録人員は160人で、2月20日現在で延べ30人の利用実績となっている。
- ・ 病児・病後児保育事業の運営に係る費用は、市立病院の歳出額全額を補助対象として、同額の512万9,000円を計上している。国庫補助については、10人以上の利用があった場合、補助

対象となり、例えば、50人以上200人未満の場合、基本分として241万7,000円、利用状況に応じて加算される部分が251万8,000円となっている。

また、開始初年度は、備品購入費等についても補助基準額400万円があり、市立病院の備品購入の予算額165万4,000円を計上している。

- ・ 利用者の登録については、事業開始前に各保育園・幼稚園に、事前に利用の手引と園児人数分の登録申請書をお願いし登録をしていただいているが、急病の場合など利用直前の登録も可能である。
- ・ 衛生費中、市立病院負担金については、病児保育施設の整備に対して、9月補正において国からのがんばる地域交付金を活用し999万2,000円を負担したが、今回、メガソーラー事業者からの指定寄附金を積み立てた地域振興基金からの繰り入れも行って、国庫補助と基金を活用するかたちで建設費のすべてを一般会計が負担したものである。
- ・ 病児保育施設は、市立病院の敷地に建設した病院の財産であり、一般会計が管理費について負担することはない。
- ・ 労働費中、魚屋職人育成事業の減額は、平成26年7月からの開始を計画していたが、応募が10月になり、雇用期間が短くなったことによるものである。
- ・ 農林水産業費中、青年就農給付金は、現在の対象者数は6人であるが、当初見込んでいた受給者数が減になったことと、ことしの国の補正により、来年度予定している受給予定者6名分の450万円について、1人当たり150万円の半額75万円を前倒しして給付することとなったことによる補正である。
- ・ 資源リサイクル畜産環境整備事業の減額は、養豚場が浄化槽関係の整備を予定していたが、機种的にまだ検討が必要として次の機会に先送りされたことによる減と、養豚場及び堆肥センターの入札執行等に伴う減によるものである。
- ・ 松くい虫防除対策事業に係る県補助金の減額に関し、同事業は、枯れた松の伐採焼却を行う事業で、当初、枯れた松の量を20立米見込んでいたが、実際は2.2立米になったことと、現場でクレーン車の必要がなかったことによるものである。
- ・ 市内の公園にある松の松くい虫の防除対策は、実際枯らす松の材線虫を駆除する目的で樹幹注入という方法で処理している。これを1回注入すると7年間は効果があるということであり、マツノマダラカミキリを駆除する目的の薬剤散布は現在のところ考えていない。
- ・ 茶の展望については、急激な回復は望めないと見ている。5年ぐらい前と比べると単価が500円程度下がってきており、それに伴い、市の茶生産額も下がっている状況を踏まえ、枕崎でも輸出に取り組む茶工場も出てきている。また、第三者認証の制度であるJGAP、K-GAPなどを取得しながら、より一層付加価値を高めた中での生産販売に努めている。
- ・ お茶を仕上げまでやって販売すれば高く売れるという考え方はあるが、仕上げたお茶の在庫を抱え込んで実際さばけるのかということをお茶工場としては一番心配しているようであり、大々的に仕上げまで取り組めないという状況がある。そのような中、一つの打開策として、輸出する取り組みを今始めたところである。
- ・ 本市の茶工場における第三者機関認証制度などの認証への取り組みについては、ISOが29工場、K-GAPが31工場、JGAPが6工場、今後はJGAPを取る茶工場がふえてくると考えている。
- ・ 茶の品種改良については、枕崎市茶業協議会が直接国とのやりとりする果樹・茶支援対策事業で、特に市場性の高い「さえみどり」の改植を進めており、毎年6町から7町程度実施され、今年で4年目となる。また、「さえみどり」の面積は、ことしの計画を見込んで68%の約22ヘクタールになる。
- ・ 土木費中、市営住宅長寿命化事業の内容は、桜山団地2号棟の給湯設備である。

- ・ 歳入中、平成26年度の普通交付税は、平成26年7月25日に33億2,430万8,000円が決定したが、予算計上は31億9,000万円であったことから、留保していた1億3,430万8,000円と、今回、国の補正による追加交付分の423万9,000円を合わせて1億3,854万7,000円を予算計上するものである。
- ・ 地方交付税の補正は、当初予算においては、過大に見積もり予算割れをすることがないように保守的に計上しており、当初予算を編成する際の財源不足については、財政調整基金などを仮置きして、3月補正ですべての財源を調整するような編成を行っていることによるものである。  
今回追加交付された理由については、全国の基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた交付税として交付される額が、国の交付税の予算を超えたときには減額調整されるが、国の税収増が見込まれるとともに、国の追加補正により地方負担も生ずるということから、減額調整されていた423万9,000円が追加交付されたものである。
- ・ 財政調整基金繰入金の減額は、当初予算編成における財源不足額の対応として2億6,000万円の繰り入れを計上していたが、市税をはじめ普通交付税や繰越金など平成26年度に見込まれる歳入をすべて補正した結果として1億7,280万円の減額ということで、現時点では8,720万円の繰り入れとなっている。
- ・ 地方消費税交付金の補正は、県からの最終的な交付予定見込み額の通知に基づき減額するものである。
- ・ 地方消費税交付金は、消費税増税に伴い、従前の地方消費税交付金分と社会保障財源交付金分の二つに分かれており、その交付基準はそれぞれ、地方消費税交付金分は人口割と従業員数割、社会保障財源分は人口割で算出するという事になっている。今回、本市に当初よりも減額の通知が来たということは、交付基準等に変更はないことからすると県下各市町村ともに減額されているということである。
- ・ 地方消費税交付金の消費税率引上げ分は、全額、社会保障経費に充てるよう、また、予算書、決算書等で明確にするよう通知が来ている。地方消費税交付金は一般財源であり、どれに充てなければならないという用途の制限はないが、決算資料の中で消費税率引上げによる増額分をどこの部分に充てたということを示したい。
- ・ 固定資産税の増の要因は、土地の部分は、宅地に近い評価となる宅地介在畑が当初見込みより多くなったことに伴い42万円程度、家屋は、消費税増税に伴う駆け込み需要等の影響により新築家屋分の増加が870万円程度、償却資産は、太陽光発電による増加見込み分について当初は600万円程度と抑えて計上していたが、申告の結果、2,100万円程度それぞれ増加したことによるものである。
- ・ 財産収入の物品売払収入は、堆肥センターの発酵機械のライン一式を全部更新する事業で、平成6年度に入れた機械をすべて中古ということでリサイクル業者に地金として販売したことによるものである。
- ・ 過疎対策事業債の変更に関し、下水処理施設にも過疎債の適用が可能であるということで、一般会計で借入れを行い、下水道事業会計のほうに繰り出すかたちで予算計上したところであるが、過疎債の借入れ事務を進める中で、下水道事業会計のほうで過疎債を予算化して、直接借り入れることも可能だということが判明し、今回、地方債残高の区分を明確にするために会計間での予算の組み替えを行ったところである。
- ・ 過疎債のソフト分については、本市の限度額が6,750万円と示され、9月補正に予算計上したが、過疎団体全体の要望額が発行限度額の合算額に達せず枠に残があるときは、発行限度額の2倍を上限として借り入れが可能となっている。本年度は、全国枠に残があるということで、借り入れ希望を出したところ認められる見込みとなったことから予算計上しており、9月補正に充てたソフト分の事業を基本に充てる額をふやしたところである。

- ・ ふるさと応援基金は、直接市に入ってくるふるさと応援寄附金を230万円、鹿児島県のふるさと応援寄附を経由して入ってくる分40万円の計270万円を見込んでいる。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 庁舎の外観が非常に黒ずんで汚れているが、庁舎は市の顔だと思うので、塗装をしてきれいにしてほしい。

#### ◎議案第4号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

##### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億4,221万4,000円を減額し、予算総額を42億5,810万6,000円にしようとするもので、当初予算より1.2%の伸びとなる。
- ・ 補正の主な内容は、平成26年度実績見込み等に基づく歳入、歳出全般にわたる見直しを行ったことによる増減である。
- ・ 療養諸費及び高額療養費は、昨年3月から12月までの診療分の実績と、1月及び2月診療分については平成26年12月診療分までの最大値をもとに推計し、それぞれ2億6,068万8,000円、3,063万8,000円を減額した。
- ・ 共同事業拠出金は、鹿児島県国民健康保険団体連合会の平成26年度拠出金の決定通知に基づき、高額医療費拠出金を159万6,000円減額、保険財政共同安定化事業拠出金を726万1,000円増額した。
- ・ 繰出金は、市立病院の医療機械等整備に伴う直営診療施設勘定繰出金45万円を増額した。
- ・ 以上の財源として、療養給付費等交付金2,980万7,000円、繰入金1億1,808万9,000円の増と国民健康保険税1,612万5,000円、国庫支出金1億2,704万4,000円、県支出金2,747万1,000円、共同事業交付金4,661万8,000円、諸収入1億7,285万2,000円の減で措置した。
- ・ 歳入欠陥補填収入は、繰入金等あるいは歳出費用額の減等によって、現在の歳入欠陥補填収入の累積赤字分2億6,514万2,000円にするために減額するものであり、財政健全化行動計画に基づいて単年度収支の均衡を図るための措置である。
- ・ 単年度収支については、その他一般会計繰入金として今回計上した1億1,769万1,000円が平成26年度の予算上の赤字と見込まれる。

ただし、現在、医療費などの部分については、2月、3月分は予算不足を生じないように、本年度の一番医療費が高いところの部分で、各月約1億9,900万円の保険給付費を組んでおり、例年ベースでは約3,600万円不要になってくる見込みであること、また、国・県の普通調整交付金など、まだ確定通知が来ていないが例年入ってくる額が約5,800万円であること、さらに、平成25年度の現年度分、過年度分の徴収率がよかったということで、県の特別調整交付金として1団体900万円を限度として交付される部分について枕崎市は該当するという通知を受けていることから、最終的な単年度収支の赤字は、二、三千万円ぐらいまで縮減できればと思っている。

- ・ 国民健康保険税の減額の原因は、当初予算編成時に比べて、被保険者数が約70人減少したことと、1人当たりの所得が1万円以上減少したことによるものである。また、収納率は、現時点での最終的な決算見込みとして、現年課税分は、昨年と同率は確保できると見ているが、滞納繰越分は、平成25年度の実績が健全化計画の目標値よりもかなり高い収納率を確保した反動で前年度よりも若干落ちるのではないかと見ている。
- ・ 消費税3%増に伴う国の低所得者対策は、全国規模で500億円程度で、軽減基準額が引き上げられるのは2割・5割の軽減世帯となり、本市への影響額として、当初予算では1,155万9,000円を見込んでいるが、対世帯数的に影響としてどれぐらい出るかというのは、今後の決

算を見ないとわからない。

- ・ 医療保険制度改革法案が国会に提案され、国保運営の都道府県化では、保険者は都道府県、市町村、それぞれ共同で設置し、また双方に特別会計を設置するという点について、特別会計は今現在、設置の根拠は国民健康保険法にあり、改正前の法律で設置されている特別会計と改正後の法律で設置される特別会計で、債権、債務を承継するのかどうかについては、詳しく附則などを見ても判然としない部分がある。

3月下旬に県の説明会が予定されており、県とのやりとりの中で県へ移管する部分や、債権、債務の部分がどうなるのかということ踏まえるとともに、累積赤字2億6,500万円の解消策についても、本年度3月中には見きわめていきたい。

- ・ 後期高齢者支援金分及び介護納付金分の現年課税分の減額の理由についても、当初の見込みよりも賦課実績として被保険者が減少したことと、1人当たりの所得が減少したことによる調定減によるもので、現時点での最終的な決算見込みは、昨年と同率の収納率を維持できると見ており、前回の税率改定による減収ではない。
- ・ 国保中央会の電算の算定ミスにより、高額療養費の過払いが生じたことについて、本市では、3被保険者で3,864円である。そのうち、亡くなられた方1名分が3,317円で相続人が不明であること、2被保険者の方については額が過少で、債権回収費用が債権額を上回ることから、債権の徴収停止をかけている。

#### ◎議案第5号平成26年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

##### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ446万5,000円を減額し、予算総額を3億1,780万7,000円にしようとするもので、当初予算より0.7%の減となる。
- ・ 補正の内容は、後期高齢者医療保険料の減収見込み及び保険基盤安定負担金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金446万5,000円の減額である。
- ・ 以上の財源として、繰入金494万4,000円の増と後期高齢者医療保険料940万9,000円の減で措置した。
- ・ 後期高齢者医療保険料の減額は、広域連合からの本年度の最終納付額の見込額の通知に伴うものである。
- ・ 被保険者数は、平成25年度は4,298人、平成26年2月1日現在では4,333人で、35人の増となっている。

#### ◎議案第6号平成26年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）

##### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ313万5,000円を追加し、予算総額を24億6,501万1,000円にしようとするもので、当初予算額より約4.7%の伸びとなる。
- ・ 補正の主な内容は、介護報酬改定、制度改正等に伴うシステム改修である。
- ・ 以上の財源として、繰入金164万6,000円、国庫支出金148万9,000円の増で措置した。
- ・ 今回の介護報酬の改定は、全体でマイナス2.27%とされているが、内訳としては、介護職員の処遇改善のプラス分1.65%、認知症、中重度者への対応分のプラス分0.56%を含めた上でのマイナス2.27%となっている。

処遇改善については、プラス1万2,000円分を見ているということで、その処遇改善がきちんとなされれば介護職員等の報酬へのマイナス改定の影響はないものと考えている。

- ・ 居宅介護サービス計画給付費は、介護サービスを利用する前提として、ケアマネージャーがケアプランを作成した場合に居宅介護支援事業所に対して支払われるものである。

- ・ 居宅介護サービス給付費のサービスの種類としては、ホームヘルパーが訪問する訪問介護サービス、デイサービスを利用する通所介護サービス、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリ、居宅療養管理指導、通所リハビリ、短期入所、福祉用具貸与などがある。
- ・ 俵積田に開所した介護サービス施設は、通所介護事業所である。  
通所介護事業所については、県が指定をすることになっており、1月の下旬に指定している。これが地域密着型サービスとなると本市に指定の権限があり、この場合は本市の被保険者に限って利用でき、県が指定するサービスについては、県内どこの人でも利用できる。指定が県であるか本市であるかの違いで、本市の被保険者が利用した場合のサービス給付費を本市が支払うということに変わりはない。
- ・ 高齢者の方々がボランティアのように集まって活動している施設が田布川地区にあるが、そういった取り組みへの支援については、平成29年度から取り組もうとしている総合事業の中では、従来のサービス事業所にプラスして、NPO法人やボランティアなどが地域密着で生活支援をしてくれるような施設の掘り起しが大事な作業になってくるので、総合事業に移行した場合には、そのような施設に対し委託費等を支払いながら地域の高齢者の方々が元気に暮らせるような体制を整えていくという施策も可能であると考えている。

### ◎議案第7号平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

#### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,129万円を減額し、予算総額を7億7,749万9,000円にしようとするもので、当初予算額に対し2.7%の減となる。
- ・ 繰越明許費は、社会資本整備総合交付金事業の一部を平成27年度に2,600万円繰り越して使用するものである。
- ・ 債務負担行為の補正は、枕崎終末処理場施設工事の協定締結に伴う事業執行等により、2,000万円を減額するものである。
- ・ 地方債の補正は、事業債の変更に伴うものである。
- ・ 補正の主な内容は、処理施設管理費の電気料及び委託料の不用額の減、下水道整備費の委託料の不用額の減と交付金内示額の減額に伴う工事請負費の減で、処理施設管理費が585万円の減、下水道整備費が1,544万円の減である。
- ・ 以上の財源として、繰越金1,620万3,000円、事業債3,260万円の増、公共下水道事業国庫補助金760万円、一般会計繰入金6,249万3,000円の減で措置した。

### ◎議案第8号平成26年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第4号）

#### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、収益的収入において、医業収益を入院収益、一般会計負担金の増に伴い4,385万1,000円、医業外収益を一般会計負担金の増に伴い557万7,000円、附帯事業収益を一般会計補助金等の増に伴い521万2,000円追加し、収益的支出においては、医業費用を給与費等の減に伴い1,728万2,000円の減、附帯事業費用を委託料等の増に伴い53万3,000円追加しようとするもので、補正後の収支は、総収益5億9,974万8,000円に対し、総費用6億7,831万6,000円となり、7,856万8,000円の純損失となる見込みである。
- ・ 資本的収入においては、一般会計負担金及び国民健康保険調整交付金の交付決定に伴う繰入金の増に伴い3,611万7,000円追加し、資本的支出においては、病児・病後児保育施設新築事業費の確定に伴い23万5,000円減額しようとするもので、補正後の収支は、収入4,610万9,000円に対し、支出が6,874万9,000円となり、収入額が支出額に対して不足する額2,264万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものである。

- ・ 病児保育事業における保育士は、常勤3名とパート1名で、パートについては4時間で対応している。看護師については、子供10人に対して看護師1名の基準であるが、常勤である必要はないことから、病児が保育施設にいるときは病院から2名の看護師が行き、検温、服薬管理等を随時行っている。

## ◎議案第50号平成26年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）

### ○補正予算の概要

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,810万円を追加し、予算総額を105億8,690万円にしようとするもので、当初予算額に対し8.1%の伸びとなる。
- ・ 繰越明許費の補正は、地域消費喚起・生活支援型交付金事業及び地方創生先行型交付金事業を追加し、平成27年度に繰り越して使用するものである。
- ・ 内容については、平成26年度の国の補正予算における経済対策に伴うもので、地域消費喚起・生活支援型交付金事業として、消費喚起プレミアム付商品券発行事業、子育て支援プレミアム付商品券発行事業の2事業を、また、地方創生先行型交付金事業として、枕崎市総合戦略策定事業、枕崎国際芸術賞展開催準備事業、小さな拠点づくり事業、地場産品販路対策事業、国内外観光客誘客事業、食のまち魅力発信事業、鹿児島南部広域連携観光物流構築事業、ふるさと特産品新展開・新技術チャレンジ事業の8事業である。
- ・ 枕崎国際芸術賞展開催準備事業及びふるさと特産品新展開・新技術チャレンジ事業については、経費の一部を平成27年度当初予算に計上したが、国・県との協議を経て、地方創生先行型交付金事業として決定したことから、今回の補正予算に計上した。
- ・ 今回の補正財源については、国庫支出金9,363万3,000円、繰入金446万7,000円の増で措置した。

### ○当局説明

- ・ 地域消費喚起・生活支援型交付金事業のプレミアム付商品券発行事業は、地域の消費喚起及び生活支援として、また多子子育て世帯の負担を軽減し、低迷している市民消費を刺激するとともに、景気回復や市内店舗の利用拡大へつなげ、地域振興を図るため行うもので、一般世帯向けの消費喚起プレミアム付商品券は、発行額1億5,000万円でプレミアムを含む発行額は1億8,000万円、プレミアム率20%で3,000万円のプレミアム、子育て支援プレミアム付商品券は、発行額2,000万円でプレミアムを含む発行額は3,000万円、プレミアム率50%で1,000万円のプレミアムとしている。

発行の内訳は、一般の消費喚起プレミアム付商品券は、購入金額1万円で1万2,000円分の商品券を1セットとして1万5,000セット発行し、1人当たりの購入限度を5セットまで、また子育て支援プレミアム付商品券は、購入金額1万円で1万5,000円分の商品券を1セットとして2,000セット発行し、1世帯当たりの購入限度額を6セットまでと考えている。

発売時期等については、一般の消費喚起プレミアム付商品券は5月30日から枕崎市総合体育館等で、子育て支援プレミアム付商品券は6月13日から枕崎商工会議所での発売を計画している。

- ・ 子育て支援プレミアム付商品券の発行基準は、多子世帯が対象で、現段階で330世帯を見込んでいる。なお、多子世帯とは、1世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が3人以上いる世帯である。
- ・ プレミアム付商品券発行の市民に対する周知については、まず、4月中旬に事業概要とプレミアム付商品券取り扱いの依頼文書を商品券取扱店に送付し、事業の周知を行い、4月下旬にポスター、チラシの作成、4月下旬から5月初旬頃、取扱店へポスター、チラシ、商品券見本を配付して宣伝・周知を依頼する。

その後、プレミアム付商品券の納品、検品、取扱店一覧を入れて封入し、5月の初旬には広報宣伝の第1弾として、広報まくらぎきにチラシを折り込み、また広報宣伝の第2弾として、発売前7日から3日前に新聞チラシを折り込むほか防災無線でも周知したいと考えている。

- ・ プレミアム付商品券の有効期限は、基本的に6カ月と規定しており、発売日は5月30日で、有効期限は11月29日までを予定している。
- ・ プレミアム付商品券発行事業は、地域消費を喚起するため行うもので、希望する金額で購入していただき、有効期限までに使わなかった商品券の引き取りについては考えていない。
- ・ 地域創生関連の交付金事業の平成28年度以降については、現在のところ全く見えていない状況である。
- ・ 枕崎国際芸術賞展開催準備事業については、特に、外国人観光客への対応もできるようにトイレの洋式化やWi-Fi設備の整備をするものであるが、本展実施は平成28年度ということであるので、国民文化祭とのタイアップについても今後雰囲気づくりにつなげていきたい。
- ・ 小さな拠点づくり事業については、JAの田布川事業所が廃止になり、田布川・金山地区における購買事業の拠点がなくなるということから、廃止された事業所を借り受けて引き続き購買事業を行っていききたいという田布川集落の有志の方々が、株式会社輝楽里たぶがわを設立し、購買事業をはじめ、耕作放棄地対策としての農産加工品製造販売等、事業実施に関する基盤施設の整備等を行うものである。
- ・ 当該地区における取り組みについては、国が集落営農を進める中で任意の組合としてスタートし、事業内容としても3年ぐらい前から当該事業の構想を持っており、地元の要望を聞きながら進めてきたところである。また、国が集落営農の中で法人化を進めている関係から、2月に株式会社を立ち上げて今回の事業に取り組んだという経過である。
- ・ 今回、地方創生先行型という交付金が急々に示され、事業要請の潜在的なものがあるのか各課に掘り起こしを行ったところ、従前から当地区ではJAの施設の廃止等が予想されていて、廃止等になった場合は今回のような取り組みをしたいという相談を受けていたということであり、地方創生の事業パターンの中でも例示された事業に該当する内容であったことから、急々にこの交付金を充てる事業として計画をしたところである。なお、当地区以外からの要望は上がっていなかった。
- ・ 今回は先行モデル的な事業として取り組んでおり、事業の成果を十分検証して、市内全体で拠点が幾つか出てくれば、それがネットワークとして広がっていくような目的を持って積極的に市民の方々と一緒になって取り組んでいきたいと考えている。
- ・ 本事業において、議員が事業主体の代表者となっていること関し、議員が代表取締役等を務める営利を目的とする会社等に対する補助金の交付については、地方自治法第232条の2に、普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができるという規定があり、この規定の解説によると、昭和6年12月26日の行政裁判所判例として、およそ営利を目的とする会社等に対する補助金の交付は、特別の理由がない限り認められないとするものがある。この補助金の交付が認められる特別の理由については、昭和3年7月5日の行政裁判所判例に、採算性の犠牲等の場合に限られず、その事業の実施が地域振興や地域住民の福祉の向上につながる場合には、合理的な範囲内において補助金の支出が認められてよいであろうとする判断が基準となるものである。

同条文及び解説には、営利を目的とする会社等について何ら規定はなく、今回の議員が代表取締役を務める会社等に対して補助してはならないなどの規制、制限を規定はしていない。

このため、本市はこれまでも、株式会社等営利を目的とする会社などに補助金の支出を行ってきた。

- ・ 地方自治法232条の2の規定以外に、地方公共団体の寄附または補助について制限を加える

規定はなく、また、議員の地方自治体との関係における行為の制限として、地方自治法第92条の2に地方自治体と請負関係にあってはならないとする兼業禁止の規定があるが、補助金交付とは関係はない。

このほか、地方自治法には、議員の地方自治体との関係における行為の制限に関する規定はなく、議員は地方公共団体が補助金を交付する営利を目的とする会社等の代表者であってはならないとする規定もないことから、今回の補助金の交付には、何ら問題はないと判断をしている。

- ・ この件に関し、県の市町村課及び全国市議会議長会にも照会したが、法律には、議員が株式会社の代表を務めている場合に補助金を支出してはならないという条項は全くなく、代表がだれであっても補助金そのものは支出することができるという回答であった。
- ・ 代表者が議員である営利企業への補助金交付の事例としては、平成25年度の降灰事業で補助金交付の実績があるほか、過去には、営利を目的とする農事組合法人へ補助事業を実施した例は幾つもある。
- ・ 今回の補助金の使途については、購買事業、耕作放棄地対策としての農産加工品製造販売等、事業実施に関する基盤施設の整備補助等であり、役員報酬等へ充当されるものではない。
- ・ 地場産品販路対策事業の地場産品を県内外に発信するための物産展参加事業は、平成27年度中に開催される催事に出展をしていく計画で、東京圏域、名古屋圏域、福岡圏域で開催される催事の中で新たに開拓して、地場産品のPR、販売促進を行いたいと考えている。また、出展に当たっては、かつお製品をはじめ、農産物など本市の特産品など出展先の需要にこたえらるとともに、新たな発信をするように折り合わせて販売、PRをしたいと考えている。
- ・ 国内外観光客誘客事業のWi-Fi設備の整備については、スマートフォンやパソコン等でインターネットを利用しての通信ができるという、いわゆる一般に言われている公共無線LANとしての整備を進めるということで、南浜館の場合、無線LANアクセスポイントの設置に76万7,000円、通信料を年間6万円程度ということで計上してある。

お魚センターにおいては、親機の設置及び12カ所のアクセスポイントを整備することによって館内全域でスマートフォンを使えるようにするもので、最大で120名の方がスムーズにスマートフォン等が動くように環境整備をしようとするものである。

- ・ 食のまち魅力発信事業は、枕崎の鯉船人めし、鯉大トロ井の県外・県内への情報発信ということで行っている。国民文化祭では、かつおと焼酎の文化というかたちで、具体的にカツオの部分についても、いろいろな講演会であるとか、そういうのを今後具体的に組み込んでいき、あわせて外に発信することで枕崎に魅力を持っていただき、集客を図りたいと考えている。
- ・ ふるさと特産品新展開・新技術チャレンジ事業に関し、今回の訪欧目的は、ミラノ万博に特設される「本場の本物枕崎鯉節」ブースで枕崎鯉節のPR活動を行うことで、現在、欧州で輸入禁止となっているかつおぶしの輸入基準の規制緩和及びかつおぶしの消費拡大を訴えるものである。

また、フランスかつおぶし工場を建設準備中のコンカルノーにおいて、当地の郡議会議長、コンカルノー市長等と会談し、かつおぶしの消費拡大と輸入規制の規制緩和のための協力依頼、さらには、姉妹盟約都市等の経済交流について意見交換を行うものである。

- ・ 訪欧団の日程については、出発日が5月9日で、イタリア、ミラノのほうに移動をし、以後は、ミラノ万博における特設ブースの準備及びPR活動、コンカルノーの市長並びにコルヌアイユ郡の議会議長との会談、フランスかつおぶし工場の建設地の視察などを行い、5月17日早朝に羽田に到着する予定である。
- ・ 訪欧団の中に議会の代表たる議長を入れるべきではなかったかということについては、御意見として受けとめたいと思うが、既に渡航に要する見積もりなど事業計画も固まっており、

急々に加えることは難しい。

また、今回はコンカルノー、コルヌアイユ郡の議会議長等を表敬訪問し、内容も模索しながらお互いにこれからのことを話をしていくということで計画をしていることや、時期的に統一地方選挙との兼ね合いも考慮したところである。

- ・ 訪欧団の派遣費用に関し、海外への訪問団の派遣については、ブラジル訪問の際、市から特定の市民に出張依頼というかたちで行ったケースがあり、今回も本市のほうから派遣を要請をして行くものであることから、市が旅費を負担するものである。
- ・ ミラノ万博の期間中のかつおぶしの日本からの移動については、農林水産省とイタリア側で折衝をしており、先般2月20日過ぎに、差し支えないとの結果が出され、プレスリリースもされている。
- ・ かつおぶしのEUへの輸出に関しては、かつおぶしに含まれるベンゾピレン等のEUにおける基準があるため、その基準値についての緩和措置をお願いしていくとともに、輸出に係るかつおぶしの製造方法について、改良していく必要があると考えている。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ プレミアム商品券の市民に対する周知については、公民館長に依頼して公民館放送をしてもらうなど、対象者全員に行き渡る周知方法を考えてほしい。
- ・ 最近では県道沿いでも道の駅になっているところが現実にある。今、全国に1,040の道の駅があるが、これは自治体の数より多い。本市には1カ所もないので、そういったことも含めて、お魚センターの道の駅への取り組みを検討してほしい。
- ・ 小さな拠点づくり事業は、田布川・金山地区における交通弱者対策など地域振興や地域住民の福祉の向上につながるものであり、地域創生の理にかなった事業であると思う。
- ・ 小さな拠点づくり事業は、本市の全地区に関連する事業であり、全地区に呼びかけをして決めていくというのが筋道であるので、今後も公平な対応を行われたい。
- ・ 今回の訪欧団に市民の代表である市議会議長が含まれていないことについては、目的の一つである友好都市宣言の関係など大事な交渉事もあり、また、相手も郡議会議長が出席されるようになってきていることからしても、当然、市議会議長を入れるべきである。

#### ◎議案第9号平成27年度枕崎市一般会計予算

##### ○予算の概要

- ・ 一般会計予算の規模は108億9,000万円で、普通建設事業費の増などにより、前年度と比較して10億9,710万円の増、率にして11.2%の伸びとなっている。
- ・ 義務的経費は62億4,493万2,000円で、公債費は減となったものの、人件費が退職手当関係費の増などにより、また、扶助費についても、障害者福祉費の増などで、それぞれ増となったことから、前年度と比較して6,912万1,000円の増、率にして1.1%の増となっており、予算総額に占める義務的経費の割合は57.3%で、前年度に比べ5.8ポイント低くなっている。
- ・ 投資的経費は13億6,981万円で、普通建設事業費において、補助事業費が小・中学校の屋内運動場等の非構造部材耐震化事業や公共施設の長寿命化計画に基づいた老朽化対策などで増となったのをはじめ、単独事業費も枕崎市漁業協同組合に対する種子島周辺漁業対策事業補助などで、また、県営事業負担金についても広域漁港整備事業負担金の増などで、それぞれ増となったことから、前年度と比較して7億7,919万3,000円の増、率にして131.9%の増となっており、予算総額に占める投資的経費の占める割合は12.6%で、前年度に比べ6.6ポイント高くなっている。
- ・ その他の経費は32億7,525万8,000円で、前年度と比較して2億4,878万6,000円の増、率に

して8.2%の増となっているが、その内訳は、補助費等が汚泥再生処理施設整備に係る南薩地区衛生管理組合負担金の影響などで増となったのをはじめ、繰入金や積立金などについても増となっている。予算総額に占めるその他の経費の割合は30.1%で、前年度に比べ0.8ポイント低くなっている。

- ・ 市税は、最近における景気動向などを踏まえ、21億0,542万円を計上しており、前年度と比較して941万9,000円の減、率にして0.4%の減となっている。
- ・ 地方消費税交付金は、地方財政計画における地方消費税の伸び率などを踏まえ、3億8,510万円を計上しており、前年度と比較して1億2,470万円の増、率にして47.9%の増となっている。
- ・ 地方交付税は、国の地方財政対策などを踏まえ、34億7,000万円を計上しており、前年度と比較して7,000万円の減、率にして2.0%の減となっている。
- ・ 国庫支出金は15億4,202万6,000円を計上しており、普通建設事業費の増などにより、前年度と比較して1億9,475万5,000円の増、率にして14.5%の増となっている。
- ・ 県支出金は8億8,313万7,000円を計上しており、普通建設事業費の増などにより、前年度と比較して2億3,259万7,000円の増、率にして35.8%の増となっている。
- ・ 繰入金は、財政調整基金や地域振興基金からの繰入れなどで、2億3,700万1,000円を計上しており、前年度と比較して6,389万5,000円の減、率にして21.2%の減となっている。
- ・ 市債は15億3,430万円を計上しており、普通建設事業費の増などにより、前年度と比較して7億1,470万円の増、率にして87.2%の増となっている。
- ・ 自主財源は29億0,550万2,000円で、市税や繰入金の減などにより、前年度と比較して1億0,341万4,000円の減、率にして3.4%の減となり、歳入全体に占める割合は26.7%で、前年度に比べ4.0ポイント低くなっている。
- ・ 依存財源については79億8,449万8,000円で、市債をはじめ、国庫支出金や県支出金、地方消費税交付金の増などにより、前年度と比較して12億0,051万4,000円の増、率にして17.7%の増となり、歳入全体に占める割合は73.3%で、前年度に比べ4.0ポイント高くなっている。
- ・ 一般財源は67億7,252万2,000円で、地方消費税交付金は増となったものの、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税や財政調整基金繰入金の減などにより、前年度と比較して2,957万1,000円の減、率にして0.4%の減となり、歳入全体に占める割合は62.2%で、前年度に比べ7.3ポイント低くなっている。
- ・ 特定財源は41億1,747万8,000円で、市債をはじめ、国庫支出金や県支出金の増などにより、前年度と比較して11億2,667万1,000円の増、率にして37.7%の増となり、歳入全体に占める割合は37.8%で、前年度に比べ7.3ポイント高くなっている。

#### ○当局説明

- ・ 総務費中、危険空き家の判定は、他の先進市の例を参考にして判定基準を作成しており、管理不全な状態の基準や、危険度についてもA・B・C・Dのランクを設けている。例えば、Aランクとして取り壊しの指導助言を行うものについては、倒壊や建築材の飛散など危険が切迫して緊急度が極めて高く解体が必要というような規定を設けている。  
また、建築系の技師と一緒に調査をした上で、躯体構造部、腐食や破損の程度、建築資材の飛散落下の危険度の程度など、危険度の判定に必要な調査項目を設けたマニュアルを作成している。
- ・ 危険空き家の解体等の行政代執行について、空き家対策の推進に関する特別措置法でも代執行までできると示されているが、5月末に国から手順を示したガイドラインが示されると聞いており、それを確認後、具体的な方法を検討していきたいと考えている。  
解体撤去に要する費用は、個人の財産で所有者負担が基本であるので、代執行を行うかどうか

かについては、生命・財産に危険を及ぼすようなものについて個々の事例で判断して、慎重に対応していきたい。

- ・ 空き家の活用に関し、地方創生の戦略等の中で、U・J・Iターン対策について手厚く検討するよう示されている。また、全国移住情報提供センターというものが設置され、移住を希望される方々に情報の提供をしていくシステムができたので、本市の不動産業界の方々が納得いただける範囲がどの程度になるのかはこれからの話であるが、空き家バンクの取りかかりに一歩進んだ検討をしなければならないと考えている。
- ・ 一般管理費に計上してある再任用給 8 人分のうち、新たに再任用を行うのは 4 人である。なお、平成26年度の定年退職者数は11人となっている。
- ・ 再任用職員の勤務日数は、週 4 日を基本とし、業務は職員が行っている業務を振りかえていきたいと考えている。

また、平成27年度は常勤職員として市長部局は10名を採用する見込みであり、新規採用者の確保に十分配慮しながら、再任用職員の採用を行っている。

- ・ ふるさと納税返礼事業については、返礼品の贈呈について、ホームページ、広報紙等でお知らせするとともに、地場製品の広告宣伝にも力を入れるため、インターネットのウェブサイト上にカタログショッピング形式で掲載する方法を予定している。

また、ウェブサイトを運営する会社の検討とあわせて、返礼する地場製品の選定等についても検討を進めていきたいと考えている。

- ・ 特別職給与の減額率の変更に関し、現在の三役の給与は、本則の額ではなく附則で10%、8%の減額措置を行っている。以前から特別職報酬等審議会の中では本則額でもらうべきであるという論議がなされており、今年度についても本来の本則額でもらうべきであるという意見が強く出されたところであるが、現在の財政状況からすると本則の額に返すのは無理であるという市長の考え方があり、本則額を基準として、せめて5%までは下げるべきという最終的な政治的判断がなされたものである。
- ・ 市長、副市長、教育長の給料月額は、本則額及び4月から各市が附則で減額をしようとする場合を比べた場合も、19市中19位という順位になっている。
- ・ 市長等の給与の額の諮問に際しては、特別職報酬等審議会に白紙委任している。委員は、各界の代表の方々であり、審議会には、毎年の審議会でまとめられた意見を資料として提出し、審議の結果、全会一致で答申のとおりにとまとったところである。
- ・ 一般職の給料は、今回の給与条例の改正で平均2%の減額になっているが、激変緩和措置として3年間は現給保障を行うことになっている。
- ・ 庁舎の耐震診断の結果は、庁舎本館は耐震性がないと診断されたため、耐震補強工事が必要となる。補強工事の方法は、市役所業務に影響のないようにしながら、施工は外づけ工法が適していると考えられる。外づけ工法は、各メーカーいろんな工法があるが、今後、設計を進めていく中で決めていきたいと考えている。また、耐震化の方向については、県の判定委員会等で承認されている。

なお、別館については耐震性があると判断されたため、耐震補強工事の必要はない。

- ・ 耐震補強工事の財源については、耐震化・長寿命化等の事業費がわからない中で、単独である場合には、市役所庁舎が災害対策の拠点として、緊急防災減災事業債など7割程度の交付税措置があるような地方債の検討も行いたい。

また、過疎債の活用については、公共施設の老朽化対策として、国のほうも過疎債等の配慮を図っているが、調査は対象にならないところであり、今後、他の団体からも対象となるよう要望等があると思う。

- ・ 人事評価制度研修は、地方公務員法で人事評価について制度化、義務化がなされることにな

っており、平成28年度からは、全自治体で人事評価制度を取り入れて実施し、一人一人の職員について評価をしていくことになっている。

平成27年度は、人事評価制度導入に係る準備期間として具体的な評価方法等についての研修を予定している。

- ・ 本市の情報システムは、従来、メインとなるコンピュータを庁舎内にもって、情報等もすべて庁舎内で管理をしてきたが、今回、クラウドサービスに参加し、サービスを提供するいわゆるベンダーと呼ばれるところが準備するデータセンターにメインコンピュータ等を設置していく計画である。これにより、これまでは制度改正等があるたびに本市のほうでメインのコンピュータに一回一回手を加えてシステムを変更していたが、今後はベンダーが設置したデータセンターのほうで変更されることになる。

また、データセンターには、幾つかの市町村が回線をつないで、データの更新やシステムの更新等を同時に行っていくことになる。

これと同時に、今まで各課に配置されていた業務システムのうち、福祉システム、健康管理システム、後期高齢システム等についても一緒にデータセンターのほうに統合してクラウド化していく計画である。

- ・ クラウド化による効果については、機器等は、本市庁舎に今まで置かれていたそれぞれのシステムのサーバー等はなく、すべてデータセンターに置いて維持管理がなされていくことになる。システムの運用についても、今まで職員が行っていたが、今後はベンダー側が運用等を行うこととなることから、導入してしばらくは移行に関連するケア等で、職員を急激に減らすことにはならないと思うが、将来的には人員の減についても見込まれる。また、クラウド化のメリットとして、行政情報の管理に係るセキュリティが非常に高くなっていくことが見込まれている。
- ・ 社会保障・税番号制度に係るシステムの改修・構築については、平成27年10月に番号通知ができるように準備を進めている。これに付随する条例の制定、改正関係は、平成27年の9月議会あたりをめどに検討を進めている状況である。
- ・ 民生費中、生活保護の業務は、社会福祉主事の資格を研修等により受けた者が行っており、査察指導員が1人、ケースワーカーが3人の計4名が対応している。
- ・ 本市の生活保護受給世帯の状況は、平成26年12月分の速報によると、世帯数は213世帯、人員は280人、保護率は12.54%となっている。世帯数及び人数は、前年度同月と比較をしてほぼ横ばいであるが、保護率は、人口減により上昇している。
- ・ 生活保護費については、平成25年に生活保護基準の見直しにより、世帯人員割が少なくなり、世帯人員が多い世帯ほど以前より保護費は減少している。また、高年齢者に対する保護費は以前より低くなり、70歳程度の方の場合、生活扶助費は7万円弱程度である。
- ・ 生活保護費の不正受給対策として、収入状況の調査等を毎月確認しており、生活保護算定に当たって実際の収入と差異があった場合は、翌月以降に生活保護費を調整している。また、年金等申告のない収入が遡及して支給された場合には、その分をまとめて返してもらう方法をとっている。

費用返還の制度は、生活保護法第63条による返還と第78条による返還がある。より不正と判断された場合には第78条を適用しており、平成26年度では、1件で1万9,339円という状況である。
- ・ 食の自立支援事業に関し、配食サービスの料金は1食当たり450円である。非課税世帯は1食当たり400円で、50円部分を市が補てんしている。また、予算では、月8,700食、年間にすると10万4,400食分を計上している。
- ・ 配食サービスの対象は、65歳以上の高齢者であって調理が困難な者となっており、具体的

には、ひとり暮らしや虚弱または寝たきり等の高齢者、重度の身体障害者等となっている。

- ・ 配食サービスの利用に当たっては、介護認定とは関係がなく、同居する家族がいても、またはひとり暮らしで食事を調理することが困難な状況であれば実態調査をして、できる限り支援していきたいと考えている。
- ・ 配食サービスを利用する際は、申請があつてから福祉課で実態調査を行い、利用の決定後、配食を開始するという流れになっている。また、配食は、計画的に行う必要があり、基本的には社協に5日前までに連絡をしてもらうこととしている。

在宅の場合で、利用者の都合により特定の日だけ利用するという事は、自宅で調理ができる状況にあるという判断にもなり、基本的には対応できないが、急な入退院の場合などは、事前に連絡をいただいて対応している。

- ・ 老人介護手当は、平成25年度の実績で45人である。手当は月6,000円、対象者は65歳以上で、1年以上本市に住所を有し、かつ、介護を必要とする状態が3月以上の者となっている。  
介護手当の受給者は、寝たきり老人等を同居またはこれに準ずる状態で介護をしている者となっている。
- ・ おむつの給付状況は、平成25年度の実績では、対象者は66人で、給付枚数は年間600枚である。対象者は、65歳以上の者で日常生活において常時おむつを使用している者または重度心身障害者等で日常生活において常時おむつを使用している者となっている。
- ・ 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業は、65歳以上の高齢者を含む任意の団体が行う互助活動に対して、地域商品券と交換できるポイントを付与して地域の互助活動を活性化し、地域社会の担い手として活躍が期待される元気な高齢者の受け皿をつくり、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進に図ることを目的としており、平成27年度から取り組む予定である。

この事業は、県からの100%の補助事業として取り組むこととしており、対象となる団体は、市内に住所を有する者で構成された任意の団体であつて、対象となる活動について補助を受けていないこととなつており、構成員の要件は、構成員が3名以上であること、構成員の半数以上を高齢者で占めること、代表者を定め継続的に活動することとなっている。

1活動のポイントは、1回60分以上を活動したときに1ポイントを付与することになる。また、1ポイント1,000円の換算で、ポイントの交換上限額は、1グループ当たり年12万円となっている。

- ・ 以前から取り組んでいるポイント事業と、今回の事業に取り組むことで、地域の自助活動・互助活動の活動を促して、元気な高齢者が地域の互助活動の推進役となつて地域包括ケア体制の構築につながっていくものと考えている。
- ・ この事業の対象となる団体については、老人クラブなど既存の団体以外に、ボランティアクラブで観光面などでの活動をしている花渡川クラブという団体も対象になると考えている。
- ・ 老人福祉バス更新事業は、老人福祉バスが取得から5年経過し老朽化したことから、今回、過疎債を適用して新しい老人福祉バスを購入しようとするものである。
- ・ 延長保育促進事業は、平成26年度までの補助基準では、基本分と時間に応じて加算される加算分の2本立てであったが、来年度から始まる子ども・子育て支援新制度において、基本分は運営費の単価の中に組み込まれることとなり、今回の延長保育促進事業では、30分延長の場合あるいは1時間延長の場合の加算分のみ金額となったことから、金額は大幅に減少している。また、延長保育の時間に変更はなく、報酬のあり方が公定価格の中に入ってきた分、少なくなっている。
- ・ 地域見守りネットワーク支援事業は、在宅福祉アドバイザーという方々に活動をしていただいており、日ごろの活動は全くのボランティアとして活動してもらい、年1回の研修会に参加

されたときに出会謝礼ということで謝金を支払っていたところである。また、平成26年度から65歳以上の在宅福祉アドバイザーは、その活動内容について元気度アップポイント事業の対象としたところであるが、今回新たに65歳未満の方々に対し、活動内容に応じて5,000円を上限とする商品券を付与する経費を加算したものである。

- ・ 地域の新たな見守り体制の構築については、来年度からの生活支援体制整備事業の中で、関係者が集まっての協議体というものを設置し、その中で協議されるものと考えている。現状として、各地域の在宅福祉アドバイザーや民生委員の方々に地域の見守りをお願いしているが、今後の高齢化社会への対応として、いろんな面から地域を見守る体制を構築する必要があると思うので、関係者が協議する場を設置をして、検討をしていきたい。
- ・ 衛生費中、産後ケア事業は、平成27年度から新たにに取り組む事業であり、核家族化や育児不安、経済的不安、子供の病気などにより妊産婦のストレスが増大してきており、母体の健康管理を行う上で適切なサポートを行うことが重要な課題となっていることから、入院を要しない程度の体調不良の産婦を対象に宿泊型のサービスを提供することによって、産後の安心・安全なお産体制の確保を図るものである。
- ・ 保健師の地域担当制は、平成26年度から保健師に地域の健康課題等の相談を受けてもらう取り組みを開始することとして、昨年4月の各校区ごとの総会の際に、各公民館長へ地域の各公民館での相談事があつたら利用していただくようお願いをしている。  
各公民館長さんからの相談については、担当から、現在まで相談はないと聞いているが、地域においては、各公民館講座や夜間に成人講座等を開いており、また高齢者学級の中でも健康課題について講話等を行っている。今後、地域への入り方や方向性について具体的に検討し、周知も図っていきたい。
- ・ 食生活改善推進員は、各地域地域で食生活の改善ために、各公民館など地域地域で活動を行っている。
- ・ 介護予防事業の中で、先進的な取り組みとして簡単筋トレ教室を行っており、それが終わった後には筋トレサロンへと移行していく取り組みの中で、毎年2教室ずつふやしていき、4月からサロンの際には20のサロンができるようになる。  
高齢者が自宅でひきこもるよりも、外に出ていただき、集まった中で会話や体を動かすことによって、認知症になることを防ぐ、あるいは運動機能の低下を防ぐということは大事であり、今後も年次的に拡大していきたいと考えている。
- ・ 各種検診については、県民総合保健センターや厚生連、また、乳がん検診などについては相良病院などに委託して実施している。
- ・ 事業所への検診車による検診については、検診先の受診者数によって費用を賄えるのかということや、さまざまな検診がある中で効率的な検診体制がとれるのかということなどの問題があることから、検診機関がどのくらいであつたら受託可能かということについては、調査をしてみたい。
- ・ 南薩地区衛生管理組合負担金の大幅な増加については、汚泥再生処理施設整備事業の建設事業が3年間の事業で、平成27年度は全体事業費の61%程度を事業費として支出することになっていることによるものであり、負担金は全市で18億8,407万4,000円、そのうち本市は3億1,953万5,000円となっている。なお、負担比率の算定では、均等割が3割、人口割が7割となっている。
- ・ 環境保全促進助成事業は、自治総合センターがモーターボート競走施行者協議会からの拠出金を財源として、各地域で環境保全に取り組む団体に対して助成を行っている。平成27年度は、花渡川、馬追川、尻無川等で環境保全に取り組んでいる団体と協力して、子供たちの水生生物調査や環境フォーラムなどを実施する計画であり、補助率は10分の10であるが、対象外

があり、市の持ち出しが7万3,000円ほどある。

- ・ 労働費中、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の地域人づくり事業は、平成26年度からの継続事業6事業であるが、この事業の趣旨は、地域経済を活性化するため地域において産業や社会情勢の実情に応じた多様な人づくりをすることにより、若者や女性及び高齢者の潜在能力を引き出し、雇用拡大可能な環境整備を行うとともに、賃金上昇等の処遇改善に取り組むことを推進するものである。

- ・ 魚屋職人育成事業は、事業メニューが雇用拡大プロセスで、お魚センターに委託し、平成26年度の新規雇用者を引き続き雇用し、実地研修、業務従事により育成して能力を高め、正規雇用につなげていくものである。

職場を離れ知識やスキルを習得させるOFF-JT研修では、魚の仲買技術を漁協の近海市場や鹿児島市場において受講する民間企業の研修により習得するとともに、生活改善グループが定期的にお魚センターで開催するカツオ料理教室に参加して、カツオのさばき方やカツオ料理の技術を習得するものである。

職場において職務を通じた教育を受けるOJT研修では、お魚センター鮮魚部でベテラン職員による魚のさばき方や販売技術、解体部位説明の技術、カツオわら焼き体験などの体験型観光の技術を習得するものである。

- ・ 南薩地域の地場産品普及拡大人材育成事業は、南薩地域地場産業振興センターに委託し、平成26年度の新規雇用者を引き続き雇用して技術を習得させ、事業終了後正規雇用につなげようとするものである。OJT研修として、地場産業振興センター内で地場産品の役割やその把握、売れ行き動向のほか、ニーズ調査整理及び販売方法の研修を行うとともに、その研修結果を生かし、研修生みずから企画立案して販路開拓業務を行うものである。

- ・ 観光を通じたまちづくりに寄与できる人材の育成事業は、枕崎市観光協会に委託し、平成26年度の新規雇用者を引き続き雇用して技術を習得させ、事業終了後正規雇用につなげようとするものである。OFF-JT研修として、きばらん海実行委員会、通り会連合会等々での観光振興によるまちづくりや、地域振興、観光振興をあわせた企画技術能力向上の研修を受講して企画立案能力の取得、OJT研修として、枕崎市観光協会において、観光客へのおもてなしや観光案内、観光情報発信業務の実践研修を行うものである。

- ・ 国内・海外市場新規販路開拓事業は、事業メニューが処遇改善プロセスで、中原水産に委託し、平成26年度に引き続き実施するものである。内容は、新規開発したかつおぶしの加工品など、枕崎の特産品を国内・海外市場に売り込むため、新規販路開拓を通じた売り上げ増により、従業員の賃上げを図るといったものである。

具体的には、海外市場動向調査、販路開拓調査及び商談、海外商談会への出展を計画しており、事業実施に伴う売り上げ増によって従業員4名に対し、賞与として5年間1人当たり年間10万円を増額させようとするものである。

海外商談会への出展に関しては、コンサルティングによる海外市場等調査として、対象国はシンガポール、香港などを予定しており、また販路開拓の調査としてEU圏に向けての調査も計画している。

- ・ 健康プロジェクト指導者人材育成事業は、市民の健康づくりを推進するために、その専門の知識・技術を有する指導者の確保を行うため、NPO法人LCLに委託して、OJT研修、OFF-JT研修を通じた人材育成を図ろうとするもので、この事業に従事する者は2人で、うち1人を新規雇用するものである。

OJT研修では、職場実習と枕崎健康づくり支援プログラムの作成を通じた知識・技術の向上を図り、OFF-JT研修では、日本フィットネス協会実技教員研修会及び鹿児島県介護予防従事者専門研修会の研修を通じて人材育成することとしている。

- ・ スポーツクラブマネージャー育成及び生涯スポーツの推進事業は、生涯スポーツに精通した人材の育成を図るとともに、生涯スポーツを普及しながら若年者等の無業者を有期雇用契約で雇い入れ、研修受講や業務従事による人材育成により能力を高め、正規雇用につなげるもので、現在、きばらん海クラブのクラブマネージャー育成ということで生涯スポーツの推進事業に当たっている。
- ・ 農林水産業費中、畜産環境対策事業で導入される機械は、酪農において生ずるふん尿の処理について、従来から畑の表面に散布することで悪臭が発生し、住宅地と混住して飼料畑が散在する立神地区ではたびたび悪臭問題が発生したということから今回導入するものである。  
この機械は作業深さが20cmから25cmほどで、その深さにふん尿を注入し、そのあとロータリーをかけることにより悪臭が抑えられ、肥料効果でも問題はない。また、この処理は飼料作物の作付け前に年間2回程度行うが、畑に入れた後すぐにロータリーをかけていくので地下浸透はないと考えている。
- ・ 農地・水保全管理支払交付金の共同活動は、平成24年度、平成25年度にあった農地等にかかわる一般的な草払いや溝上げなどである。平成26年度における多面的機能支払交付金の中の長寿命化とは、農道や水路などの農業用施設の補修、一部舗装といったもので施設の長寿命化を図ることである。
- ・ 200カイリ対策費（入漁料）補助は、国際協定に基づき他国の200カイリ水域で操業する漁業経営者の経営安定を図るため、当該水域内の操業に要する入漁料等の経費に対して行うもので、前年に支払った入漁料等の経費をその対象としている。入漁料は毎年行われる日本と関係国との二国間協議により、その水準が定められるが、平成25年、平成26年とも入漁料水準は維持されているところである。  
枕崎市の遠洋カツオ一本釣船は、平成25年4月から平成26年3月まで、水産庁の漁業構造改革総合特別対策事業の実証事業に取り組んだが、この事業において発生する入漁料等は、その事業経費として積算されている。  
平成26年度の入漁料補助額は、平成25年に入漁した全入漁国数11カ国のうち、実証事業分の5カ国分の入漁料を除く6カ国に支払った入漁料に対する補助で、平成27年度の入漁料補助額は、平成26年に入漁した全入漁国数20カ国のうち、実証事業分の9カ国分の入漁料を除く11カ国に支払った入漁料に対する補助である。
- ・ 商工費中、コンカツプロジェクト協議会については、市内8団体で構成され、その8団体の負担金のほかにその他の一般会員分を含めて事業の財源に充てている。
- ・ 火之神公園の整備については、平成26年度に、県の魅力ある観光地づくり事業で測量設計を進めており、平成27年度には工事に着手する予定となっている。  
プールにおりるところの壊れた柵部分や、公園入口の右手に設置されている使用不能となった滑り台等についても、全体計画の中で県に整備をお願いしているが、採択されるかどうかは未定である。  
現在、柵部分は応急措置として杭とロープを使用して危険予知を行っている。また滑り台等については県事業に採択されない場合、何らかの対応を講じる必要があると考えている。
- ・ 土木費中、公共施設等については、これまでは長寿命化の延命措置も単独事業で行わざるを得ず、簡単に事業に手をつけられない状況にあったが、国の施策により長寿命化事業が補助事業となったことにより、現在いろいろな施設の延命化に取りかかってきたところである。  
なお、長寿命化に当たっては、補助事業ということで要望をしているが、国の財源配分によっては、ある程度計画を変更せざるを得ないこともある。
- ・ 道路維持補修に関する要望については、個人や公民館などさまざまな要望が毎日のようにきているが、現場を調査した上で事故が起こりかねない危険性の高い箇所は急いでやっている。

また、道路に覆いかぶさっている木々の処理についても、危険な状況であれば市で対応せざるを得ないこともあるが、基本的には所有者が管理するものであり、問題がある場合、まずは地元の公民館等で所有者に声をかけてもらうなどの対応をお願いしたい。

- ・ 公園施設の長寿命化自体は平成27年度から本格的に行う予定としており、遊具についても基本的には交換していくことになる。台場公園の遊具については、平成26年の診断の結果、危険度が高く長寿命化対策をとるまで応急的な処置が必要であったため、修理したものであり、今後は取りかえの方向で考えている。
- ・ 本市が管理する都市公園で水洗化されていないのは水尻公園のみであるが、水洗化については補助事業を活用しての整備の検討は行っている。
- ・ 妙見グラウンドのトイレの水洗化については、レクリエーション施設に対しての過疎債適用も考えられるが、必ずしも対象となるとは限らないので、妙見グラウンドを含めた妙見神社、紅茶の母樹園一帯の整備が過疎対策に資するという理由づけをして過疎債の適用ができないか検討は行っている。
- ・ 塩浜公園トイレ改築は、洋式トイレ化を含む全部改築を行うもので、男子便所は和式大便器3基、小便器4基、女子便所は大便器6基、身障者用は大便器1基、小便器1基ずつの予定であるが、どの程度洋式化するかは設計の段階で変わってくると考えている。
- ・ 市営住宅長寿命化事業については、調査の結果をもとに、傷み具合も考慮しながら年数の古い順に延命化を進めていくことにしており、金山住宅においては潮風があたらないせいか、ほかよりも傷みが少ないことから、平成28年度に第2金山住宅に入っていく予定にしている。
- ・ 市営住宅の長寿命化工事は、あくまで本体の延命化を図ることを目的としており、内容的にはひび割れ、屋上の防水、三点給湯などを行っていくことになる。内部の補修については、補助事業の対象外であるため単独事業で対応していくことになる。
- ・ 総合体育館の改修については、公園施設の長寿命化対策で平成28年、平成29年に向けて行っていく計画であり、窓の改修は平成28年度に工事を予定している。
- ・ 消防費中、救急車両の出動に関し、木原地区、塩屋地区、東白沢・西白沢地区など、大型の高規格救急車の入れない狭隘な地域においては、事前に情報を確保できた場合は通常の3名に、もう1名軽車両で出動させ計4名で対応している。この救急搬送支援で出動した平成26年度の件数は1,030件中、15件となっている。
- ・ 本市における消防職員については、平成30年から平成36年までの6年間で12名、率にして約28%の職員が退職する予定であるが、こうした大量退職への備えとして若年層の人材育成とともに、指導者となるべき職員の育成もあわせて今後計画的に取り組んでいきたい。
- ・ 消火栓の設置費用については、道路拡張工事等あるいは水道の配水管の布設工事等に伴っての消火栓移設工事の負担金で、27年度においては1カ所の工事の予定が入っている。
- ・ 平成27年度に配備予定の小型ポンプ積載車5台は、立神分団大塚班、桜山分団桜山西班、金山分団木口屋班、別府南分団板敷班、別府北分団下山班の車両の更新を予定している。
- ・ 教育費中、奨学金貸付金の平成26年度の貸し付け状況については、貸付人数83人で、貸付額は3,091万8,000円となっている。収入未済額は、平成25年度は1,233万3,940円で、平成26年12月末現在では1,060万4,840円である。
- ・ 奨学金の貸し付け限度額は、年額で高校10万8,000円、高専19万2,000円、専修大学19万2,000円、短大30万円、大学44万4,000円となっている。貸し付け額については、高校の場合で近隣市と比べれば、月額で南さつま市1万5,000円以内、南九州市1万円、指宿市2万円、本市が9,000円以内ということで、本市は若干少ない状況である。
- ・ 平成27年度からの土曜授業開始に伴う予算としては、市が雇用する特別教育支援員には、本来勤務を要しない土曜日に勤務してもらう関係で時間外勤務手当が出てくるが、県費職員で

ある教員については、勤務の振りかえで対応することから、基本的に新たな経費は生じてこない。

- ・ スクールバス運転の予算がふえた理由は、木口屋の子供1名が新1年生になることと、スクールバスの保管に係る経費が若干ふえたことによるものである。
- ・ 学校のいじめの実態については、小学校12件、中学校9件の計21件で、いじめ調査の要件としてはごく軽微なものから、靴を隠されたりとか、背中を押されたりとか幅広い中でのとらえ方をしている。なお、この21件についてはほぼ100%解消しており、若干保護者の間で納得しなかったり、本人同士が言い分が違ったりとかというのは、学校のほうで連絡調整を行っているところである。
- ・ いじめ問題専門委員会については、学校の生徒指導委員会による校内での話し合い、さらに報告を受けた場合には教育委員会が入っての連絡協議会等である程度の整理をする中で、いじめが原因で長く学校に来られない状況につながるとか、明らかにいじめに関する原因があるとか、不測の事態が発生するときに設置されるものである。
- ・ 教育委員会におけるいじめ等に関する学校への指導・助言については、生徒指導部会、校長会、教頭等の研修会で、最近のいじめの傾向やいじめの検知の仕方などいじめに関する情報等を流しており、また各学校でもアンテナを常に高く張っていじめをいち早く見つけるための研修を繰り返し積んでいるところである。
- ・ 学校での携帯電話の使用、持ち込み等に関しては、全国的に小・中学校等では持ち込まないよう、あるいは帰るまで一時預かるといった指導や対応をとりながら、子供に買い与えないようお願いはしているが、購入については売り手の立場や強制できない現状から、最終的には保護者の判断であると考えている。
- ・ なお、学校では、保護者を含めた児童・生徒に対し、通信会社等の協力を得て携帯電話等の遵守すべき使い方を指導してもらったり、有害サイトを見られないようお願いしている。さらに全学校で生徒指導の立場の教員が、よい面や弊害的な面をことあるごとに指導している。
- ・ 特別支援教育支援員配置事業については、現在各学校に特別支援学級が設置されているが、支援を要する子供の中には親の要望や障害の程度によって特別支援学級に入らずに普通学級で授業を受けたいという子供もおり、こうした子供が普通学級で授業をする際は、やはりほかの子供との差が目立つことから、その差を埋めるためのサポート、あるいは授業についていけない場合に別メニューで授業を進めていくという立場の支援員を配置するもので、担任は授業を進めながら、支援を要する子供にはさらにもう1人支援員がつくというものである。
- ・ この特別支援教育支援員は平成26年度は14名配置しているが、平成27年度は16名に増員するというように考えている。
- ・ 小・中学校の耐震化については、昭和56年以前につくられた建物37棟の診断を行い、耐震性がないと判断されたものが10棟であったが、平成21年度から平成25年度にかけて耐震化の補強工事を行って耐震化率100%となっている。
- ・ 平成26年度から実施している小・中学校屋内運動場等非構造部材耐震化事業については、平成26年度は枕崎小、枕崎中、桜山小、桜山中の4棟の屋内運動場を行ったところであり、平成27年度は残りの11棟を計画している。その内訳は、小学校については、別府小9号棟の屋内運動場、立神小7号棟の格技場、10号棟の校舎、18号棟の屋内運動場の計4棟を、中学校については、枕崎中5の2号棟の校舎、22号棟の格技場、桜山中7号棟の格技場、別府中17号棟の屋内運動場、14の1号棟の校舎、26号棟の格技場、立神中2号棟の屋内運動場の計7棟の小・中学校合わせて11棟で、非構造部材の耐震化工事はほぼ100%終わるものと考えている。
- ・ 施設ごとの事業費の内訳は、小学校については、別府小9号棟1,625万1,000円、立神小格

技場2,283万4,000円、校舎1,974万9,000円、屋内運動場3,486万9,000円、事務費32万円の計9,402万3,000円。中学校については、枕崎中校舎2,232万円、格技場1,028万6,000円、桜山中格技場1,964万6,000円、別府中屋内運動場2,262万9,000円、校舎4,093万7,000円、格技場339万4,000円、立神中屋内運動場915万4,000円、事務費43万5,000円の計1億2,880万1,000円となっている。

- ・ 屋内運動場等非構造部材耐震化事業については、国からも平成27年度中の対応を急ぐようにとの通知がなされており、東日本大震災復興特別会計のほうで補助金、起債ともに対応できること、特に起債については現段階では東日本大震災復興特別会計の全国防災事業債で充当率100%、交付税措置も8割あるが、平成28年度以降はその適用がなくなり持ち出しが5倍以上にふえることが予想されることから、今回、集中的に実施することになり予算規模も大きくなったところである。

施工業者については、これから設計に入るため今後選定していくことになるが、昨年度はすべて市内業者に発注している。

- ・ 第30回国民文化祭かごしま枕崎市主催事業について、試案の段階ではあるが、会場については、地場産業振興センターを中心とした地域をメイン会場、新酒まつりで使う薩摩酒造を中心とした地域を第2会場として2つの会場で開催する予定としている。
- ・ 事業内容としては、10月31日の夜、メイン会場においては、現在、南日本新聞の紙面に「海耕記」を連載されている福田准教授の講演会及びだしとり教室を開催したいと考えている。翌日は、劇団ぶえんの公演、さかなクンの講演会のほか、舞台を設置したサテライト会場では、本市の郷土芸能、かつお祭りを実施するカツオー一本釣りやかつお節削り大会など、枕崎らしいさまざまな催しを計画している。

また、その会場周辺では、大トロ井や船人めしなどさまざまな地元特産物のブースも設けたいと思っている。

薩摩酒造周辺の第2会場においては、基本的に新酒まつりと同様の催しとなるが、焼酎にまつわる文化講演を計画しているほか、同文化祭が鹿児島県下では11月15日まで約2週間開催されるので、この2日間とは別に、南浜館において15日までこれまでの風の芸術展入選作品を一堂に展示し、あわせてさまざまなツアーを企画しているところである。そのほか山崎敏廣さんの立行司事時代の装束なども貸してもらえたら南浜館への展示か、あるいは可能であれば本人が自宅の展示物として案内したいというお気持ちもあるようである。

- ・ 枕崎市主催事業の事務局は文化課に置くことになる。本市開催分の全体事業費については813万9,000円で、今現在、県の査定を受けて、補助対象外となる43万円の残額707万9,000円の8割が県の負担、これを全体事業から差し引いた額197万2,000円を本市負担分として計上しているが、県全体の事業費が膨らんでおり県の負担割合が変わる可能性もある。
- ・ 郷土芸能保存会が出演する郷土芸能大会は、これまでも市制記念となる節目の年の事業の際に演じていただいていたが、今回、この国際文化祭があるということで郷土芸能保存会会長の了解を得て1年先延ばししていただいた。
- ・ 少年の船経費は、その経費のほとんどが三島村の村営船みしまの用船料であり、今回実態に合わせた人数で見積もりをお願いした結果、平成27年度より減額となっているものの、事業への支障はない。

参加人数については、例年同様150人程度を見込んでいるが、できるだけ多くの方々に参加していただけるよう広報に努めたい。

#### (歳入)

- ・ 市税に関しては、国は平成27年度の地方財政計画上は市税は伸びると見込んでいるようであるが、県内のシンクタンクが出している本県の経済見込みは、国の予想をはるかに下回る状

況となっており、現在、全国的に景気は回復基調にあるとはいわれているが、その影響は地方都市にはきていないとの分析になっているようである。

そのようなことを勘案して、個人住民税については納税義務者の80人程度の減少と所得を対前年度98.5%程度と見込み、また法人市民税については、平成26年度中の申告状況等や景気動向等を見て、大口事業所については対前年度の確定申告額のマイナス8%程度、その他事業所についてはマイナス7%程度といった推計を立てて予算計上したところである。

- ・ 個人住民税の内訳は、所得の部分が前年度当初予算と比較すると総体で2億6,000万程度の減少と見込んでおり、この結果、所得割については930万円程度の減、納税義務者数の減少による均等割等については127万円程度の減、総体で調定額は26年度当初予算に対し、983万円程度の減というふうに見込んでいる。また、予算計上に当たり、収納率は前年度当初予算時の見込みよりも0.1ポイント程度のプラスを見込んでいるので、収納額としては、個人の現年課税分について、対前年度当初890万円の減と見込んでいる。

- ・ 固定資産税に関し、太陽光発電関係の償却資産は、平成26年度の課税実績では20件程度であったが、平成27年度は40件を超える課税があると見込んでいる。

償却資産の課税については、第一義的には各事業者からの申告により把握するが、そのほかに日常の現地調査や、農地情報システム、インターネットで自由に閲覧できる地図情報等の確認により市が把握している部分については、再度申告書を提出していただくようお願いしている。

- ・ 市たばこ税については、喫煙率が年々低下してきている状況を踏まえ、平成27年度当初予算においては前年度に比べ、一般、旧3級を含めて、総体で67万本程度消費が下がるという見込みで、前年度より減額の予算を立てているところである。

- ・ 鉱産税については、金の市場価格に左右されるところが大きい。最近の金の市場価格は、平成26年11月以降は若干上向きになっている状況であるが、それまでは下落傾向にあったこと等を踏まえ、平成27年度当初予算は、前年度の80%程度で計上してある。

- ・ 地方消費税交付金に関し、消費税8%の中には地方消費税が1.7%含まれており、地方消費税は、国が都道府県に代行して収納するが、都道府県間で調整し、県のほうに地方消費税分として交付され、そのうちの2分の1が地方消費税交付金として市町村に交付されるという制度になっている。本市の消費が直接活性化すれば、本市に入るのが多くなるかというわけではなく、全国に占める本県全体の消費が多くなればその分多くなるということになる。

- ・ 地方交付税に関し、普通交付税額については、人口や面積といった団体の規模や、普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債の元利償還金の状況などによって、団体ごとに大きく差異が生じてくる。普通交付税制度は、税収の少ない団体であっても標準的な財政運営が可能となるよう、基準財政需要額、基準財政収入額という基準の設定を通じて、必要な財源が保障されるもので、各団体の標準的な税収である基準財政収入額が大きいほど交付される普通交付税の額は少なくなる。

本市が県内の類似都市と比べて交付額が少ないのは、人口は多いものの、基準財政収入額が他市よりも大きくなっていることが要因であると分析している。また、本年度についても、公債費が1億円程度減少しており、それに対する普通交付税措置があるが、公債費の状況や税収の状況などによって異なってくる。

- ・ 地方消費税の税率アップによる影響については、増額分全額を基準財政収入額に算入するようになっているが、その分、基準財政収入額が大きくなるので、需要額との差額で交付される普通交付税は減少するということである。

- ・ 基準財政収入額については、税収等推計する場合に地財計画の伸びに基づいて推計することが基本となっており、需要額は公債費の交付税の算入に大きく左右されることについては留意

するよう、国・県からも再三指導されている。本市は公債費が1億円以上減少しているが、それに伴い、公債費の基準財政需要額の算入が小さくなっているため、その辺が地財でマイナス0.8%の伸び、本市がマイナス2.0%の伸びというあたりに反映されていると分析している。

- ・ 分担金及び負担金に関し、老人ホーム入所者負担金と生活支援ハウス利用者負担金が減額されているのは、現状の入所者の階層を踏まえ予算計上したものである。
- ・ 使用料及び委託料に関し、火之神公園の使用料の平成24年度から平成26年の3カ年実績について、プール使用料は、平成24年が101万1,500円、平成25年が105万0,800円、平成26年が104万0,930円、キャンプ場は平成26年に廃止となり、平成24年が3万8,770円、平成25年度が4万6,390円、平成26年度は温水シャワーのみで1万8,700円となっており、過去3カ年の実績をもとに予算計上している。
- ・ 少年の森の利用については、現在、廃止に向けて俵積田公民館や土地所有者の方々と話し合いを進めているところである。
- ・ 入会林野整備計画の適否決定等に関する事務については、入会林野整備計画の承認を県から移譲されるものである。その整備計画書に添付する確認書を相続人全員から取るようにとの県の指導であり、それが事務的に進んでおらず、事業自体がだいぶおこなわれている。現在、その確認書をとる範囲について整備していこうということで、作業を行っている。
- ・ 市債に関し、過疎債の予算計上については7億4,600万円で、内訳はハード分が6億7,850万円、ソフト分が6,750万円、また、公共下水道事業会計においても、4,680万円の予算計上を行っている。
- ・ 今回の当初予算の地方債の15億3,430万円の中には臨時財政対策債のように100%交付税措置されるもの、辺地対策事業債、全国防災事業債といった8割交付税措置されるもの、また、全く交付税措置されない地方債とさまざまであり、そのすべてを延べたときに7割程度は交付税措置されると考えている。
- ・ 退職手当債の発行可能年度は、平成27年度までとなっている。
- ・ 退職手当債については、平成26年度の当初予算で9,000万円予算計上しており、3月補正において、税収の増等を踏まえ、できるだけ圧縮を図りたいということで5,000万円としている。
- ・ 退職手当については、大量退職者が続くということで退職手当組合制度への加入を図ったが、それでも今後3億円以上の負担が続くことから、平成28年度以降は財政調整基金等を活用しながら対処していかざるを得ないと考えている。
- ・ 辺地対策事業に関し、本市が過疎指定を受けたことで半島振興法に規定する辺地地区の25点加算の特例措置がなくなり、本市において辺地は消滅をしたことになる。辺地対策事業として予算計上している分は、平成25年から平成29年度までの現計画で予定をされている別府上手地区の5路線、木口屋地区の1路線で、現在の計画の事業量に限って、辺地対策事業債を発行できるということを県の市町村課と協議、確認がされている部分である。

また、金山小学校の閉校に伴い、辺地指定が期待されていた田布川・金山地区については、閉校が3月31日で、4月1日からは過疎指定がかかっていることから、辺地指定は受けられないということを県との協議の中で確認している。

#### (総括)

- ・ 今回の当初予算が第3次行財政集中改革プランに掲げた市長等給与の削減に逆行するのではとの指摘については、市長等給与の削減の項目は、本来支給すべき本則額から削減しているかという点で掲げたものであり、平成27年度は本則額より5%下げたことで実施項目に掲載している。
- ・ インフルエンザの予防接種については、65歳以上の方は発症すると重篤化する可能性が高いということで助成があるが、乳幼児は、5歳児程度まではインフルエンザに係る免疫等の関

係性もあり、65歳以上の方に比べて重篤化の可能性が低いということで任意接種にとどまっている。市としては、限られた財源でさまざまな福祉施策に取り組んでいるが、費用対効果という点も含め、今後、子ども・子育ての支援のための施策の中で検討していかなければならないと考えている。

- ・ 今回、消防団に最新鋭の機能を持った消防車両を配備するに至った経緯は、消防団のあり方検討委員会の中で、本市の消防団でも救助資機材を搭載した車両を1台配備しなければならないという結論を踏まえたものである。

この消防ポンプ自動車は、総務省消防庁から無償で貸与されたものであるが、別府南分団に配備されることになった理由は、当分団の車両が更新時期であったことや、消防署の救助隊が緊急に駆けつけられる市街地や立神地区と違い、別府地区が若干現着時間を要するため、その間の救助活動を団員に協力いただきたいということから選定したものである。

なお、無償貸与された消防車両は、全国統一の規格で、らく車の設備は備わっていないが、既存の設備にホース3本と筒先を同時に運べるキャリーバッグを搭載しており、今後はこれをもう1基備え、合計ホース6本分に対応したいと考えている。

- ・ 消防団員に対する救助資機材の取り扱いの教育については、すでにチェーンソー、エンジンカッター、油圧機器等を使用した訓練を実施しており、大体熟練の域に到達しつつあるが、スプレッダーやカッター等、専門的な油圧器具の取扱いは慣れが必要であるので、訓練の年間計画の中で早目に熟達するように指導していきたい。
- ・ 市民会館費で平成27年度に実施する工事は、管理棟屋根の防水工事、管理棟1階トイレ改修工事等で、ホールの防音対策については総体的な施設の改修事業で考えていかなければならないので、現在のところ未定である。
- ・ 国の予算の年度内の成立が微妙な状況にある中、自治体予算に影響はないかとの指摘については、仮に暫定予算になったとしても、4月交付の普通交付税については、その中で対応がなされるものと考えている。
- ・ 関連し、生活困窮者の自立支援法にかかわる予算については、生活困窮者自立相談支援事業として、相談支援員の業務嘱託員に係る経費を半年分計上しており、4月以降、当面は現在の生活保護のケースワーカーで相談支援があったときに対応する予定にしている。  
また、この事業に必須の住宅確保給付金についても当初から計上しているが、これについては、国が暫定予算になった場合の対応に係る県からの通知はきていない。
- ・ 地方交付税の歳出特別枠とは、リーマンショックの影響に対する地域経済に配慮し設けられたものである。
- ・ 地方法人税の創設については、平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から法人市県民税の法人税割の税率が引き下げられ、その分が地方法人税として国税化され、新たに地方交付税原資になるという改正がなされているところである。この制度変更に伴う影響として、本市の法人市民税法人税割が減ることが予想される。
- ・ 固定資産税について、平成27年度は評価がえの年であるが、予算への影響としては、不動産鑑定士による鑑定の結果、土地については市内平均で15%から20%弱の下落となっており、これに伴い、調定額が3,600万円程度落ちている。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 空き家対策特別措置法が施行されるが、空き家の固定資産税の問題や危険度判定など主要な部分を広報等を通じ市民に周知されたい。
- ・ 危険空き家対策について、解体撤去後の活用など長崎市が一番進んでいると思うので、本市の空き家対策の参考にされたい。

- ・ ふるさと納税の返礼については、本市に来てもらって本市で消費してもらうことも必要であると思うので、地場産品だけでなく本市への旅行券なども返礼品として取り組んでほしい。
- ・ 市長等の給料は、県下19市の中では附則で対応しているところも多い。本則額が理想ではあるが、民間の事情や市の財政状況を考えて、他市等においてもカットをして財政健全化に努力している中で、みずから身を切って、そして職員を鼓舞することによって財政健全化を図るべきである。
- ・ 市長等の給料は、地方債、基金残高が基準になると思っている。借金をいっぱい抱えて預金もない中で報酬を上げるということは、財政改革中でもあり、市民は納得できないと思う。  
また、県下19市で一番低いということは、市長は、公務が厳しい中で枕崎市のためにこれだけがんばっていると胸を張れることだと思う。
- ・ これまでの行財政集中改革プランについては、経費削減等の効果があつて財政的に改善されてきたものだが、今回の市長等の給与は実質的に前年度と比べて増額であり、第3次行財政集中改革プランに掲げた市長等給与の削減に逆行するものである。
- ・ 市長等の給料は、附則を適用しても最下位の19位であるが、議員それぞれの考え方がある中で、本則額に返すべきであり、職責に応じた給与を受け取って当然だと思う。
- ・ 職員給与の改正に伴い、職務の級が6級以上の職員の1年延長の2%カットについてはいかななものかと危惧しており、例えば6級以上課長級になれば超過勤務手当もつかず、士気が低下するのではないかととらえている。
- ・ 妙見グラウンドのトイレについては、宝寿庵区の球技大会などでの同グラウンドの利用頻度が多いことや、特に女性の利用に支障を来している状況にあり、水洗化を望む要望があることから対処をお願いしたい。
- ・ 道路維持補修費に関連し、道路に木が覆いかぶさって支障のある箇所については、基本的には所有者の管理の問題ではあると思うが、近年は所有者が高齢であったり、地元に残っておらず管理が行き届かないといった状況も多いので、そうした状況も考慮して対応してほしい。
- ・ 幼いころに受けたいじめは、トラウマとなって大人になってもその当時をふと思い出しどうすることもできなくなったり、仕事に行かれなくなったりという、その人の人生を左右するものである。そういう点では、子供のころの基礎学習力や人との対応の仕方などは大事であるので、しっかりと対応していただきたい。
- ・ 第30回国民文化祭かごしま枕崎市主催事業に関連して、催しに郷土芸能大会も計画されていることについては、郷土芸能保存会の各団体とも協力は惜しまないと思うが、催しの参加等に際しては相当な経費も要するので、そこらも配慮した対応を検討してほしい。
- ・ 地方交付税は大事な一番大きな収入財源であるが、県下19市の中でなぜ本市が一番少ないということについて、理解できない部分がある。確かに計算をすれば結果としてはこうなるのかもしれないが、類似都市との比較・分析をしてほしい。
- ・ これまでの機構改革の中で耕地課、農政課が一本になり、そして、農政課の中では林務係が耕地係に吸収され、そこに中間管理事業が入り、さらに農地・水事業のほうも取り扱っているなど、業務自体が非常に多岐にわたっている。かなりの事務量だと思うので、職員の健康管理の面からも配慮していただきたい。

#### ◎議案第10号平成27年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

#### ◎議案第11号平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

#### ○予算の概要

- ・ 予算総額は、44億2,863万7,000円で、前年度当初予算より2億2,030万1,000円の増となっている。

- ・ 歳出の主なものは、総務費では、事務的経費である総務管理費を889万9,000円、徴税費を678万3,000円、運営協議会費は11万1,000円を計上している。
- ・ 保険給付費は、予算総額の62.4%、27億6,509万2,000円を計上している。このうち療養給付費の23億7,487万円は、平成23年度から平成26年度までの1人当たり医療費の伸び及び被保険者数の推計をもとに算定した。
- ・ 療養費2,079万2,000円、高額療養費3億4,879万円についても、平成23年度から平成26年度までの実績と1人当たり医療費の伸びをもとに算定した。
- ・ 出産育児諸費は実績を考慮して26件の1,092万円、葬祭諸費は61件の122万円を計上した。
- ・ 後期高齢者支援金は、概算1人当たり負担見込額5万6,450円に概算対象者7,242人を乗じた額から平成25年度の精算額を控除した額3億7,367万4,000円、予算総額の8.4%を計上した。
- ・ 前期高齢者納付金は、16万6,000円を計上した。
- ・ 老人保健拠出金は、5万円を計上した。
- ・ 介護給付費・地域支援事業支援納付金は、第2号被保険者数の見込み2,884人に、1人当たり年間負担見込額6万2,200円を乗じた額から平成25年度精算額を控除した額1億5,949万3,000円を計上した。
- ・ 共同事業拠出金9億8,883万円については、医療費に対しての共同事業の国保連合会への拠出金である。内訳は、高額医療費拠出金8,257万2,000円と、平成18年度から創設されました保険財政共同安定化事業拠出金9億0,625万8,000円であり、保険財政共同安定化事業は平成27年度から1円以上80万円未満の医療費が対象となることから、前年度より4億7,456万2,000円の増となっている。
- ・ 保健事業費は、特定健診などの事業費に1,961万1,000円、人間ドック、がん検診等に補助するための経費として642万5,000円を計上した。
- ・ 公債費に100万円、諸支出金に8,600万3,000円を計上した。
- ・ 歳入の主なものは、国庫支出金は療養給付費等負担金6億1,228万6,000円と高額医療費共同事業負担金2,064万2,000円、特定健康診査等負担金532万6,000円、普通調整交付金2億3,921万7,000円、特別調整交付金4,500万円を計上した。
- ・ 療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療給付費等に係る分として1億5,233万2,000円を計上した。
- ・ 前期高齢者医療に係る財政調整交付金の前期高齢者交付金を10億9,652万2,000円計上した。
- ・ 県支出金は、保険者拠出金の4分の1に相当する高額医療費共同事業の負担金2,064万2,000円、特定健康診査等負担金532万6,000円、普通調整交付金及び特別調整交付金の合計1億2,235万5,000円を計上した。
- ・ 共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金の合計10億7,757万1,000円を計上した。
- ・ 繰入金のうち保険基盤安定繰入金は、保険税軽減分1億0,741万9,000円と保険者支援分5,963万8,000円、出産育児一時金等728万円、職員給与費等1,554万2,000円、財政安定化支援事業7,080万円、県広域化等支援基金貸付金償還金8,333万3,000円の合計3億4,401万2,000円を計上した。
- ・ 諸収入は第三者納付金350万円、歳入欠陥補填収入8,705万2,000円及び滞納処分費等、合計で9,147万8,000円を計上した。
- ・ 国民健康保険税は、総額5億9,567万5,000円を計上し、前年度の当初予算に対して3,713万円、約5.9%の減となった。
- ・ 調定額の算定に際しては、政府は、昨今の経済情勢について平成25年3月以降我が国経済は持ち直しに転じ、現在まで緩やかな回復基調が続いているとしているが、平成26年度本賦

課時における本市国保被保険者1人当たりの所得を見ると、平成25年度に比べやや減少しており、本市及び県内の景気回復速度は全国と比較しても鈍く、今後の著しい好転は期待できない状況がうかがえること、また、農業など一部に所得減少の不安要素もあることから、平成27年度における国保被保険者1人当たりの所得は平成26年度と変動しないものとして算出した。

- ・ 収納率は、所得状況の著しい好転が期待できず依然として厳しい納税環境の中、健全化行動計画に基づく取り組みの結果を踏まえた上で、これまで取り組んできた納税環境の整備及び滞納処分の強化策等を更に継続・充実していくことにより、現年課税分は、一般分の普通徴収分を94.7%と見込み、また、退職分は、これまでの実績等をもとに98.7%と見込み算定した。

その結果、国民健康保険税の現年課税分は、医療給付費分が3億7,918万4,000円、後期高齢者支援金分が1億2,983万8,000円、介護納付金分が6,313万6,000円の合計で5億7,215万8,000円を計上し、また、滞納繰越分は、総体で収納率を平成26年度当初予算と比較して1ポイントアップの24%と見込み、医療給付費分が1,546万3,000円、後期高齢者支援金分が491万7,000円、介護納付金分が313万7,000円の合計で2,351万7,000円を計上した。

- ・ 枕崎市後期高齢者医療特別会計予算の予算総額は3億2,047万8,000円で、前年度当初予算に対して56万6,000円、0.2%の増となる。
- ・ 歳出の主なものは、一般会計繰入金は事務費繰入金329万2,000円、保険料を軽減した分の財源補てんとしての保険基盤安定繰入金を1億0,728万6,000円計上した。
- ・ 後期高齢者医療保険料は、前年度の当初予算と比較すると581万円、約2.7%の減となっている。
- ・ 保険料の内訳は、特別徴収保険料1億5,447万1,000円、普通徴収保険料5,457万9,000円で、合計2億0,905万円を計上した。これは、広域連合への被保険者保険料分の納付金と同額となっている。

#### ○当局説明

- ・ 高額医療費共同事業は80万円を越す部分、保険財政共同安定化事業は30万円から80万円までの部分の医療費を県全体で調整するもので、平成26年度見込みの件数は、それぞれ403件と2,418件であるが、平成27年度は30万円から80万円の部分が1円から80万円に拡大される。
- ・ 高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業において、拠出金が交付金を上回る団体が、県下43市町村中26団体ある。  
拠出金が交付金を上回る部分は、国の療養給付費負担金が引き下げられたときに、県の調整交付金は7%から9%へ2%引き上げられ、その2%部分で普通調整交付金として調整率を乗じて交付される。
- ・ 共同事業交付金に係る交付金、拠出金の算出に当たっては、前々年度と前年度の2年度分の医療費の割合と被保者数の見込みをもとに、それぞれ2分の1ずつの割合で算出される。また、医療費が1円以上からと拡大されても、割合の考え方は従前と変わらない。
- ・ 国保が都道府県化された場合は、県へ分賦金として納付することになり、負担額は、県全体における各市町村の医療費の割合や所得の状況によって納めるようになることが想定されるが、まだ詳細は示されておらず、本市の負担がどうなるかということは今のところ定かではない。
- ・ 共同事業拠出金の平成27年度予算額は、1円以上の医療費を含む県全体の医療費推計額をもとに算出されることとなったことから増額となった。
- ・ 国民健康保険税は、調定見込額をもとに予定収納率を乗じて算出しており、健全化行動計画に基づく収納率強化の取り組みとして、平成27年度は昨年度より予定収納率を高くしてある。また、滞納繰越分についても、平成26年度までの実績（見込み）も踏まえ、平成26年度予算と比較して1ポイントアップの24%の収納率を想定している。

退職被保険者分は、平成26年度の実績が若干落ちる見込みであり、実績を踏まえて計上してある。

- ・ 平成26年度の決算見込みにおける退職被保険者分の滞納繰越分の収納率は、現時点では34%で、実績としては35%近くを見込んでいる。収納率が伸びた理由が滞納強化によるものなのか何なのか、まだ十分分析ができていないため、平成27年度一般分の滞納繰越分と同様に収納率は24%としている。
- ・ 国民健康保険税の納付額は、多額の資産を保有していれば個人の所得を上回る可能性はあるが、そのような例は本市にはいない。納付額の上限は、医療分、後期分、介護分すべて限度額となっている場合は81万円である。
- ・ 人間ドックの助成は、平成26年度2月末時点で136件の申請となっている。
- ・ 各種がん検診補助の内訳は、胃がん800人、子宮頸がん500人、腹部エコー検診1,150人を見込んでいる。
- ・ ジェネリック医薬品の使用促進経費は、ジェネリック医薬品の差額通知に係る経費であり、年度当初に医師会の理事会等においても使用促進のお願いをしている。

使用状況については、数量は新指標ベースで平成23年12月分は42.12%、現在は61.74%で約19ポイント増加している。また、削減効果は、平成23年12月分と比較すると、平成26年12月現在が月額約256万円の効果が上がっている。

- ・ 現在の国の目標値は、平成30年度で60%となっており、本市は既に目標値を超えている状況にはあるが、悪性新生物や精神関係の部分については、患者の特性にもよることや、がんの抑制薬などが新開発されていくことから、ジェネリック医薬品の使用は難しいのではないかと考えている。
- ・ 保険給付費で、1人当たりの医療費は、年齢が高くなれば高くなるほどふえていく傾向にあるが、平成26年度については、65歳以上の前期高齢者の給付費が下がったことから、実績をもとに推計し、平成27年度においても伸びがないと見込んでいる。一方、64歳以下の方の給付費はふえている。
- ・ 保険給付費の2億4,000万8,000円の減については、医療費の減及び共同事業部分の拡大によるものである。
- ・ 共同事業は、1円以上の医療費に拡大されることにより、県全体で持ち合う医療費も平成26年度の約270億円から平成27年度は約548億円に膨らむ見込みである。

本市の場合は、予算上、共同事業の部分で拠出金、交付金ともにふえて予算規模は拡大するが、本市の医療費が上がったということにはつながらない。

- ・ 平成27年度の予算上の共同事業交付金は10億7,757万1,000円、共同事業拠出金は9億8,883万円である。保険財政共同安定化が始まってから、本市は他の市町村に比べ医療費が高い状況にあり、拠出金より交付金のほうが多いことから、現在は制度的には本市の保険財政にとって有利に働いているが、拠出金と交付金は、前々年度、2年度前の3年間の医療費をもとに算定されることから、後年度の負担として反映されることになっている。また、その額は、県全体と本市の医療費の伸びがはっきりしないことから、現時点では、まだわからない状況にある。
- ・ 医療費の状況については、平成25年度の一般被保険者の1人当たり給付費は月額2万8,289円で、平成26年度は1月末までで2万7,262円となっており、月額で1,000円ほど減っている。本市の場合、医療費はこれまで右肩上がり伸びてきたが、やっと下がってきたという状況である。
- ・ 市民の健康づくりについては、医療費の観点からだけでなく被保険者一人一人の健康づくりを進めていくとともに、生活習慣病対策についても重要な課題であることから、生活習慣の改

善に関する健康づくりに積極的に取り組む必要があると考えている。

- ・ 生活習慣病の一つとして、脳卒中、脳血管疾患等で亡くなる方が本市は他市に比べて多い状況にある。脳卒中死亡比は、女性は下がったが、男性は、平成24年度までが164で、現在は180を超えている状況にあり、後々の介護保険料の増大を招く要因にもつながるものと考えられる。
- ・ 生活習慣の改善に関する健康づくりの取り組みとして、鹿児島大学の高血圧内科学の教室と連携して高血圧対策に取り組んでいるが、あわせて今後、市立病院とも連携しながら進めていきたいと考えている。
- ・ 80万円以上の高額医療費の主なものは、悪性新生物等、脳血管疾患、心臓病関係、脳手術などである。
- ・ 累積赤字の約2億6,500万円の解消については、現在の税負担の状況や平成27年度以降に見込まれる一般会計の資金需要等について、関係課と協議しながら最終的な案を詰めているところであり、本定例会最終日までには、国保財政健全化計画の改定した部分を提出したいと考えている。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 国保の累積赤字である約2億6,500万円の解消については、被保険者は流動的であり、解消がおくれるほど受益者負担の原則に反することになっていくので、できるだけ早く計画を示してほしい。

#### ◎議案第12号平成27年度枕崎市介護保険特別会計予算

##### ○予算の概要

- ・ 介護保険特別会計予算の総額は22億7,972万5,000円で、平成26年度当初予算額より約3.2%、7,554万6,000円の減となる。
- ・ 歳出予算の主なものは、総務費4,745万2,000円、保険給付費21億8,600万4,000円、地域支援事業費4,606万4,000円、諸支出金20万4,000円などである。なお、保険給付費については、第6期介護保険事業計画の平成27年度と同額の給付費総額を計上してある。
- ・ 以上の財源として、支払基金交付金6億1,666万6,000円、国庫支出金5億9,042万4,000円、保険料4億0,143万円、繰入金3億4,062万3,000円、県支出金3億3,026万9,000円、諸収入ほか31万3,000円で措置した。

##### ○当局説明

- ・ 介護保険の保険料の対象者は、現年度分の特別徴収対象者、普通徴収対象者を合わせて7,960人で、内訳としては、第1段階が1,954人、第2段階が1,121人、第3段階が872人、第4段階が764人、第5段階が852人、第6段階が966人、第7段階が815人、第8段階が354人、第9段階が262人となっている。
- ・ 保険料について、平成27、28年度については、第1段階のみ5%の公費負担があり、それを勘案すると、第1段階は2万3,400円から2万5,500円となる。最も上昇が大きいのは新第9段階で、7万0,200円から9万6,300円となる。

#### ◎議案第13号平成27年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算

##### ○予算の概要

- ・ 歳入歳出予算の総額は7億9,501万9,000円で、前年度当初予算より370万6,000円の減で、率にして0.5%の減となる。
- ・ 予算の主な内容は、一般管理費が、一般管理経費等で3,436万6,000円、処理施設管理費は、

終末処理場及び汚水中継ポンプ場の運転管理費等で1億7,368万3,000円、排水施設管理費は、汚水管渠の清掃業務委託及び検針徴収事務委託等で3,422万7,000円、下水道整備費は、立神北町地区の補助支線等汚水管路施設工事による面的整備、終末処理場の長寿命化計画に基づく改築更新事業や松之尾ポンプ場の長寿命化計画策定等で2億4,764万円、公債費は、元金が昭和60年度から平成23年度までの借り入れに対する元金償還で2億3,123万4,000円、利子が、昭和60年度から平成26年度までの借り入れに対する利子償還及び一時借入予定額等に対する利子償還見込み額で7,376万9,000円となる。

- ・ 以上の財源として、事業収入2億5,590万円、分担金及び負担金700万円、国庫支出金1億1,385万円、繰入金2億8,259万2,000円、繰越金200万円、諸収入7万7,000円、事業債1億3,360万円措置した。

#### ○当局説明

- ・ 下水道整備費において、面的整備については、第4次2期地区の立神北町の立神北公園から広域農道の区間16.13ヘクタールの整備で、平成27年度から平成32年度にかけて整備を行う計画であり、平成27年度からこの地区の4.47ヘクタールを整備する計画である。

終末処理場の長寿命化計画に基づく改築更新事業については、現在整備をしている水処理施設及び中央監視制御施設について、平成27年度にかけて工事を進める計画である。

松之尾ポンプ場の長寿命化計画策定等については、供用開始から30年を経過しており、施設の老朽化等が目立ってきているので、その健全度を調査し、長寿命化に対する計画を策定するものである。

- ・ 下水道使用料は、前年度より470万円程度減額となっているが、これは平成22年度から平成26年度までの5カ年の実績等を比較した場合、有収水量が平成24年度までは横ばいで増加してきている状況であったが、平成25年度から減少してきていることによるものである。

有収水量の平均を1軒当たりで出すと、1カ月当たり平成22年が22.5トン、平成23年度が22.53トン、平成24年度が22.41トン、平成25年度が22.12トン、平成26年度が21.74トンというかたちで、約1トン近く減っている。これは、接続世帯数は伸びてはきているが、世帯構成人員の減少等で、1世帯当たりの使用水量が減ったものと見ている。

- ・ 運営上の将来の見込みについては、現在、一般管理費、処理施設、排水施設管理費に充当する使用料が100%以上であり、それを超えた分は、公債費の利子補給分に充当しているが、そういった中で、終末処理場の改築更新等を行い、老朽化している機械の設備を新しい技術のものにかえていくことにより電気使用料の軽減が図られるなど、若干ではあるが経費の削減が出てきているので、当面の間は、現在の料金で100%財源充当できる見込みである。

しかし、今後、使用水量の減少や、消費税の10%引き上げ等があることから、料金改定については検討せざるを得ないと考えている。

- ・ 終末処理場の1日当たりの処理能力が約8,000トンであるのに対し、平成25年度で最高6,700トンぐらいい入ってきているので、約60%から70%の稼働率となっている。
- ・ 湯山地区の面的整備について、4次1期地区の計画となっているが、湯山住宅の中央町側の区域については、平成26年度で面的整備が完了して4月から供用開始が可能となっている。
- ・ 中央町湯山の弓道場の先から上る道路で、幅員が3メートルない道路について、下水道管の工事後は、道路はアスファルト舗装でちゃんと路面復旧を実施するとの説明を行っている。その中で地域の方々が協力して、市道認定基準を満たすのであれば、拡幅分については協力すると説明したが、それがうまくまとまらずに現状のままの整備というかたちになっている。

そういった地域の地権者等が積極的に道路を広げると、将来の土地の評価とか生活環境等の改善も図られるが、地権者等の考え等もあり、なかなか思うようにはいかないのが現状である。

- ・ 下水道事業における公営企業会計の適用については、平成27年度から平成32年の3月までに人口3万人以上は法定化しなさいという通達が総務省からある。  
ことし2月に下水道実施の市町で実務研究会等を本市で開催したが、平成27年度は法適用移行研修等を実施し、平成28年度から予算化をしようかというところが2市あった。  
3万人以下の市については、いちき串木野市と本市であるが、3万人以上の市の状況を見ながら、平成27年度は事業団や総務省が行う研修等に参加しながら情報収集等に努め、平成28年度に向けた課題や他市の状況を見ながら取り組んでいこうと考えている。
- ・ 過疎対策事業債の4,680万円については、下水道整備費における終末処理場の改築並びにポンプ場、工事請負費の管渠整備工事等が地方債の財源に含まれている。
- ・ 公債費に充当するのが平準化債の2,260万円と公共下水道事業債の6,420万円の中の特別措置分1,470万円である。

## ◎議案第14号平成27年度枕崎市立病院事業会計予算

### ○予算の概要

- ・ 昨年の診療報酬改定においては、前回のプラス改定に引き続き0.1%のプラス改定となっているものの、消費税増税対応分を除く実質ベースでは、1.26%のマイナス改定となっており、医師の不足もあわせて極めて厳しい状況が続いている。
- ・ 新年度の業務予定量は、病床数55床、年間患者数を入院で1万9,398人、外来で1万6,698人、1日平均患者数を入院で53人、外来で66人と定めた。
- ・ 収益的収入は、医業収益5億3,164万2,000円、医業外収益2,607万4,000円、附帯事業収益780万9,000円の合計5億6,552万5,000円で、前年度より2,041万7,000円の増、収益的支出は、医業費用6億5,326万円、医業外費用1,092万6,000円、附帯事業費用855万7,000円の合計6億7,274万3,000円で、前年度より2,145万1,000円の減となり、収支差し引き1億0,721万8,000円の当年度純損失となる見込みである。
- ・ 資本的支出は、建設改良費のうち、有形固定資産購入費として老朽化した機器の更新等に655万円、リース債務支払額に939万4,000円、企業債償還金として1,817万2,000円の合計3,411万6,000円を予定し、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものである。

### ○当局説明

- ・ 手当の制度改正に伴う増減分について、平成26年度は平成26年4月から企業会計制度が大幅に変わり、期末・勤勉手当については特別損失を含めて16カ月分の計上をせざるを得なかったが、平成27年度は平年度の12カ月分であることから減額が出てきたものである。
- ・ 病児保育一時預かり事業の利用数は、平成26年度は4カ月間で75名程度を見込んでいたが、約30名程度になる見込みである。  
平成27年度は、開所日数に対し人数は若干減ると予想し、12カ月の開所で195人の一時預かりを予定している。
- ・ 一時預かりをする年齢は、生後6カ月以上から小学校3年生までとしており、平成26年度の登録状況では、事前登録された子供のうち3歳以下が47.5%、4歳から6歳までが41.3%、7歳以上が11.2%となっている。  
平成26年12月から平成27年2月20日までの実績では、3歳以下が73.3%で、4歳から6歳までが23.3%となっており、3歳以下の子供の病気のときの一時預かりが4分の3近くを占めている。

## ◎議案第15号平成27年度枕崎市水道事業会計予算

### ○予算の概要

- ・ 新年度の業務の予定量は、給水戸数を1万0,740戸、年間総給水量を291万2,000トン、1日平均給水量を7,978トンと予定している。これを前年度当初予算と比較すると、給水戸数で28戸の減、年間総給水量で1,000トンの減、1日平均給水量では3トンの減となっている。
- ・ 建設改良事業は、工事請負費を1億7,702万3,000円計上し、主な事業として、老朽管更新事業5,022万円、金山浄水場の急速ろ過池更新事業7,814万9,000円、枕崎知覧線配水管移設工事1,512万円、道野金山線サージタンク改良工事313万2,000円、日渡大塚線ほか3線配水管新設工事1,220万4,000円、片平山配水池防護柵設置工事108万円などを予定している。
- ・ 収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益を4億6,957万1,000円、水道事業費用を4億3,337万8,000円とし、差し引き3,619万3,000円で、税抜き後で2,124万7,000円の当年度純利益を予定している。これを前年度当初予算と比較すると、水道事業収益では、営業収益が4億4,754万4,000円で456万3,000円の減、営業外収益が2,202万7,000円で1万9,000円の増となり、合計では454万4,000円の減となる。  
また、水道事業費用では、営業費用が3億7,418万7,000円で131万4,000円の増、営業外費用が5,811万1,000円で831万2,000円の減、会計制度見直しに伴う特別損失780万5,000円の減となり、合計では1,480万3,000円の減となる。
- ・ 資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を1億0,220万9,000円、資本的支出を3億1,308万1,000円とし、差し引き2億1,087万2,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金1億9,733万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,353万8,000円で補てんしようとするものである。  
収入の負担金207万3,000円は、市からの消火栓設置負担金57万3,000円と金山道野線サージタンク改良工事補償負担金150万円であり、固定資産売却代金13万6,000円は、市道改良に伴う水道用地売却分である。

#### ○当局説明

- ・ 給水戸数は、企画の統計をもとに人口減を予測して収支計画に基づき推計しており、今回は28戸の減としたが、人口が300人ぐらいつつ減少していることから、給水人口も減って見通しである。
- ・ 水道料金は、給水人口の減に伴い直近5カ年の平均で350万円程度ずつの減となっており、この状況が続くと、当然収入支出で不足を生じて水道事業は成り立っていかない。約10年前の料金値上げ以降、費用の節減や職員数の削減などの行政改革に取り組み、これまで料金を値上げせずにやってきたが、いつかの時点で限界はやってくると考えている。
- ・ 水道事業は経営自体が水道料金で成り立っており、経営を維持していくための抜本的解決策は、最終的には水道料金の値上げということになる。
- ・ 平成27年度、28年度で金山浄水場の急速ろ過池更新事業を行う予定であり、事業費は約7億5,000万円程度という大規模な事業を計画している。その事業経費の増に伴い、見込みでは平成29年度から赤字になる予定である。また、平成33年度は欠損金が生じ、平成37年度には、補てん財源も不足する収支計画になっている。
- ・ 金山浄水場の更新事業については、本市の水道事業の給水単価が国の想定する補助対象より低い状況にあることから、補助事業を導入することはできないため、単独で行うことになる。
- ・ 国が行う補助事業の対象としての水道料金単価は、過去20年間の単価の平均値である資本単価が基準となっており、本市の資本単価は平成24年度で76.57円で、国の基準は、ほとんどの事業で90円以上となっている。
- ・ 当年度損益勘定留保資金の控除分である長期前受金戻入分は、平成26年度より地方公営企業会計制度が変わり、補助財源資産の減価償却分を長期前受金戻入という現金を伴わない収入に計上している。収入分は補助財源資産分の減価償却費に充てるかたちとなり、現金の裏づけ

もないことから控除している。

- ・ 資本勘定職員分の賞与引当金は次年度支出分の引当金で、次年度に建設仮勘定から資産に振り分けられるため、一たん当年度に控除しておくものである。
- ・ 減価償却の方法は、平成20年度取得分の資産から定額法で行っている。それ以前の取得資産は、すべて定率法で現在も継続して行っている。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 立 石 幸 徳

枕崎市議会議員 禰 占 通 男

枕崎市議会議員 沢 口 光 広